



田尻町 こども 計画

共にささえ つながり 成長する

笑顔あふれ こども・若者が未来を創る力を育むまち たじり



令和7(2025)年3月

田 尻 町

はじめに

わが国においては、令和5（2023）年4月にこども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行されるとともに、これに合わせてこどもに関する取組や政策をより推進していくため「こども家庭庁」が設置されました。さらに同年12月にはこどもに関する国の大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。これにより、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざすこととして、これまで以上に総合的かつ一体的なこども施策を進めていくこととなりました。

本町では、令和2（2020）年に子ども・子育て支援法に基づく「第2期田尻町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子育てができる環境づくりに向け、次世代を担う子どもへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを生み、子育てをしたくなるようなまちづくりを推進してまいりました。

これまでの取組を着実に進めるとともに、こどもが夢や希望をもって未来を創る力を育んでいけるよう、また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を推進していくため、本町におけるこども施策全般の一体的な計画として、令和7（2025）年度から5年間を計画期間とする新たな計画「田尻町こども計画」を策定しました。

この計画の3つの基本目標として、「すべてのこどもが心身ともに健やかに育つまち」、「安心とゆとりを持ってこどもを生み育てることができるまち」、「地域をあげてこども・若者と子育て家庭を支えるまち」を掲げ、この計画の基本理念である「共にささえつながら 成長する 笑顔あふれ こども・若者が未来を創る力を育むまち たじり」に向け、家庭や地域、教育・保育関係機関、民間企業などと連携しながら地域全体で、こどもと子育てに関する施策をより一層推進してまいりますので、引き続き皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、田尻町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケートへのご協力や、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの町民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和7（2025）年3月

田尻町長 栗山 美政

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	3
3 計画の策定方法	5
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況	6
1 田尻町における概況	6
2 ニーズ調査結果からみる状況	22
3 こどもに関わる施策の実施状況	44
第3章 計画の基本的な考え方	57
1 基本理念	57
2 基本的な視点	58
3 基本目標及び施策の体系	59
第4章 施策の展開	61
基本目標1 すべてのこどもが心身ともに健やかに育つまち	61
基本目標2 安心とゆとりを持って こどもを生み育てることができるまち	69
基本目標3 地域をあげて こども・若者と子育て家庭を支えるまち	75
第5章 教育・保育の内容と提供体制	79
1 教育・保育提供区域の設定	79
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	80
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	83
第6章 計画の推進	98
1 計画の推進体制	98
2 計画の進行管理	91
資 料	101

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、こどもやその親を取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、家族間における子育て基盤の弱体化や地域社会の子育て機能の低下から、子育て家庭の孤立が広がり、育児への負担や不安が増大するなど、子育て家庭を取り巻く環境はより厳しいものとなっています。

また、こどもを取り巻く環境は多様化・複雑化し、こどもの貧困や教育・体験格差、不登校や引きこもり、いじめ、虐待、自殺などが深刻な社会現象となっています。

こうした背景のもと、令和5(2023)年4月にはこどもに関係する行政の一元化や取り組みの強化を目的とし、こども家庭庁が創設されました。また、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律をまとめた「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、めざす社会のあり方として「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（「こどもまんなか社会」）が掲げられています。

また、「こども基本法」では、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成するよう努めることとされているほか、同年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」「こどもの居場所づくりに関する指針」では、地方公共団体に対し「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるこども施策を進める重要な役割を求めるとともに、こどもの居場所づくりを「こども計画」に位置付けることが求められています。

大阪府においては、「次代を担う子ども・若者が、個人として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪」を基本理念とする「大阪府子ども計画」の策定作業が現在進められています。

(2) 計画策定の趣旨

本町においては、平成27(2015)年3月に子ども・子育て支援法に基づき「田尻町子ども・子育て支援事業計画」、令和2(2020)年3月に「第2期田尻町子ども・子育て支援事業計画（以下「前計画」という。）」を策定し、認定こども園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、様々な子育て支援事業について提供体制を整備するなど、こども・子育てに関する施策を総合的に推進してきましたが、令和6(2024)年度に終期を迎えます。

「田尻町こども計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの各施策の進捗状況等を検証しながらも、「こども基本法」に示されている趣旨や国の「こども大綱」、府の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現に向け、すべてのこどもの権利が守られ、健やかに成長し自立できるよう、社会全体で総合的にこども・子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

計画策定にあたっては、「こども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、こども本人から意見を聴取するとともに、「こども・若者の権利に擁護と尊重」「こどもの居場所づくり」「若者が望む暮らしの実現に向けた支援」等を新たな施策として追加しました。また、施策全般をこども目線で捉え直し、こどもの成長をみんなで応援し、こどもの未来が輝くまちをめざし、施策を展開していきます。

■こども大綱の6つの柱

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

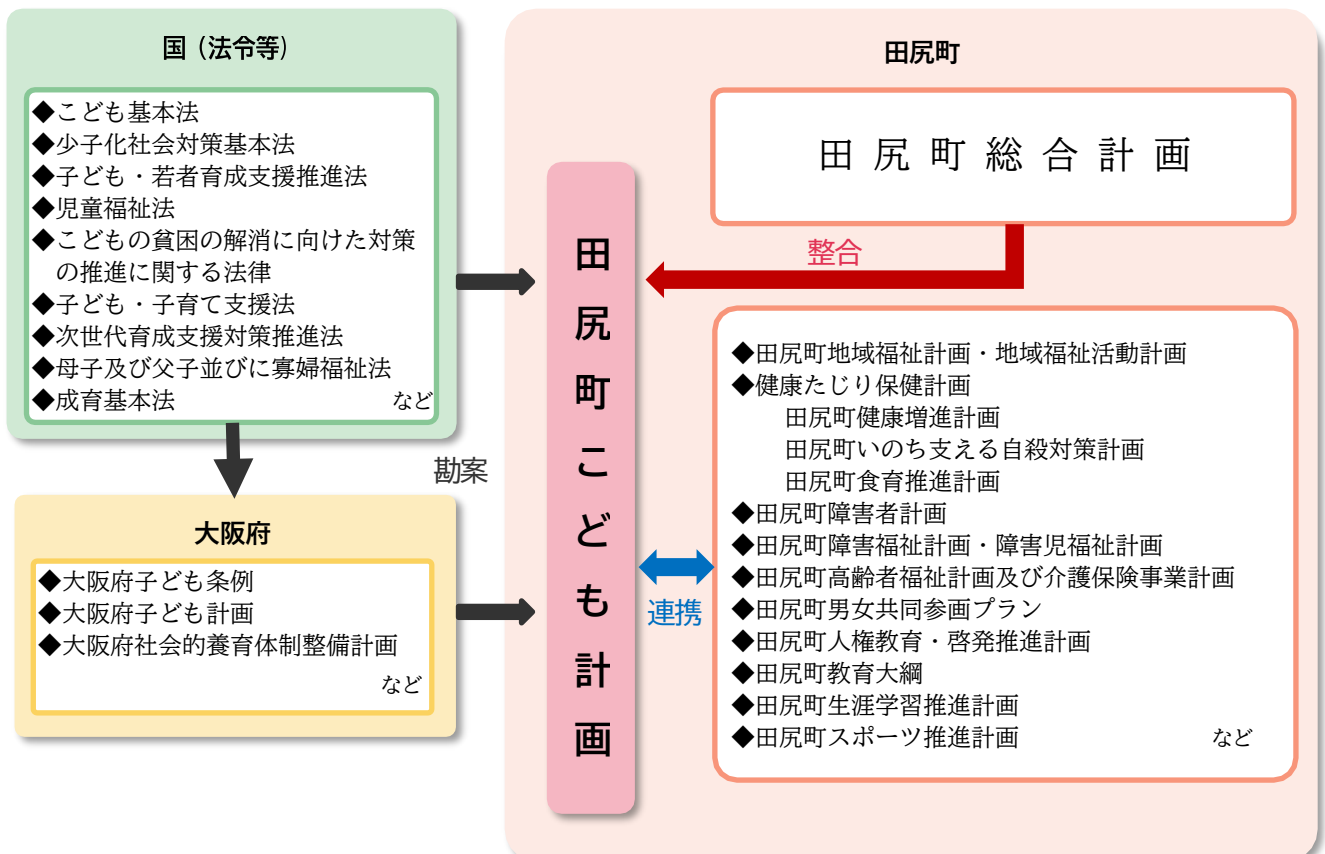
本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する市町村こども計画であり、国のこども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して本町におけるこども施策について定めるものです。

また、同条第5項の規定により次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、母子保健法、成育基本法及び成育医療等基本方針に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含した一体的な計画として策定します。

本計画は田尻町総合計画を上位計画として、健康福祉・教育分野をはじめとした、各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定します。

こども施策は、教育・保育など子育て支援事業を充実するだけでなく、地域で暮らすこども、こどもを育む家庭を、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。

■計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。
計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

■計画期間

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期田尻町子ども・子育て支援事業計画					田尻町こども計画				
田尻町母子保健計画									

(3) 計画の対象

こども基本法では、心身の発達の過程にある者を「こども」と定義しており、18歳や20歳といった特定の年齢で区切られているものではありません。そのため、「こども」には「若者」も含まれます。

ただし、子ども・子育て支援事業計画にあたる「第5章 教育・保育の内容と提供体制」については、計画の対象を生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。また、「第4章 施策の展開」のうち、ひとり親家庭等自立促進計画にあたる部分については、計画の対象を母子家庭、父子家庭、寡婦家庭とします。

なお、表記の仕方については、こども基本法の趣旨を踏まえて、基本的に「こども」を使用します。ただし、法令に漢字で書いてあるものや、既に漢字の名称を使用したものなどは、引き続き「子ども」「子供」を使用します。「若者」については、法令上の定義はありませんが、「こども大綱」では特に青年期の全体が範囲に入ることを明確にする場合に「若者」の言葉を用いています。

3 計画の策定方法

(1) 田尻町子ども・子育て会議

本町のこども施策のあり方について幅広い意見の集約を行い、その内容を計画に反映させることを目的として、学識経験者や関係機関・団体の代表などで構成する「田尻町子ども・子育て会議」において計4回にわたり審議を行いました。

(2) 計画の評価検証

前計画の各施策・事業等の評価について、庁内の担当課等を通じて施策・事業の確認、評価の取りまとめを行い、計画に反映しました。

(3) ニーズ調査

本計画の策定に向けた基礎調査としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	町内在住の小学校入学前の児童のいる世帯 319世帯（悉皆）	町内在住の小学4年生・6年生、中学2年生のいる世帯 221世帯（悉皆）	町立小・中学校に通う小学4年生・6年生、中学2年生 221人（悉皆） 町内在住で高校生に相当する年齢の人 150人（無作為抽出）
調査方法	郵送により配布・回収	郵送により配布・回収	小中学生は学校を通じた配布・回収 高校生相当は郵送により配布・回収
調査期間	令和6年(2024年)3月	令和6年(2024年)3月	令和6年(2024年)3月
回収状況	有効回収数 135件 有効回収率 42.3%	有効回収数 117件 有効回収率 52.9%	有効回収数(有効回収率) 小学4年生 34件(53.1%) 小学6年生 51件(65.4%) 中学2年生 35件(44.3%) 高校生相当 39件(26.0%)

(4) パブリックコメント

本計画に対し、住民から広く意見を反映するため、令和7(2025)年1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施しました。

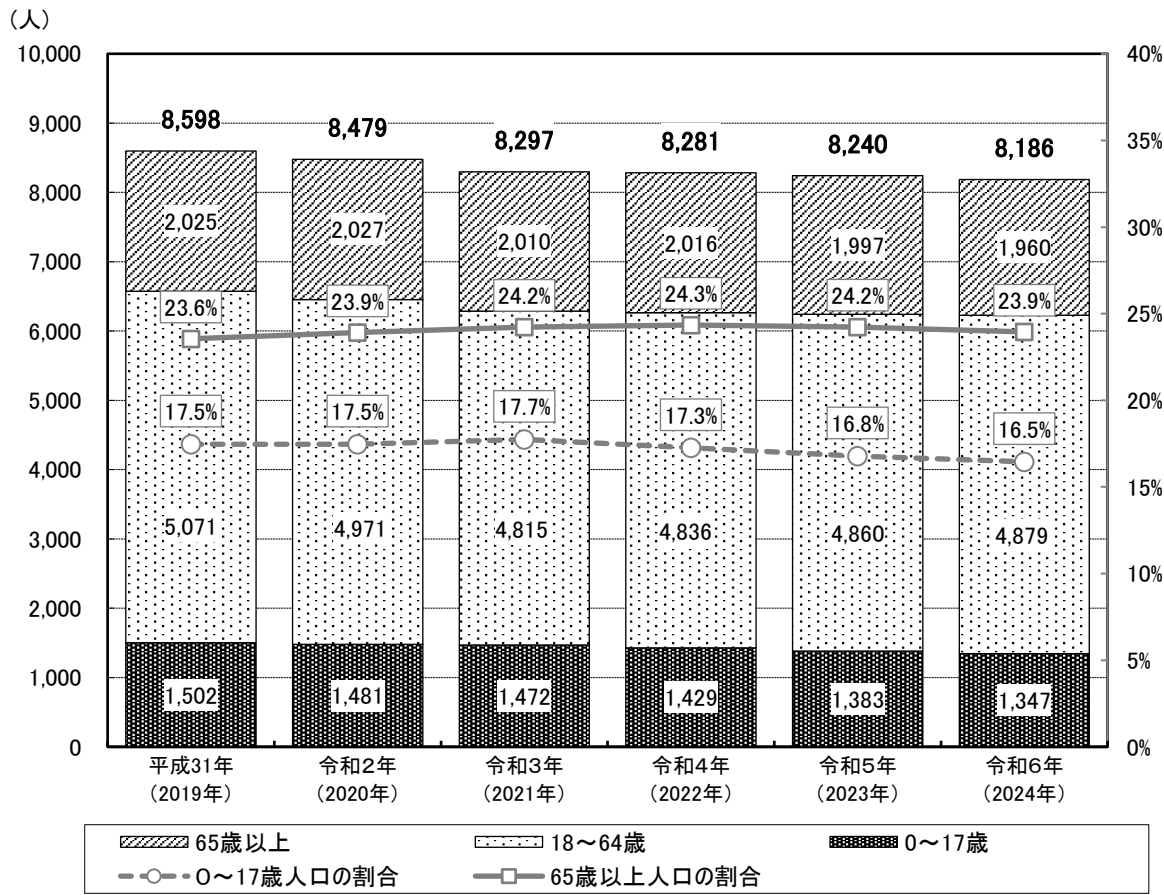
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

1 田尻町における概況

(1) 人口の推移と今後の予測

■人口総数と年齢別人口構成

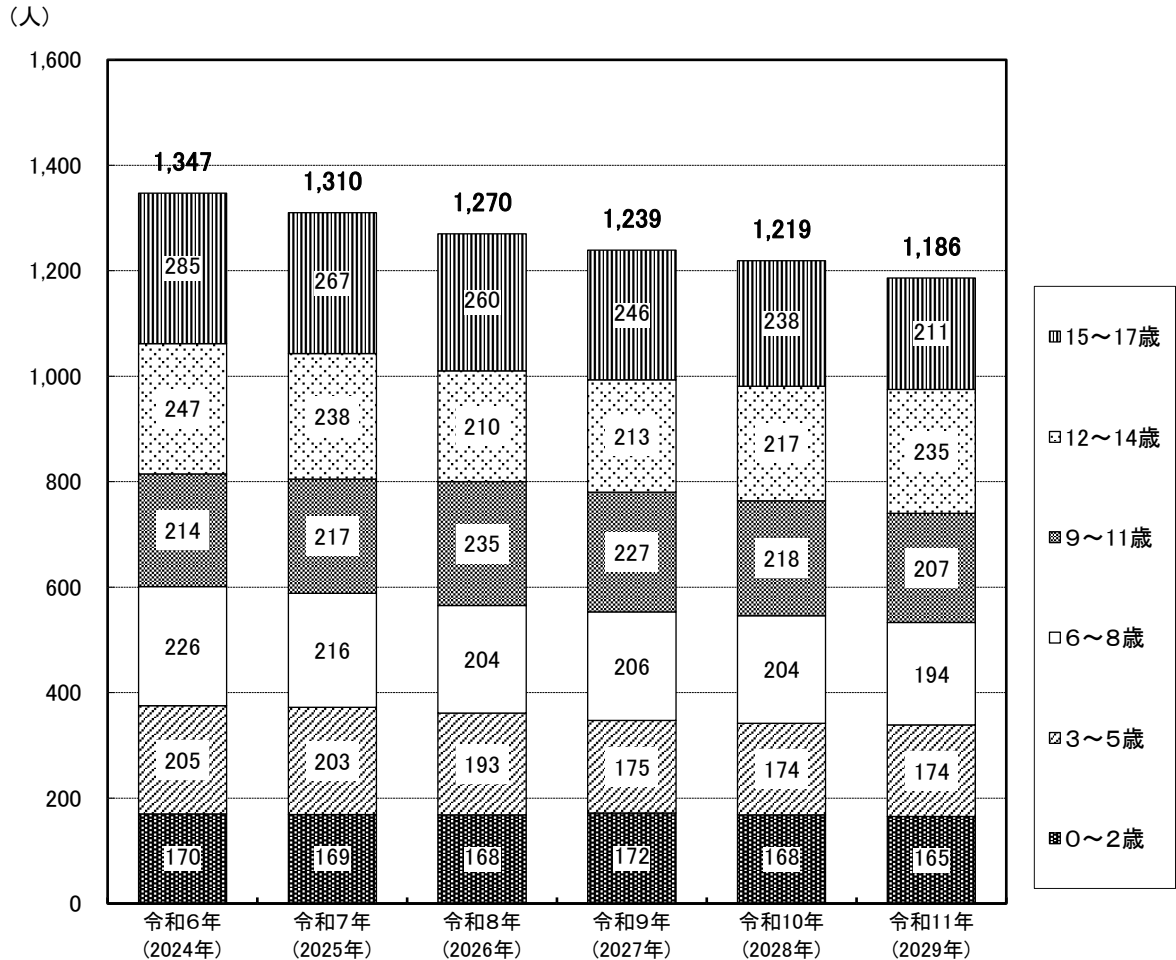
田尻町の人口総数は、令和6(2024)年3月末現在8,186人で減少傾向にあります。
このうち、0～17歳のこどもの数は年々減少する傾向にあります。



住民基本台帳人口（各年3月末現在）

■こどもの数の将来推計

住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法を用いて今後のこどもの数を推計すると、計画期間最終年度にあたる令和11(2029)年のこどもの数は1,186人と、年々減少する見込みとなっています。



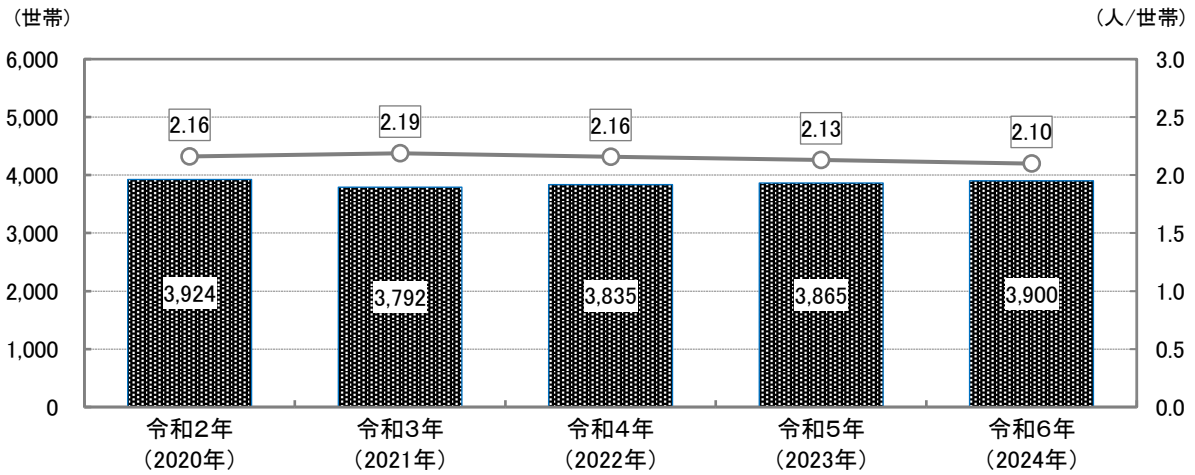
令和6(2024)年は、住民基本台帳(3月末現在)

※推計値は、住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて人口推計を行った。

(2) 世帯の動向

■世帯数と1世帯当たりの人口

世帯数については、令和6年(2024年)3月末現在3,900世帯で、令和3(2021)年以降緩やかな増加傾向にありますが、1世帯当たりの人口(平均世帯人員)は2.10人まで縮小しています。



住民基本台帳人口 (各年3月末日現在)

■母子世帯・父子世帯の推移

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。

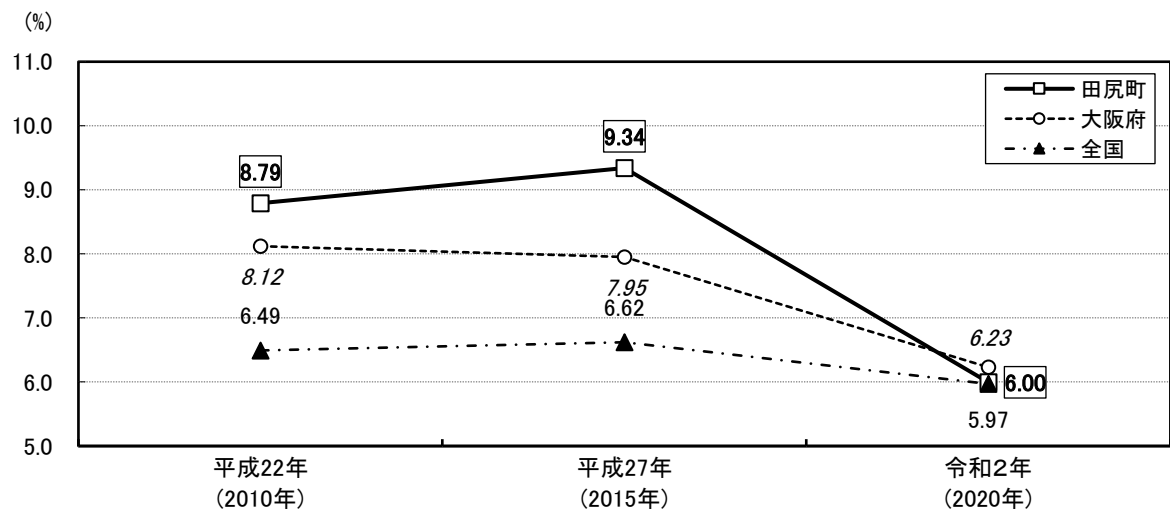
母子世帯・父子世帯それぞれの推移を見ると、母子世帯については平成27(2015)年以降は減少、父子世帯については横ばい状況にあります。

(単位：世帯)

	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
母子世帯	33	50	73	71	48
父子世帯	4	5	8	11	10
合 計	37	55	81	82	58

国勢調査

(参考) 18歳未満世帯員のいる一般世帯における母子・父子家庭の割合

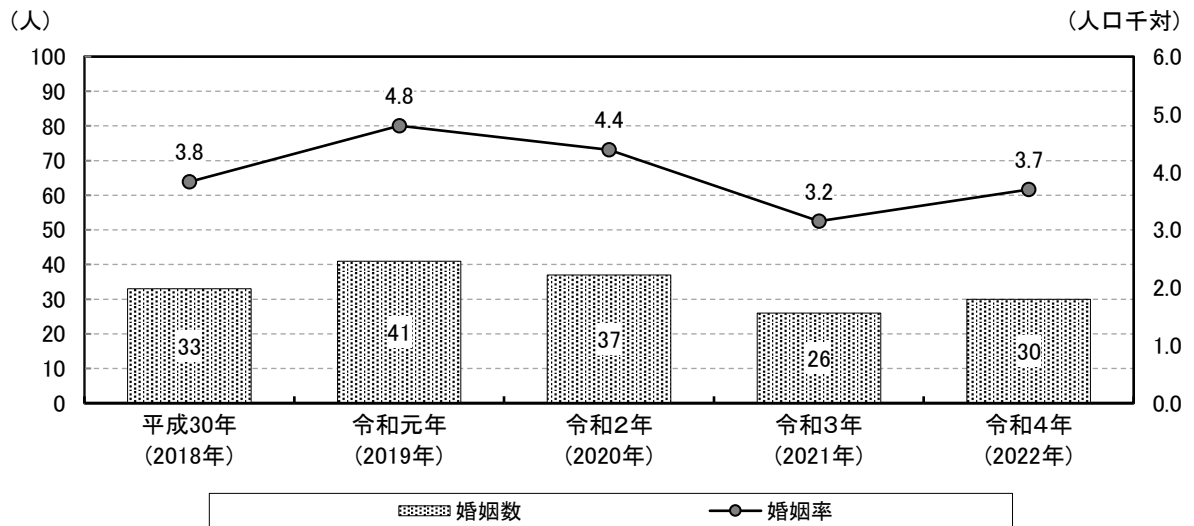


国勢調査

(3) 人口動態

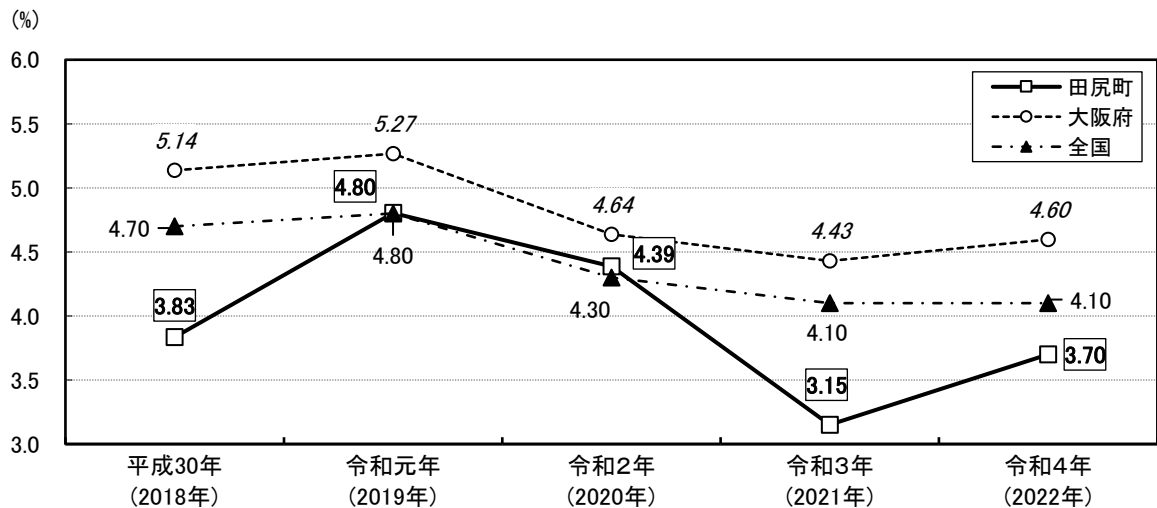
■婚姻数及び婚姻率

大阪府の「人口動態調査」によると、本町の婚姻数及び婚姻率については、年により増減を繰り返しています。



大阪府「人口動態調査」

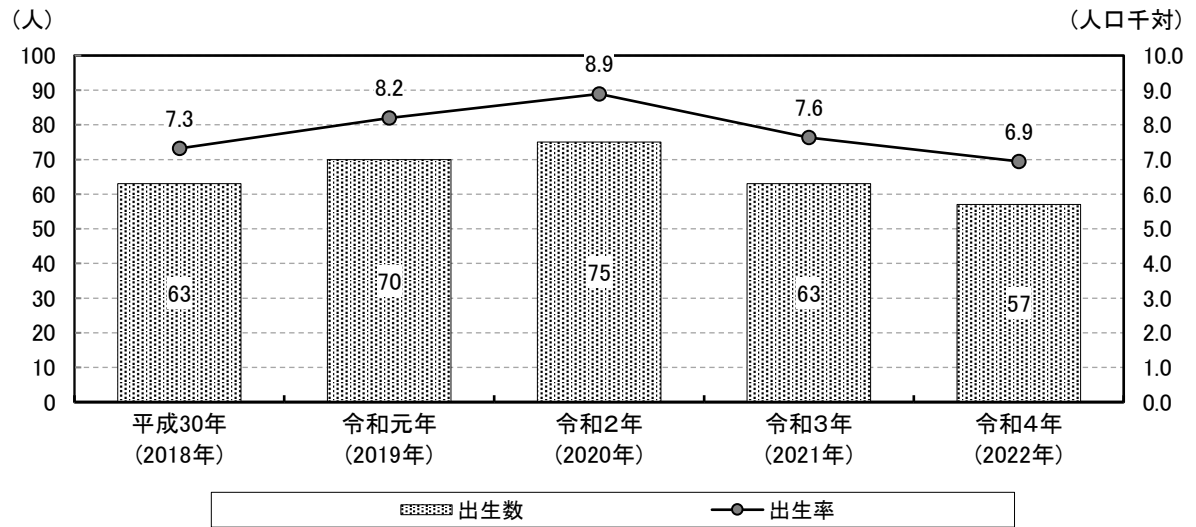
(参考) 婚姻率の全国・大阪府との比較



人口動態統計、大阪府「人口動態調査」

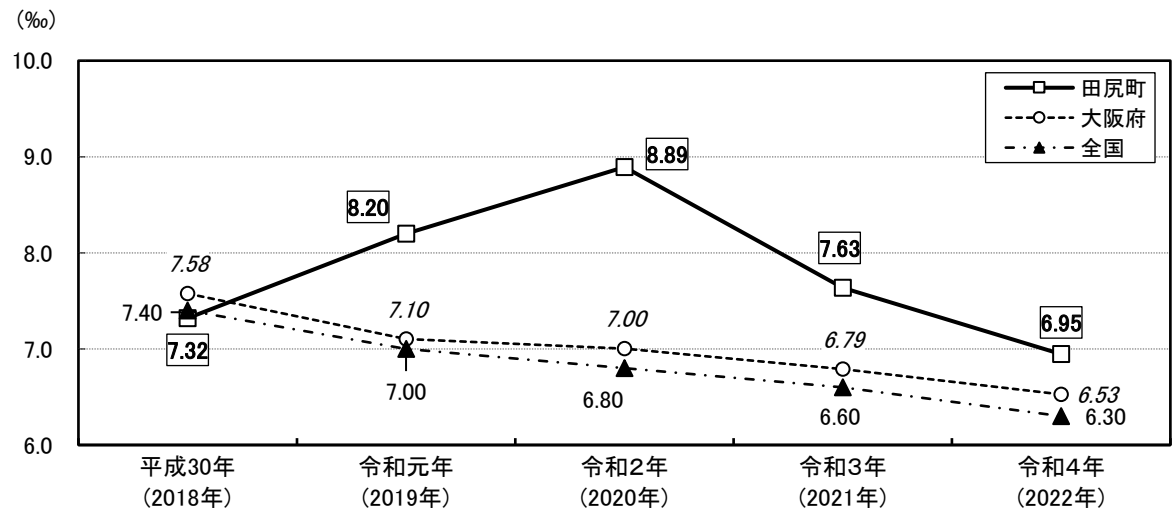
■出生数及び出生率

出生数及び出生率はいずれも令和2(2020)年をピークとして減少傾向にあります。



大阪府「人口動態調査」

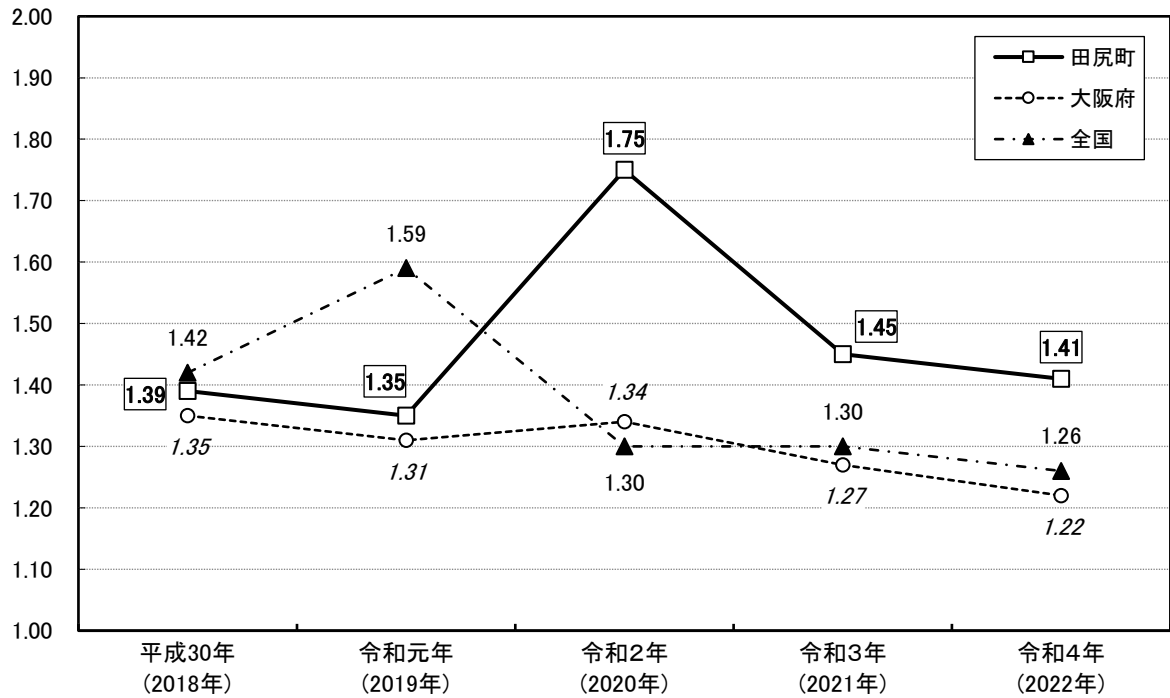
(参考) 出生率の全国・大阪府との比較



人口動態統計、大阪府「人口動態調査」

■合計特殊出生率

女性1人あたりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率は、本町の場合自治体規模が小さいため年により増減がありますが、令和4(2022)年は1.41と、大阪府平均(1.22)や全国平均(1.26)と比べてかなり高い水準となっています。

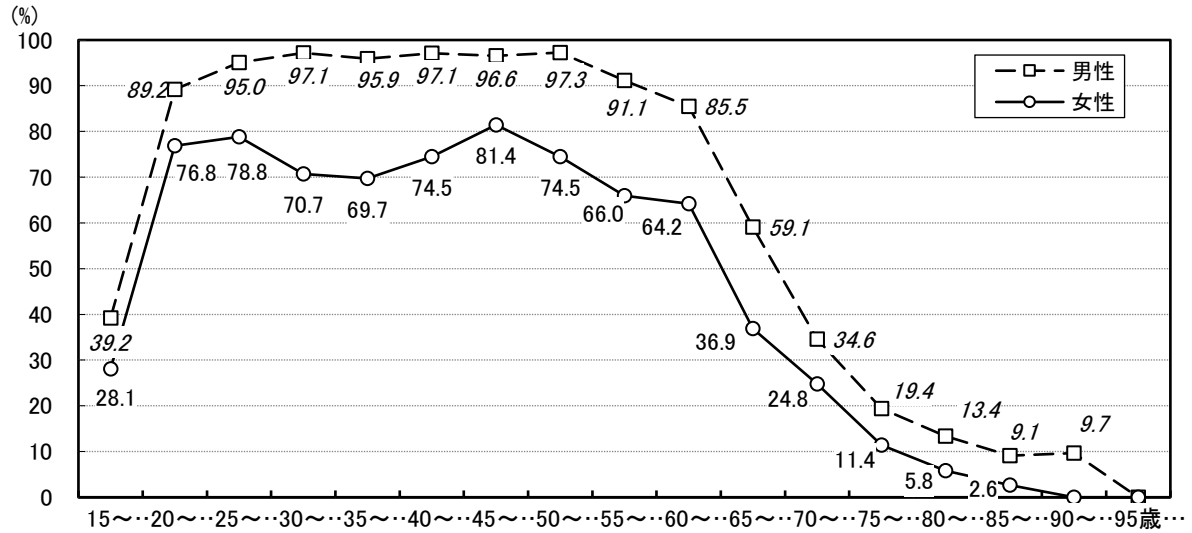


田尻町健康課

(4) 就労状況

■性別年齢別労働力率

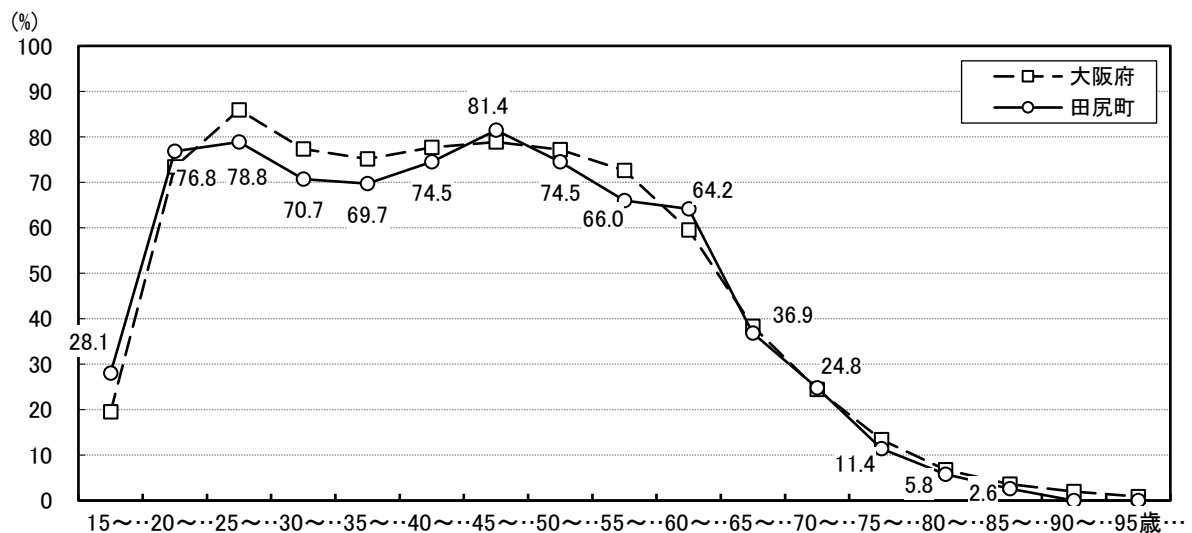
令和2年国勢調査における性別年齢別労働力率をみると、20歳以上について男性より女性の労働力率が低い状況となっており、子育て世代に当たる25歳から49歳にかけて女性の労働力率が低下する傾向にあります。



令和2年国勢調査

■女性の年齢別労働力率 大阪府平均との比較

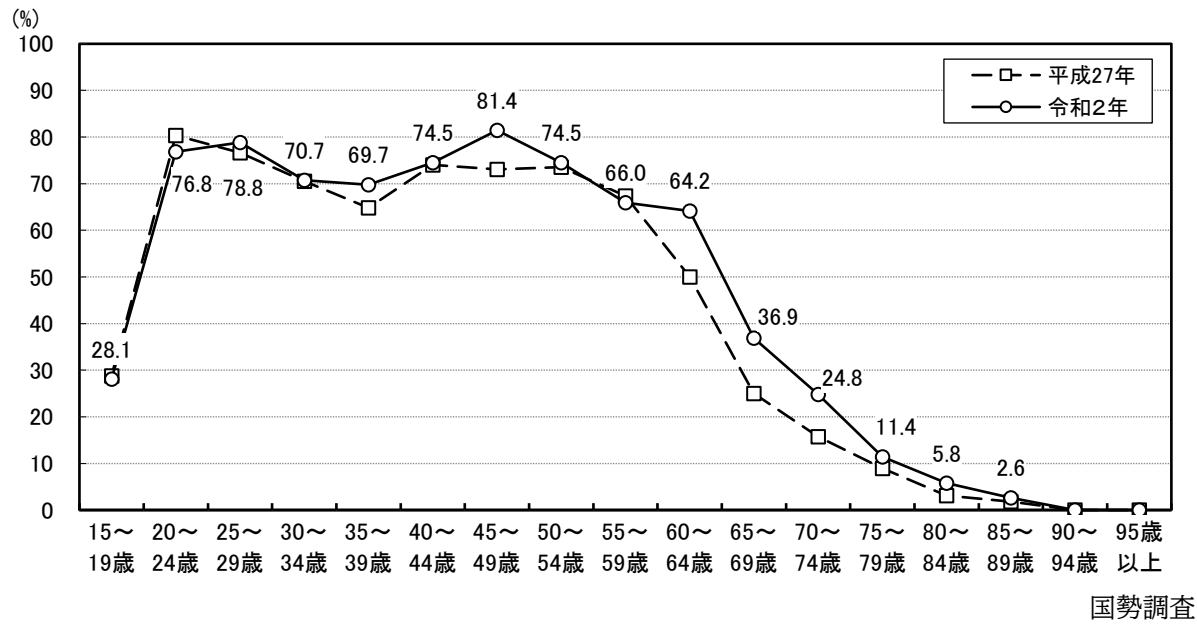
女性の労働力率を大阪府平均と比べると、25歳から44歳にかけて本町は大阪府平均より下回っています。



令和2年国勢調査

■女性の年齢別労働力率の推移

平成27年と令和2年の女性の労働力率を比べると、35歳から39歳、45歳から49歳、60歳以上について労働力率が高くなっています。



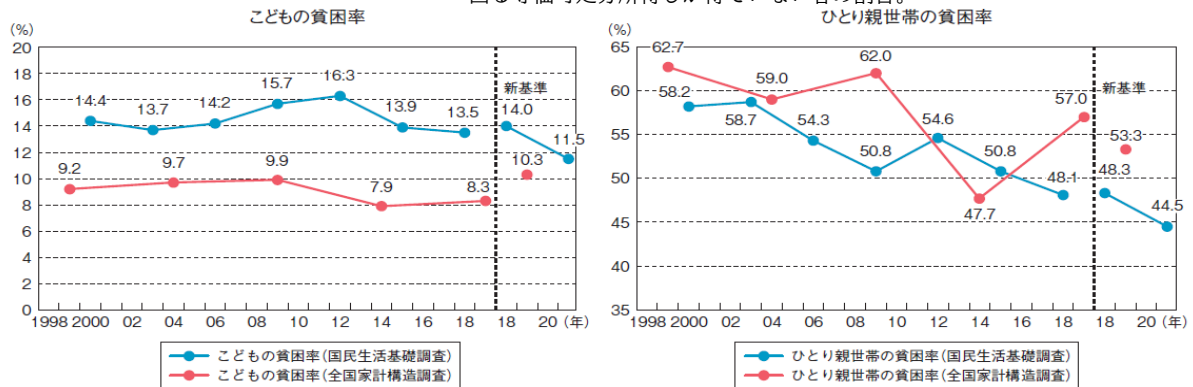
(5) 子どもの貧困の動向

■こどもの貧困率/ひとり親世帯の貧困率

国民生活基礎調査に基づく、全国の相対的に貧困の状態にあるこども全体の割合（こどもの貧困率）は11.5%（令和3（2021）年度）となっており、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています。

また、大阪府内全自治体における令和5（2023）年度の相対的貧困率*は15.9%（大阪府子ども計画素案より）となっており、平成28（2016）年度の12.4%より高くなっています。

*相対的貧困率：一定基準（貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合。



こども家庭庁 令和6年版こども白書

■生活保護受給世帯数（単位：世帯）

本町の生活保護世帯数は減少傾向にあり、令和6（2024）年度は125世帯となっています。このうち18歳未満の子どもを含む世帯の生活保護世帯数は2世帯となっています。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
生活保護受給世帯数	146	138	135	128	125
18歳未満を含む世帯数	8	6	5	2	2

田尻町子育て・地域福祉課（各年度4月1日現在）

■児童扶養手当受給者数（単位：人）

児童扶養手当受給者数は年々減少しており、令和6（2024）年度は54人となっています。なお、大阪府内の児童扶養手当受給者数（政令市・中核市を含む）の推移も減少傾向にあります。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
児童扶養手当受給者数	70	66	65	58	54
(参考) 大阪府内の受給者数	76,719	74,720	72,909	69,653	68,061

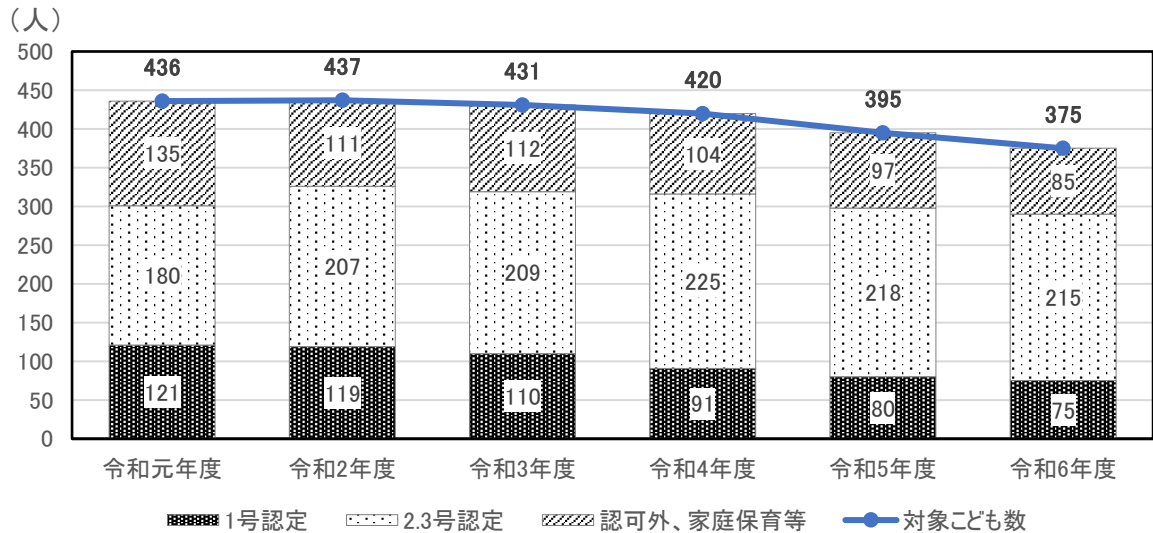
田尻町子育て・地域福祉課（各年度4月1日現在）

（大阪府内の受給者数は、「大阪府子ども計画素案」より）

(6) 教育・保育施設の動向

■教育・保育の認定状況（単位：人）

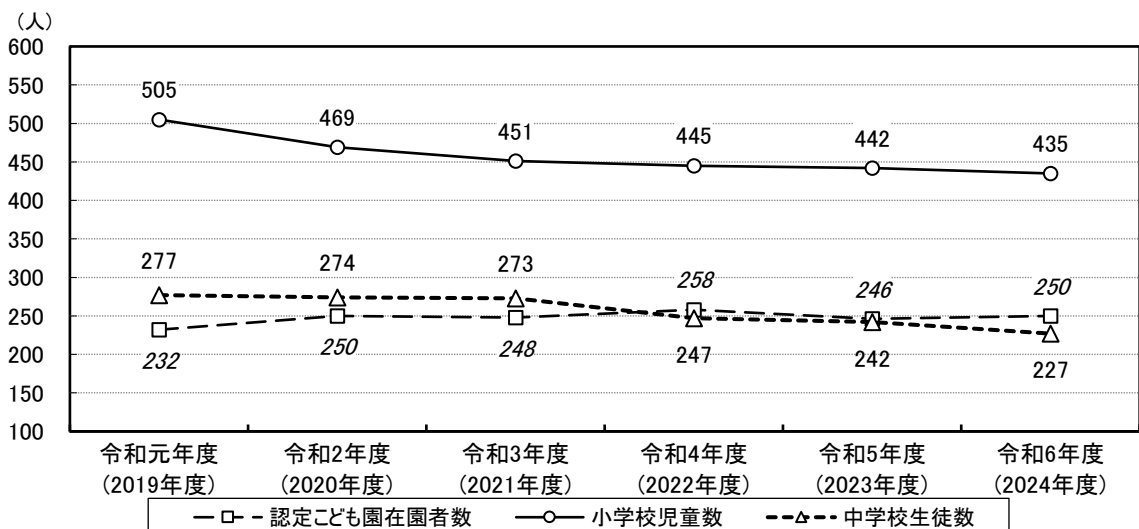
幼児期における教育・保育の認定状況をみると、対象となるこどもの数は減少傾向にあり、幼稚園（1号認定）のこどもや認定を受けていないこどもの数も減少傾向にありますが、保育所（2号・3号認定）のこどもの数は横ばい状況が続いており、相対的な利用率が高まっています。



田尻町子育て・地域福祉課（各年4月1日現在）

■町内の認定こども園在園者数・小学校児童数・中学校生徒数

町立認定こども園の園児数は横ばい状況にあり、町立小学校の児童数、町立中学校の生徒数については減少傾向にあります。



田尻町子育て・地域福祉課（各年4月1日現在）、学校基本調査（各年5月1日現在）

※令和4(2022)年度以前は保育所・幼稚園の集計

(7) 母子保健事業の実施状況

■妊娠届出数

妊娠届時に、保健師による母子手帳の交付と面接を実施しています。

妊娠週数11週未満の届出率は100%近い状況で推移しています。

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
妊娠届出数	77	67	54	43	63
うち 11 週未満	72	65	53	42	63

■母の年齢別出生数の年次推移（単位：人）

母の年齢別出生数について直近5年間の状況をみると、25～29歳が最も多く、30～34歳がこれに次ぎますが、35歳以上の高齢出産も少なくありません。

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	比較	
						平成30 (2018)年	令和5 (2023)年
19歳以下	1	0	1	1	1	0.0%	1.6%
20～24歳	6	12	4	4	8	13.7%	12.5%
25～29歳	28	26	18	15	20	32.9%	31.3%
30～34歳	24	14	23	13	23	26.0%	35.9%
35～39歳	13	14	8	8	8	26.0%	12.5%
40歳以上	6	1	0	2	4	1.4%	6.3%
計	78	67	54	43	64		

田尻町健康課

■低出生体重児数

体重2,500グラム未満の低出生体重児の人数は、年によりばらつきがあります。また、体重1,500グラム未満の極低出生体重児についても年に数件あります。

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
低出生体重児数	4人	5人	1人	3人	3人
極・超低出生体重児数(再)	1人	0人	3人	2人	1人
(率)	6.1	7.5	1.9	7.0	4.8

田尻町健康課

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

■各種健康診査の受診率

5 か月児健康診査、1 歳6 か月児健康診査、3 歳児健康診査についてはほぼ対象者全員が受診しており、未受診者については全数把握しています。

	令和元年度 (2019 年度)	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)
乳児一般健診	90.5%	98.7%	86.7%	90.9%	98.0%
乳児後期健診	98.4%	77.9%	97.3%	95.3%	98.0%
5 か月児健診	101.6%	100.0%	98.6%	101.8%	100.0%
1 歳6 か月児健診	104.3%	100.0%	98.5%	101.3%	101.8%
3 歳6 か月児健診	93.4%	105.9%	97.5%	96.9%	95.9%

田尻町健康課

※受診率＝延べ受診者数÷対象者数

■歯科健康診査結果 う歯保有率

歯科健康診査の結果、う歯（むし歯）のあるこどもの割合は、年齢が上がるにつれて高くなっていましたが、近年は極めて少ない状況となっています。

	令和元年度 (2019 年度)	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)
1 歳6 か月児健診	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%
2 歳6 か月児歯科健診	7.4%	3.9%	8.8%	1.5%	0.0%
3 歳6 か月児健診	15.5%	16.7%	10.4%	7.9%	1.4%

田尻町健康課

■訪問指導の実施状況（上段：初回実人員、下段：延べ人員）

妊婦訪問は希望者、新生児訪問は生後28日以内の助産師による訪問、乳児訪問は生後2 か月の乳児・産婦を対象に保健師が全数訪問を実施します。幼児訪問は相談支援等で随時実施しています。

	令和元年度 (2019 年度)	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)
妊婦訪問指導	3 人	1 人	1 人	0 人	0 人
	3 人	1 人	2 人	0 人	0 人
新生児訪問指導	40 人	30 人	21 人	34 人	24 人
	40 人	30 人	21 人	34 人	24 人
乳児訪問	64 人	71 人	59 人	71 人	50 人
	74 人	76 人	85 人	74 人	77 人
産婦訪問指導	87 人	89 人	68 人	78 人	59 人
	101 人	99 人	132 人	84 人	93 人
幼児訪問指導	9 人	2 人	6 人	11 人	3 人
	20 人	17 人	7 人	13 人	10 人

田尻町健康課

■ 2か月児訪問「日本版エジンバラ産後うつ自己評価アンケート」

日本版エジンバラ産後うつ自己評価（EPDS）アンケートは、各項目の回答を集計し、合計得点が9点以上の場合は、産後の情緒が不安、何らかの強い不安がある、体調がすぐれないなど、何らかの支援を必要としているのではないかと検討したり、産後のうつ病を早期に発見し、治療の導入を検討することを目的とした調査です。

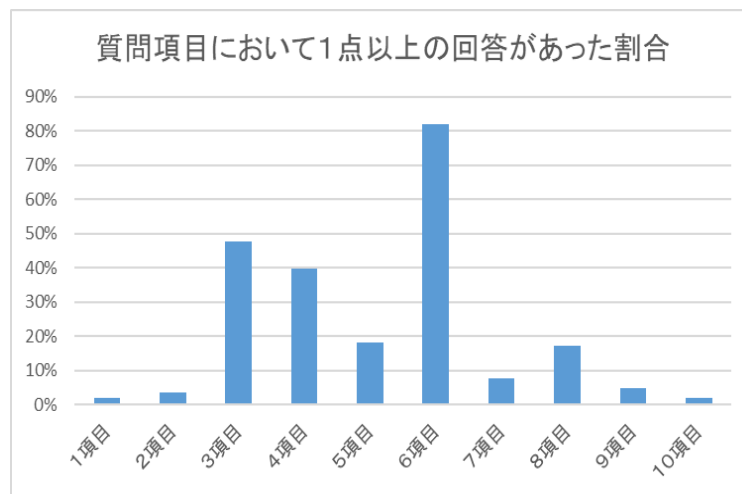
○各項目の内容

- 1 笑うことができたし、物事のおかしい面もわかった。
- 2 物事を楽しみに待った。
- 3 物事が悪くいった時、自分を不必要に責めた。
- 4 はっきりしない理由もないのに不安になったり、心配した。
- 5 はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。
- 6 することがたくさんあって大変だった。
- 7 不幸せなので、眠りにくかった。
- 8 悲しくなったり、惨めになった。
- 9 不幸せなので、泣けてきた。
- 10 自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた。

以上の項目において、4段階（0点・1点・2点・3点）で回答する。

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度に実施した全数（279件）における回答者の割合をみると、合計得点が9点以上の割合は、全体の4.3%となっています。前回値（平成26年度～30年度の平均値）の8.0%と比較すると減少しています。

また、項目については、項目6の該当者が最も多く、次いで項目3、項目4が多くなっています。項目10は自殺念慮や自殺企図の有無を確認するための質問項目ですが、毎年数名程度の該当者がおり継続訪問や医療機関につなぐ等の支援を行っています。



■体罰や暴言等による子育てをしている保護者の割合

年度によって変動がありますが、いずれの年度もこどもの年齢が大きくなるにつれ、体罰や暴言等による子育てをしている割合は高くなっています。

	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
0 歳	10.0%	13.4%	4.4%	8.8%	8.5%
1 歳	18.9%	21.7%	14.5%	10.9%	16.7%
3 歳	28.8%	30.9%	28.0%	28.8%	33.3%

■主な母子保健事業、思春期保健事業の実施状況

各種相談・教室、交流事業、産後ケア事業、思春期保健事業の実施状況については次の通りです。育児相談については、相談日以外での相談対応が増加しているため、減少傾向となっています。また、令和 2 年度と令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一部事業の中止や縮小をおこなったため、参加者数の減少がみられます。

	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
育児相談	6 回	6 回	3 回	6 回	6 回
	4 人	7 人	3 人	0 人	0 人
心理相談	11 回	10 回	11 回	12 回	10 回
	延べ 14 人	延べ 11 人	延べ 11 人	延べ 12 人	延べ 12 人
親子教室 「わくわく倶楽部」	22 回	10 回	20 回	24 回	24 回
	延べ 237 人	延べ 40 人	延べ 118 人	延べ 150 人	延べ 123 人
妊婦教室 (ラッコ倶楽部)	6 回	1 回	2 回	2 回	4 回
	延べ 20 人	延べ 7 人	延べ 8 人	延べ 9 人	延べ 19 人
産後交流会	5 回	3 回	3 回	6 回	6 回
	33 人	13 人	14 人	29 人	26 人
産後ケア事業 ショートステイ	0 人	1 人	2 人	0 人	3 人
	延べ 0 回	延べ 2 回	延べ 7 回	延べ 0 回	延べ 10 回
産後ケア事業 デイサービス	0 人	0 人	0 人	3 人	5 人
	延べ 0 回	延べ 0 回	延べ 0 回	延べ 7 回	延べ 9 回
産後ケア事業 短時間デイサービス	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	延べ 0 回	延べ 0 回	延べ 0 回	延べ 2 回	延べ 1 回
産後ケア訪問	2 人	3 人	2 人	5 人	2 人
	延べ 10 回	延べ 15 回	延べ 7 回	延べ 11 回	延べ 5 回
思春期ふれ愛体験学習事業	延べ 173 人	延べ 85 人	延べ 98 人	延べ 200 人	延べ 255 人
ふれ愛食体験事業	13	—	—	7	14

田尻町健康課

■ 予防接種の接種状況

各予防接種の対象者には個別通知で接種勧奨を実施しています。接種対象年齢に幅があるため、接種率には変動がみられますが、乳幼児期に比較し学童期の接種率が低下する傾向がみられるため、学校等と連携した啓発が必要です。

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
B C G	106.3%	95.8%	115.0%	127.8%	98.0%
B型肝炎	82.8%	88.9%	106.7%	118.5%	80.4%
ロタウイルス		50.0%	60.0%	66.7%	80.4%
ヒブ感染症	107.8%	118.1%	141.7%	157.4%	103.9%
小児用肺炎球菌感染症	110.9%	113.9%	136.7%	151.9%	103.9%
四種混合	106.3%	113.9%	136.7%	151.9%	107.8%
麻しん風しん混合1期(MR)	101.5%	101.4%	94.6%	112.9%	87.9%
麻しん風しん混合2期(MR)	76.5%	97.3%	92.3%	94.7%	115.6%
水痘	104.4%	110.1%	102.7%	122.6%	84.5%
日本脳炎Ⅰ期	93.2%	120.5%	139.7%	124.3%	88.7%
日本脳炎Ⅱ期	80.0%	70.0%	81.2%	84.4%	84.2%
二種混合	73.9%	86.7%	80.9%	91.1%	90.7%

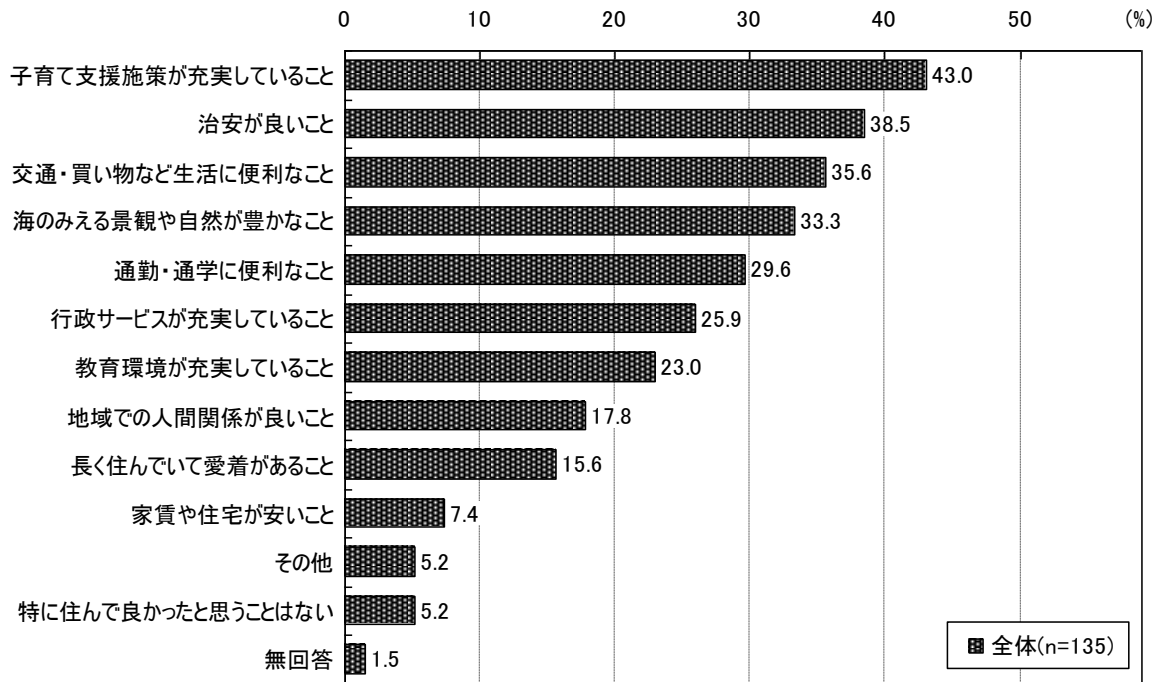
田尻町健康課

2 ニーズ調査結果からみる状況

(1) 小学校入学前の児童の保護者

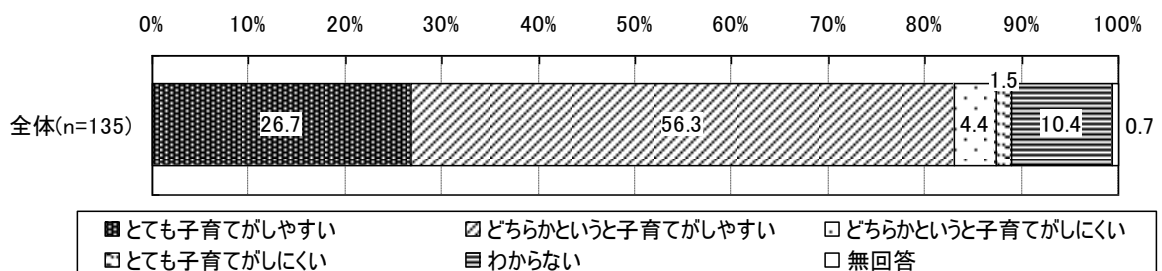
◆田尻町に住んで良かったと思うことは何ですか。

- ・田尻町に住んで良かったと思うこととして、子育て支援施策が充実していると答える保護者が43%と最も多くみられます。



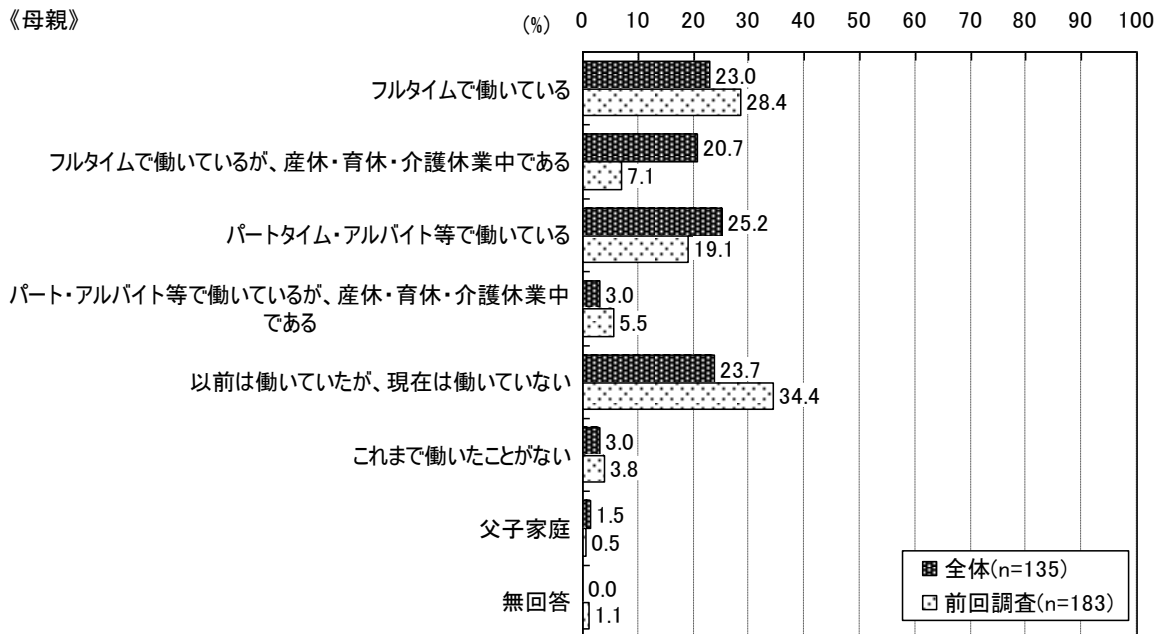
◆田尻町は子育てがしやすいと思いますか。

- ・田尻町は子育てがしやすいと答える保護者が83%を占めています。



◆お子さんの母親の、現在の就労状況（自営業等も含む）をお答えください。

・「パートタイム・アルバイト等で働いている」が25.2%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が23.7%、「フルタイムで働いている」が23.0%、「フルタイムで働いているが、産休・育休・介護休業中である」が20.7%となっています。



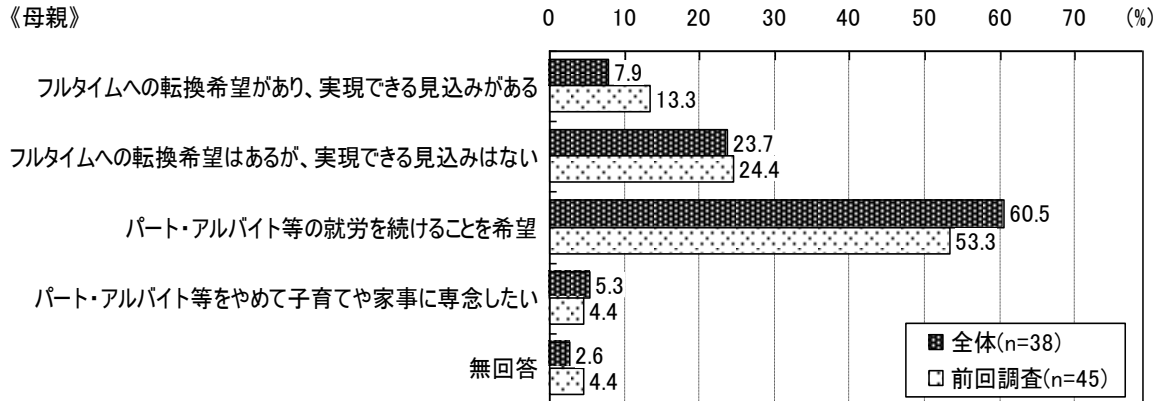
(子どもの年齢別の就労意向)

		フルタイムで働いている	フルタイムで働いているが、産休・育休・介護休業中である	パートタイム・アルバイト等で働いている	パート・アルバイト等で働いているが、産休・育休・介護休業中である	以前は働いていたが、現在は働いていない	これまで働いたことはない	父子家庭	無回答
全体	今回 (n=135)	23.0	20.7	25.2	3.0	23.7	3.0	1.5	0.0
	前回 (n=183)	28.4	7.1	19.1	5.5	34.4	3.8	0.5	1.1
0～2歳	今回 (n= 67)	22.4	40.3	14.9	4.5	17.9	0.0	0.0	0.0
	前回 (n= 88)	19.3	13.6	14.8	11.4	36.4	4.5	0.0	0.0
3歳以上	今回 (n= 71)	26.8	8.5	26.8	2.8	28.2	4.2	2.8	0.0
	前回 (n=122)	32.0	4.1	23.0	1.6	33.6	3.3	0.8	1.6

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

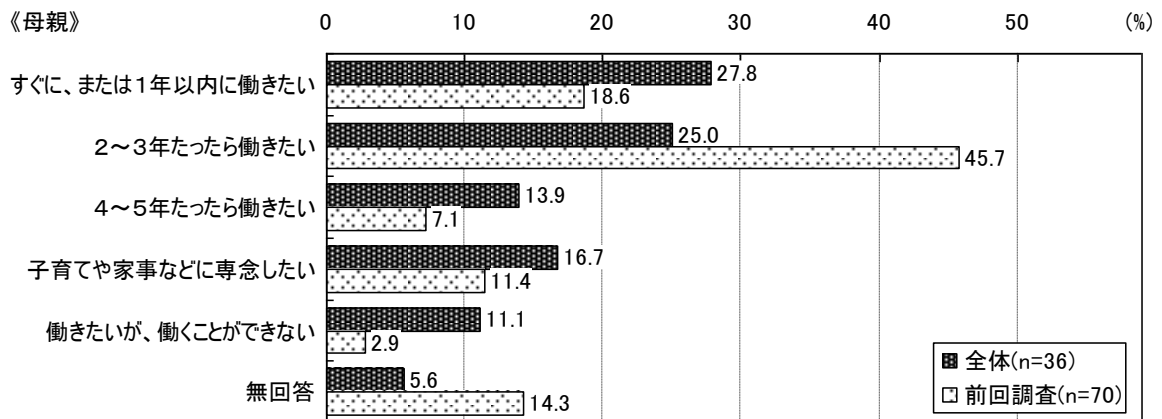
◆今後2年以内に「フルタイム」で働く予定や希望がありますか。

- ・現在の就労状況で「パートタイム・アルバイト等で働いている」と答えた人へ「フルタイム」への転換意向を尋ねたところ、「パート・アルバイトなどで働きたい」が60.5%を占めています。

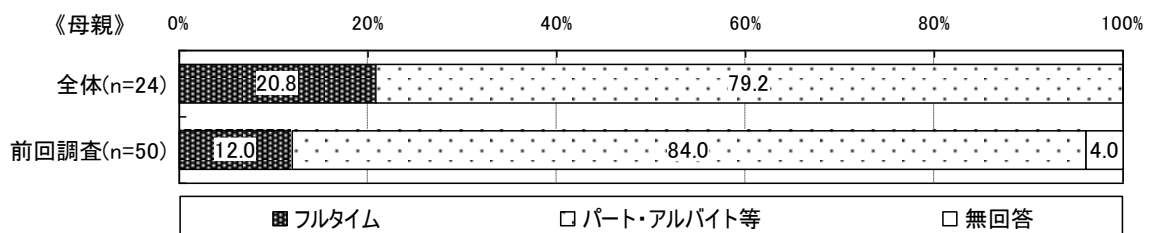


◆今後、働きたいと思いますか。

- ・現在の就労状況で「以前は働いていたが、現在は働いていない」「これまで働いたことはない」と答えた人へ今後の就労意向を尋ねたところ、「すぐに、または1年以内に働きたい」が27.8%、「2～3年たったら働きたい」が25.0%、「子育てや家事などに専念したい」が16.7%となっています。
- ・前回調査と比べると、「2～3年たったら働きたい」と答える人が減っています。



- ・現在働いておらず今後の就労意向について「すぐに、または1年以内に働きたい」「2～3年たったら働きたい」「4～5年たったら働きたい」と答えた人へ就労形態を尋ねたところ、「パート・アルバイト等」が79.2%、「フルタイム」が20.8%となっており、前回調査と比べると、「フルタイム」と答える人が増えています。



◆小学校入学前のお子さんについて、幼児期の教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望についてお答えください。

・町立認定こども園（たじりエンゼル）の利用を希望する保護者が多くを占めています。

今後利用したい教育・保育事業

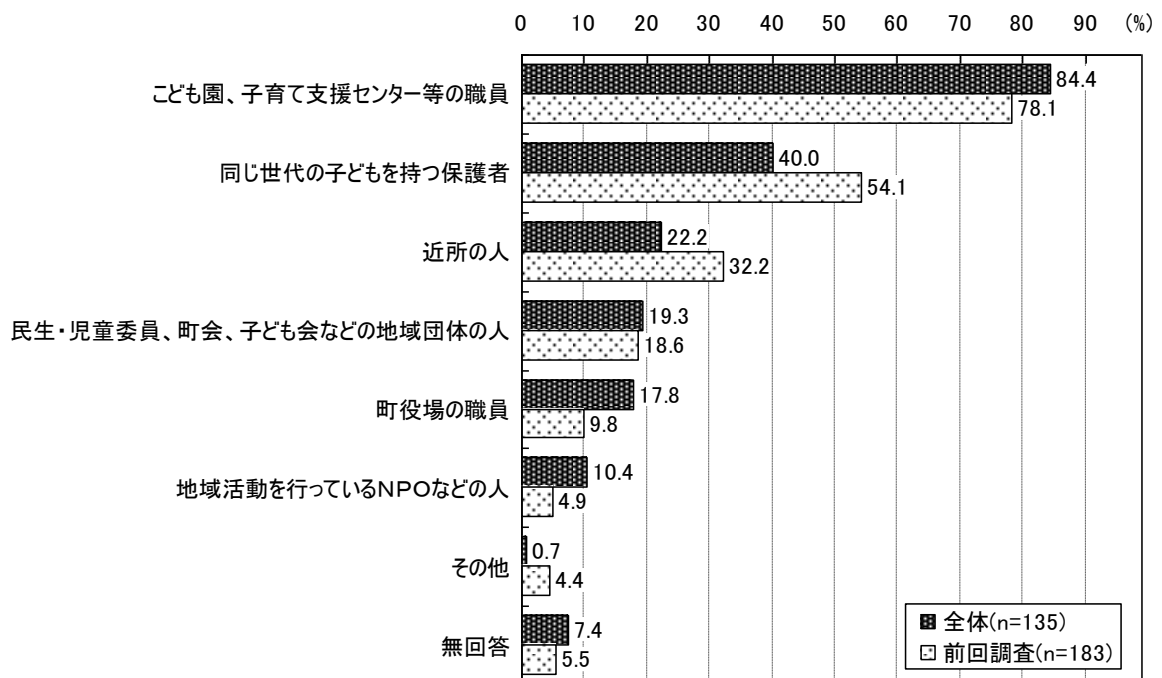
単位：％	0～2歳児			3～5歳児		
	今回調査 (n=74)	前回調査 (n=100)	差	今回調査 (n=96)	今回調査 (n=141)	差
町立認定こども園	77.0	※	/	52.1	※	/
町外の幼稚園	9.5			8.3		
町外の幼稚園＋幼稚園の預かり保育	4.1			5.2		
町外の保育所(園)	6.8			2.1		
町外の認定こども園	10.8			5.2		
発達に支援が必要なこどものための通所施設	1.4	1.0	0.4	2.1	5.7	-3.6
町外の事業所内保育施設	2.7	2.0	0.7	1.0	2.8	-1.8
その他の認可外の保育施設	0.0	10.0	-10.0	0.0	7.7	-7.7
その他	6.8	8.0	-1.2	3.1	9.5	-6.4
何も利用しない	0.0	2.0	-2.0	3.1	7.8	-4.7
無回答	9.5	6.0	3.5	29.2	8.5	20.7

※前回調査とは選択肢が大きく異なるため比較することはできない。

前回調査の選択肢「幼稚園」0～2歳29.0％：3～5歳児33.3％、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」32.0％：24.1％、「認可保育所」60.0％：39.7％、「認定こども園」18.0％、12.1％

◆あなたの子育ては、地域のどのような人から支えられていると思いますか。また、支えられていると感じない場合は、誰から支えてほしいと思いますか。

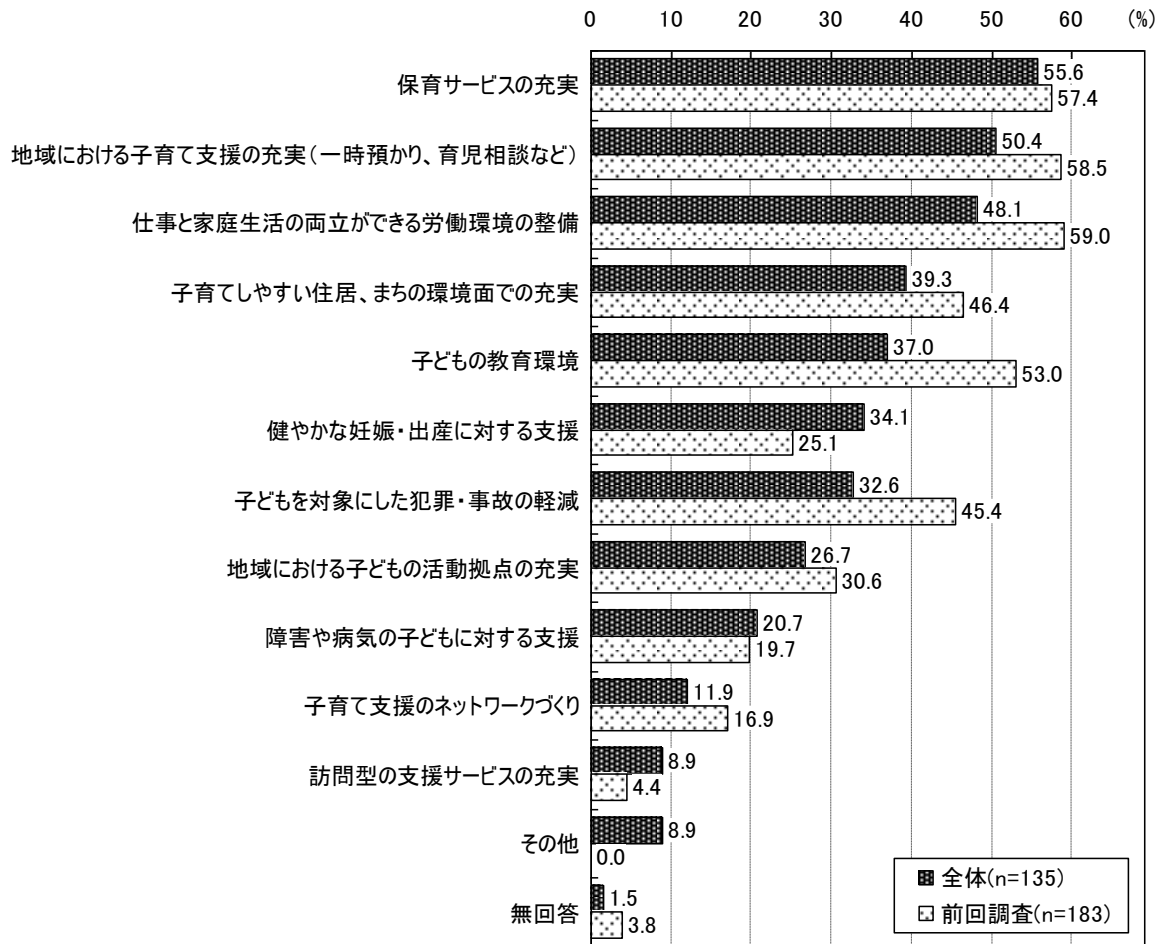
・認定こども園や子育て支援センター等の職員に、自分の子育てを支えられていると思う保護者が84％を占めています。



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

◆子育てを支援するために、今後どのようなことが必要だと思われますか。

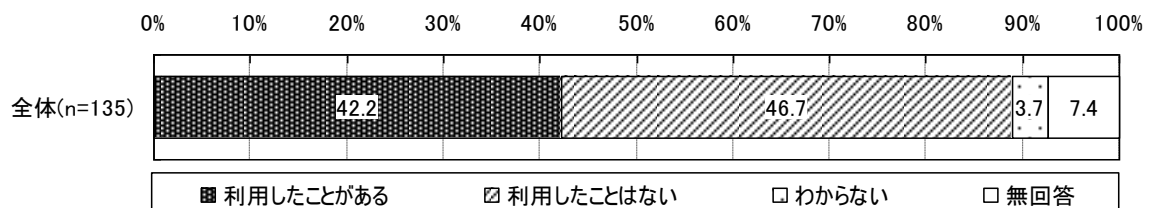
- ・子育て支援のために、保育サービスの充実、地域における子育て支援の充実をあげる保護者が50%以上となっています。



◆田尻町では、親子で集える場、保護者どうしの交流や学習活動、子育てに関する情報提供などを行う場（地域子育て支援拠点事業）として、田尻町子育て支援センター（すくすくセンター）が開設されています。宛名のお子さんは利用（参加）したことがありますか。また、今後についてはどのようにお考えですか。

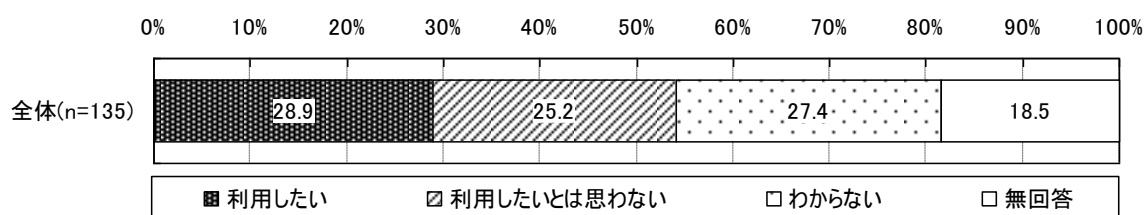
①この1年間に利用した経験

- ・「利用したことがある」が42.2%、「利用したことはない」が46.7%となっています。



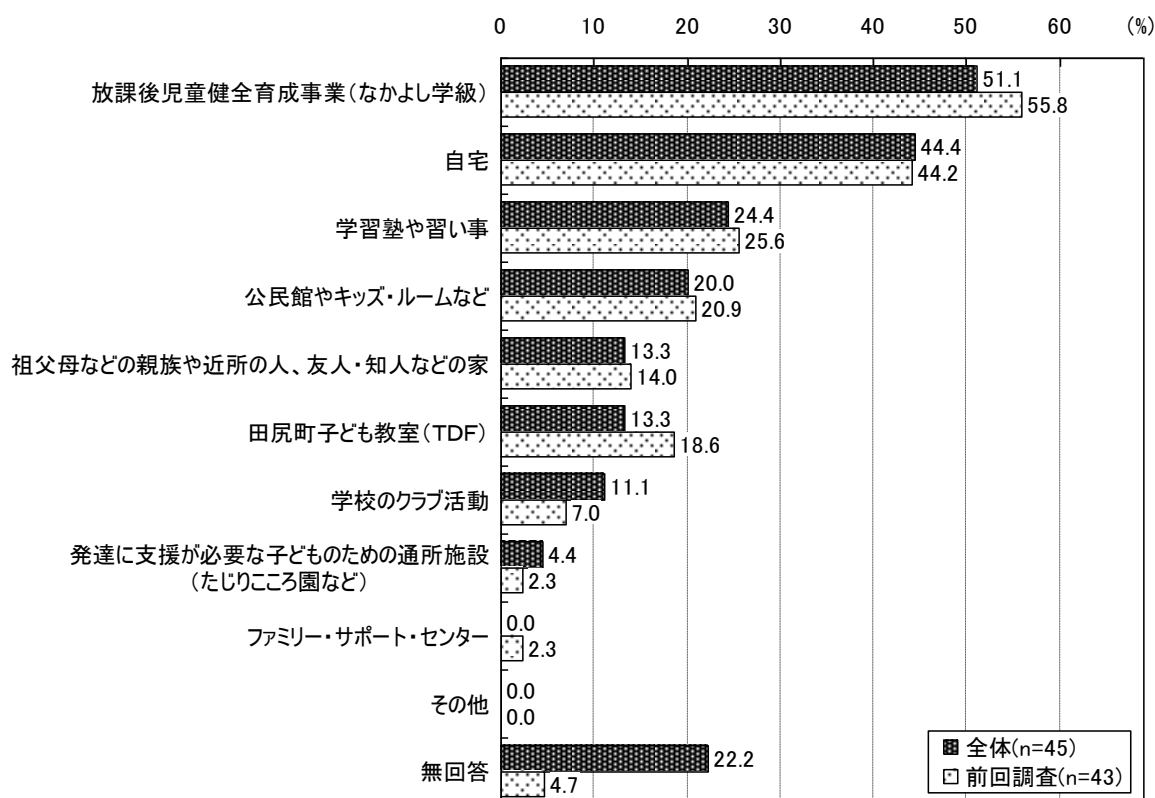
②今後の利用について

- ・「利用したい」が28.9%、「わからない」が27.4%、「利用したいとは思わない」が25.2%となっています。



◆お子さんが小学校に入学したら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

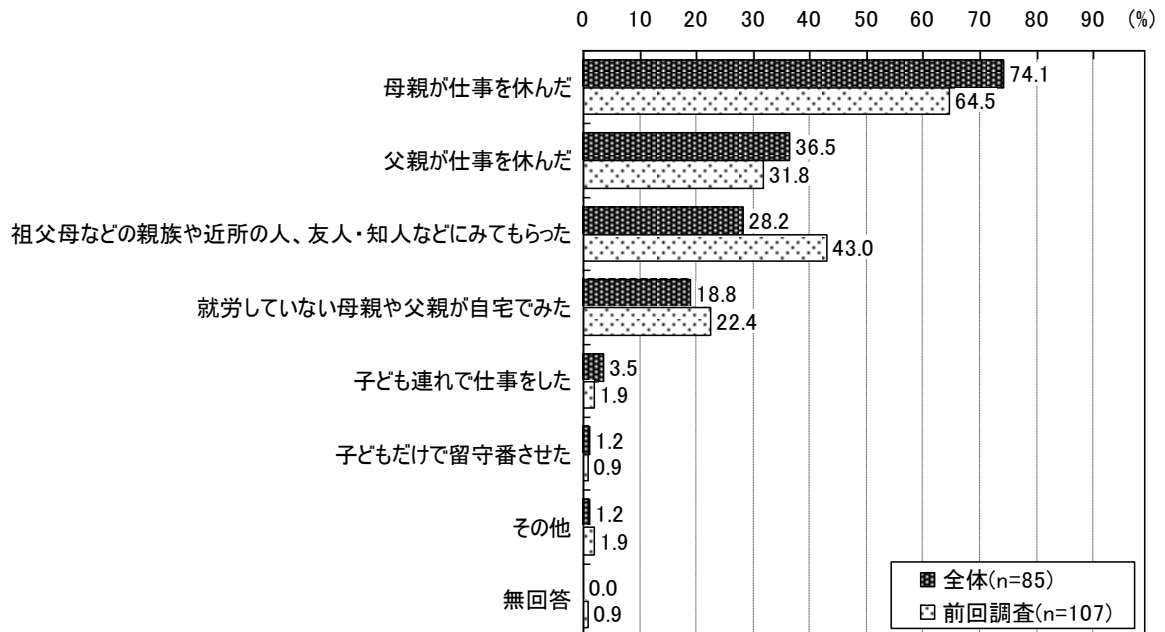
- ・小学校入学後の放課後の過ごし方として半数が「なかよし学級」と答えています。



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

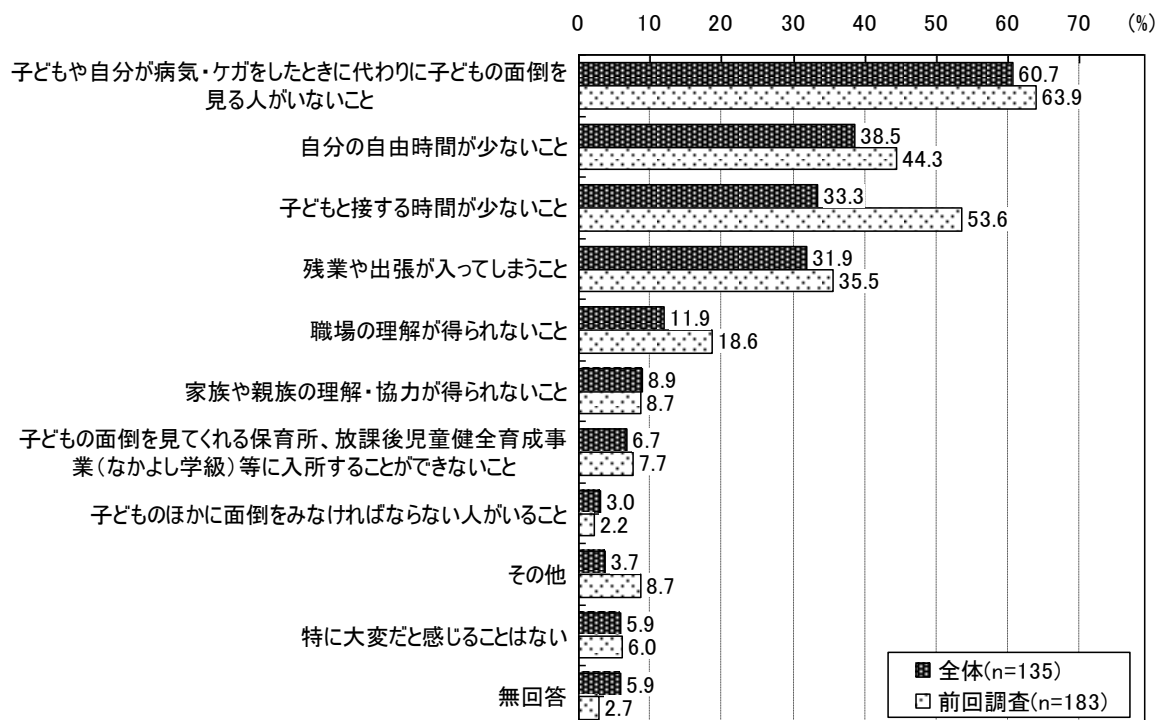
◆この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで保育所や幼稚園などを休まなければならないことがありましたか。そのときにどのように対処しましたか。

- ・こどもが病気で認定こども園等を利用できない場合は母親が仕事を休んで対処することが多く、祖父母などの親族や知人・友人にこどもみてもらう人が前回より減っています。



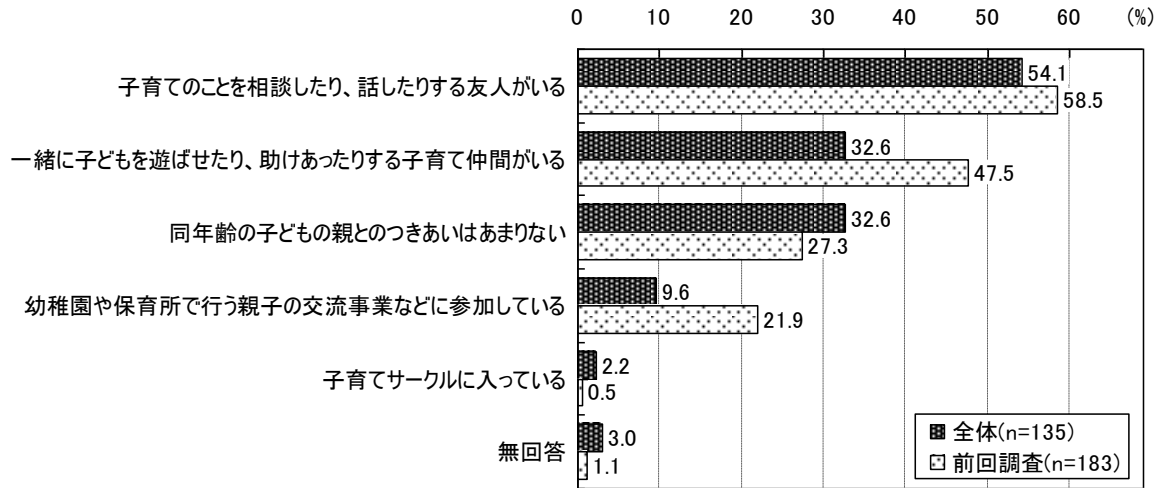
◆仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何ですか。

- ・仕事と子育てを両立させる上での問題点として、こどもの面倒を代わりにみる人がいないことを61%の保護者があげています。



◆あなたは、同じくらいのこどもを持つ親どうしのつきあい、育児グループ等の子育て仲間がいますか。

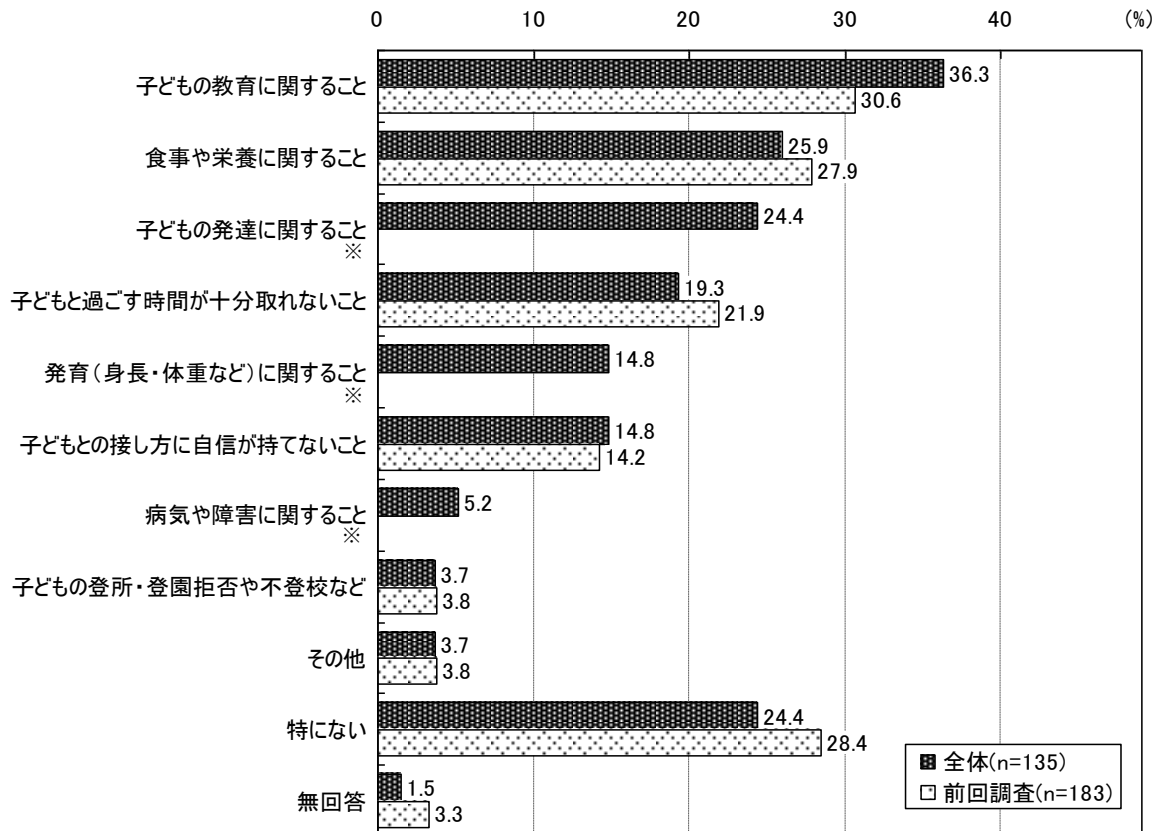
- ・子育て仲間がいる、親子の交流事業に参加していると答える保護者が前回より大きく減っています。



◆子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。

- ・子育ての悩みや気になることとして、こどもの教育に関すること、子育てにかかる出費がかさむことをあげる保護者が5年前より増えています。

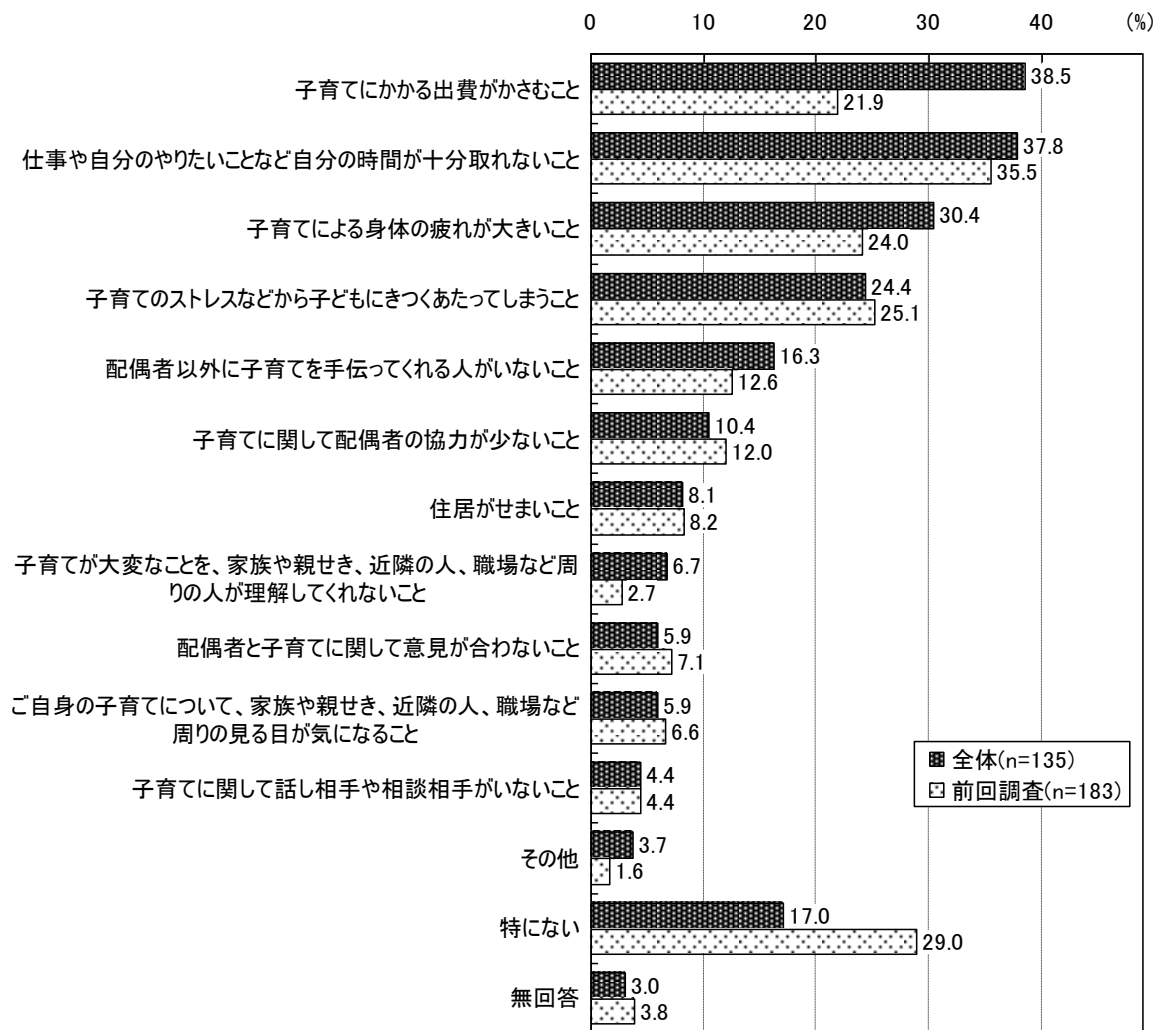
①こどもに関すること



「※」の設問は、前回調査では「病気や発育発達に関すること」としてアンケート調査を実施し 23.0%の回答があった。

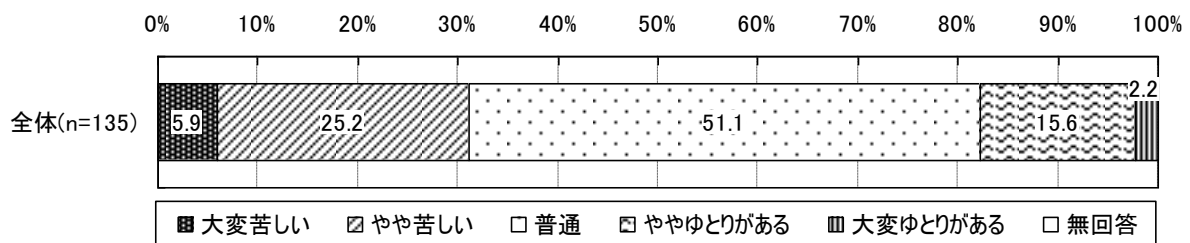
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

②保護者に関すること



◆現在の暮らしの状況について、どのように感じていますか。

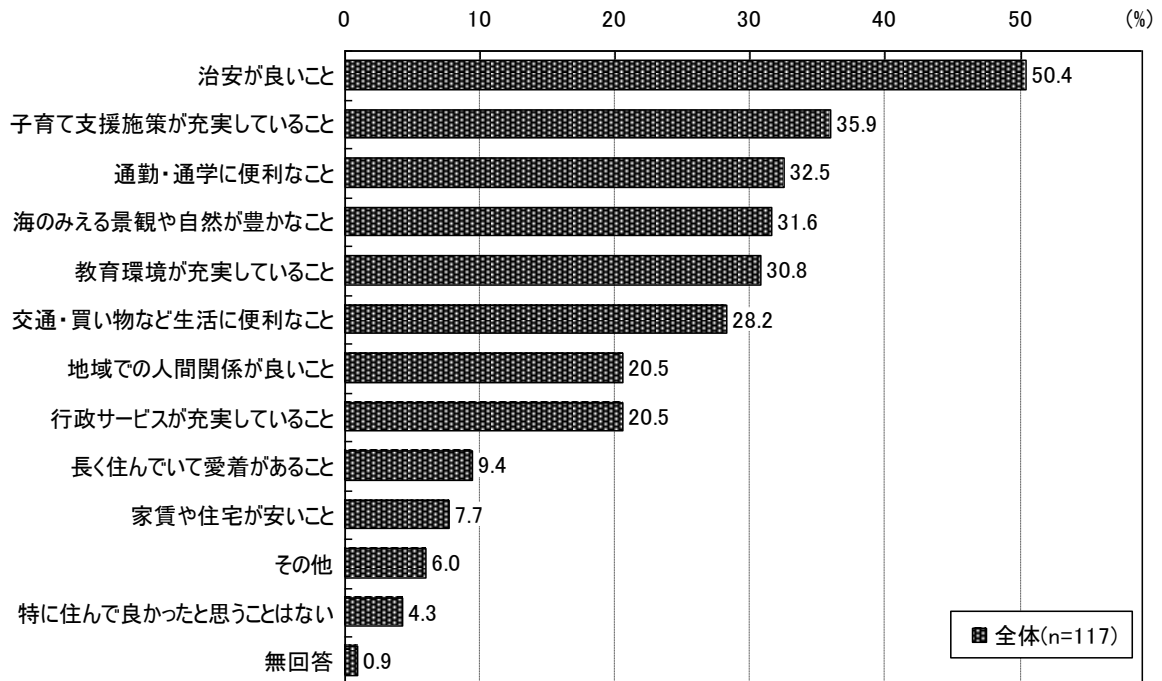
- ・現在の暮らしの状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と答える保護者が31%となっています。



(2) 小学生・中学生の保護者

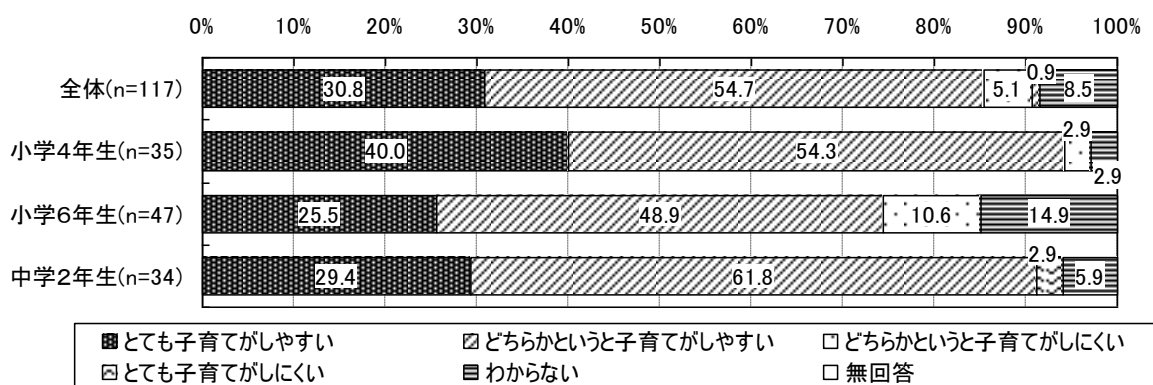
◆田尻町に住んで良かったと思うことは何ですか。

- ・田尻町に住んで良かったと思うこととして、治安が良いと答える保護者が50%と最も多く、子育て支援施策が充実していると答える保護者が36%となっています。



◆田尻町は子育てがしやすいと思いますか。

- ・田尻町は子育てがしやすいと答える保護者が86%を占めています。

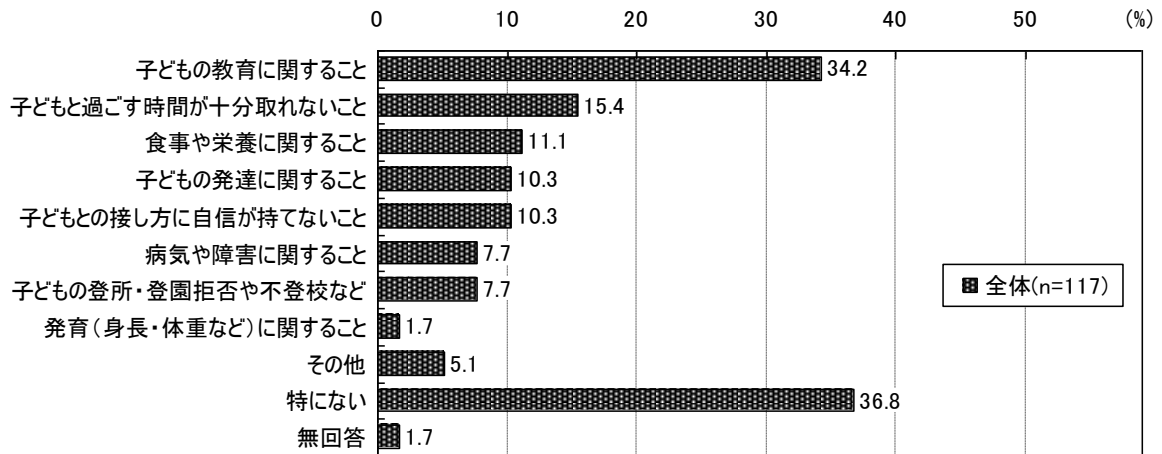


第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

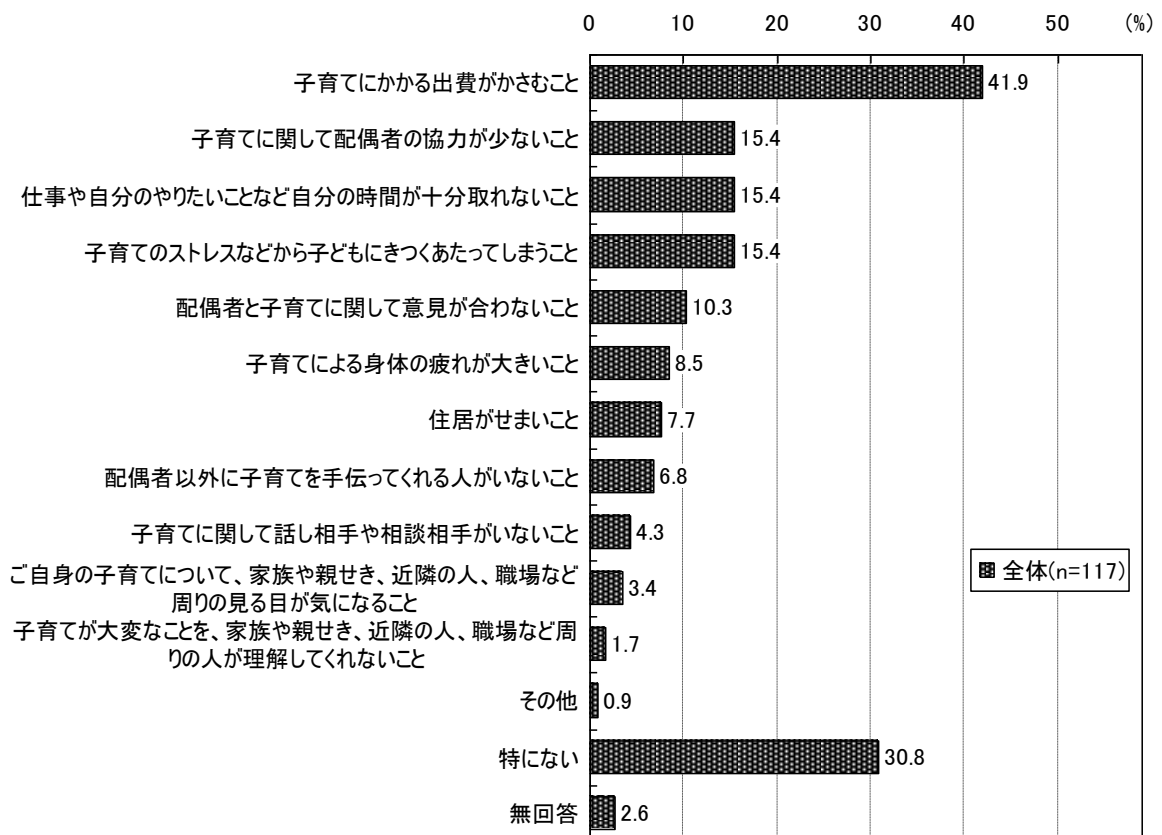
◆子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。

- ・子育ての悩みや気になることとして、子育てにかかる出費がかさむこと、こどもの教育に関することをあげる保護者が多くみられます。

①こどもに関すること

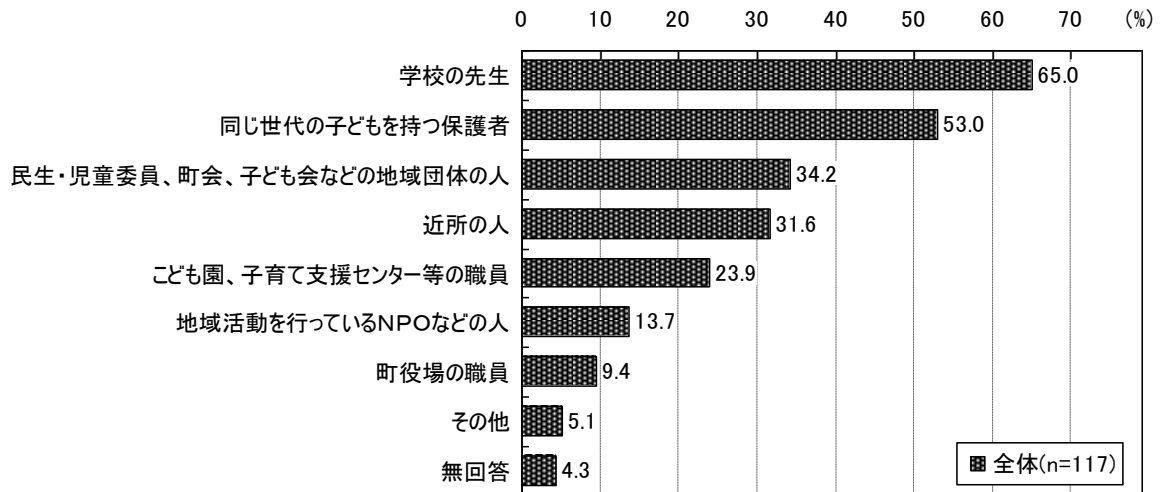


②保護者に関すること



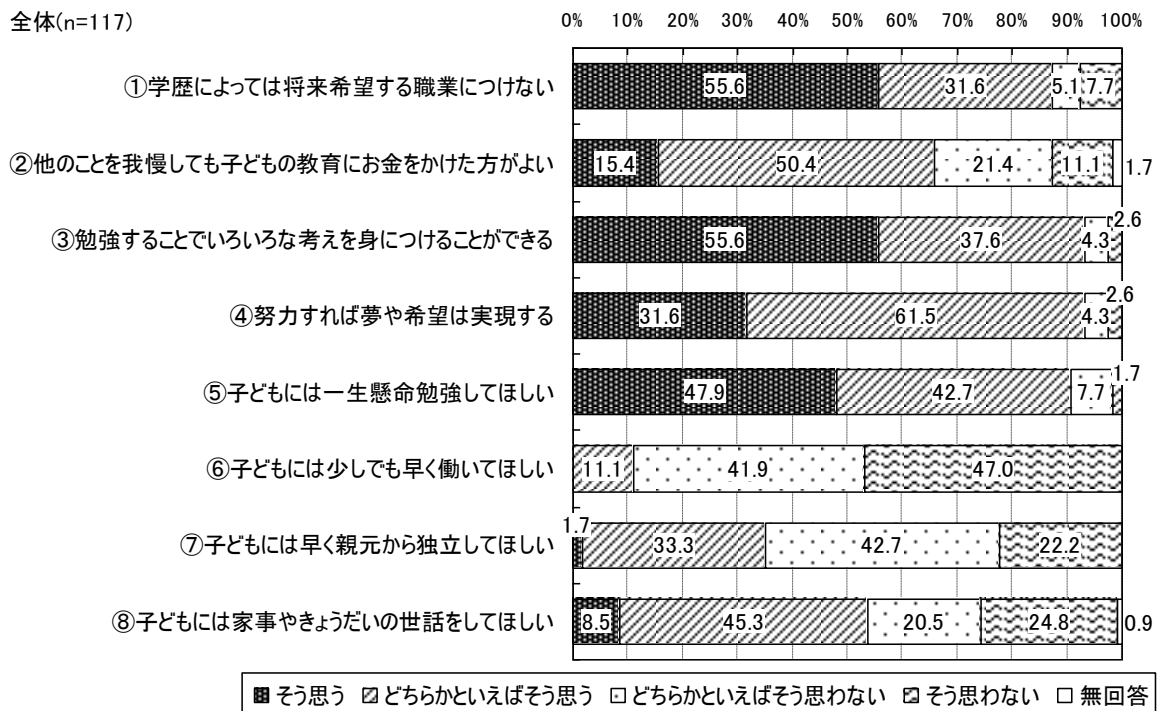
◆あなたの子育ては、地域のどのような人から支えられていると思いますか。また、支えられていると感じない場合は、誰から支えてほしいと思いますか。

- ・自分の子育てを支えられていると思う相手として学校の先生が65%、同世代のこどもを持つ保護者が53%となっています。



◆次の意見についてどう思いますか。①から⑧のそれぞれについてお答えください。

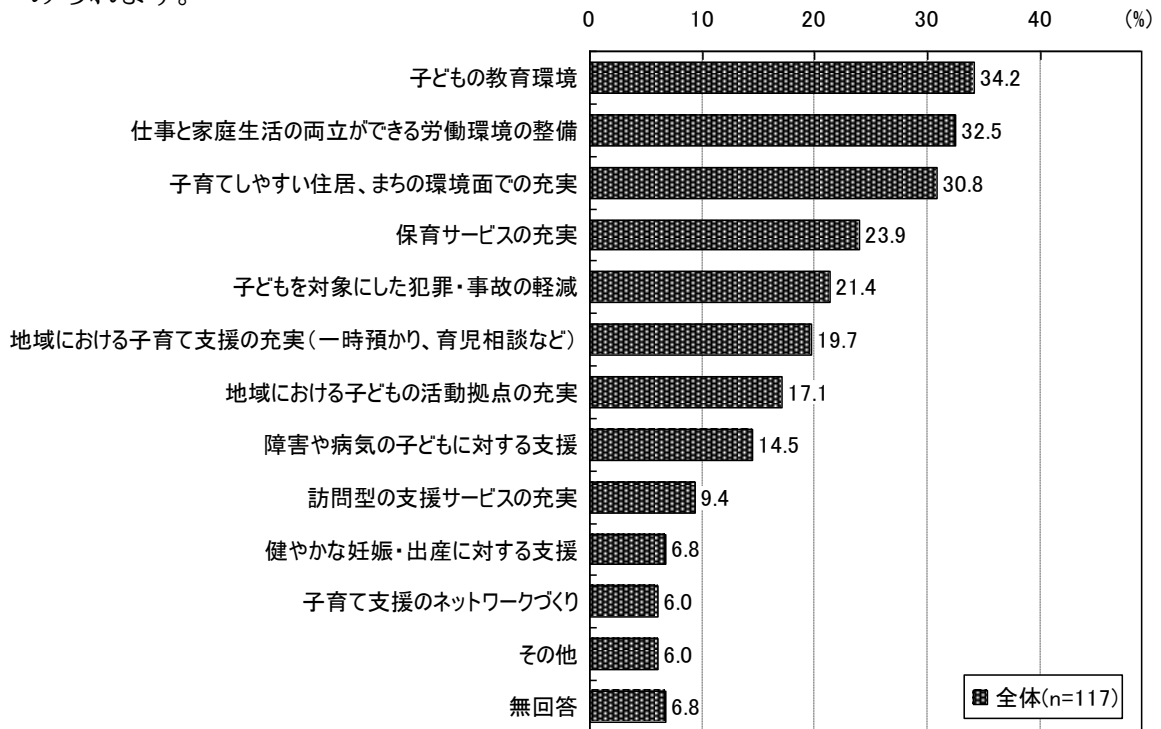
- ・勉強することでいろいろな考えを身につけることができる、学歴によっては将来希望する職業につけない、こどもには一生懸命勉強してほしいと答える保護者が多くを占めています。



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

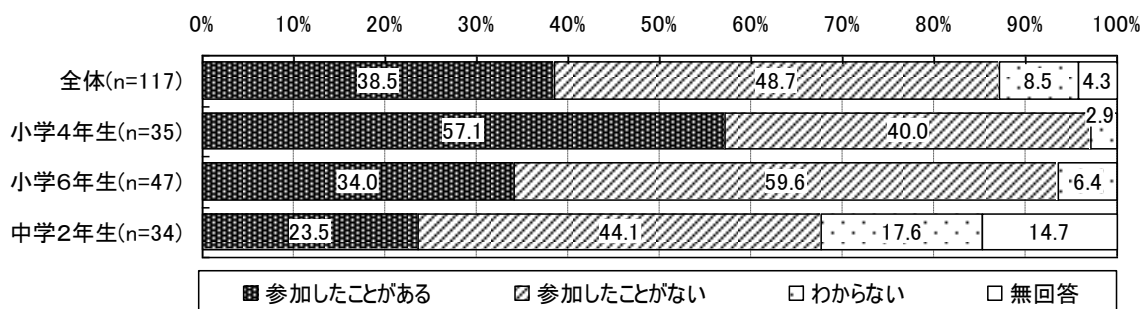
◆子育てを支援するために、今後どのようなことが必要だと思いますか。

- ・子育て支援のために必要なこととして、こどもの教育環境をあげる保護者が最も多くみられます。

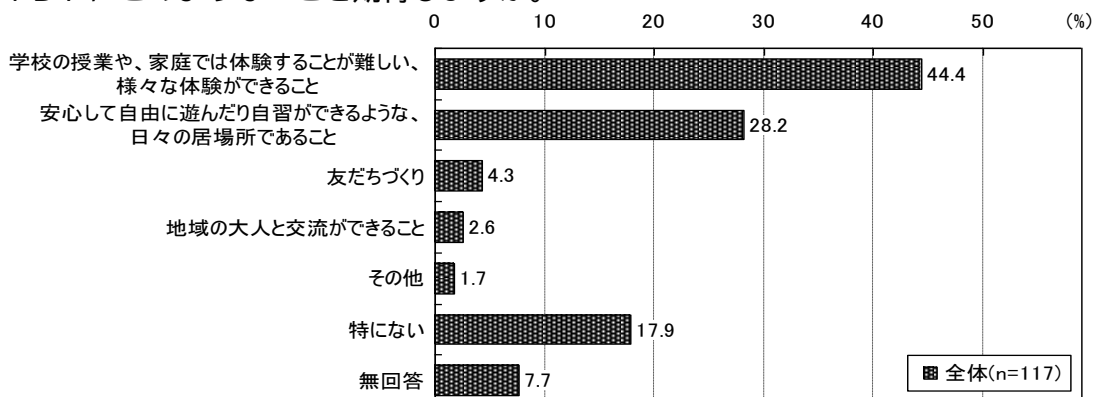


◆お子さんは、田尻町子ども教室（TDF）に参加したことがありますか。

- ・田尻町子ども教室（TDF）にこどもを参加させた保護者は、小学4年生の57%となっており、様々な体験ができたり日々の居場所となることが期待されています。

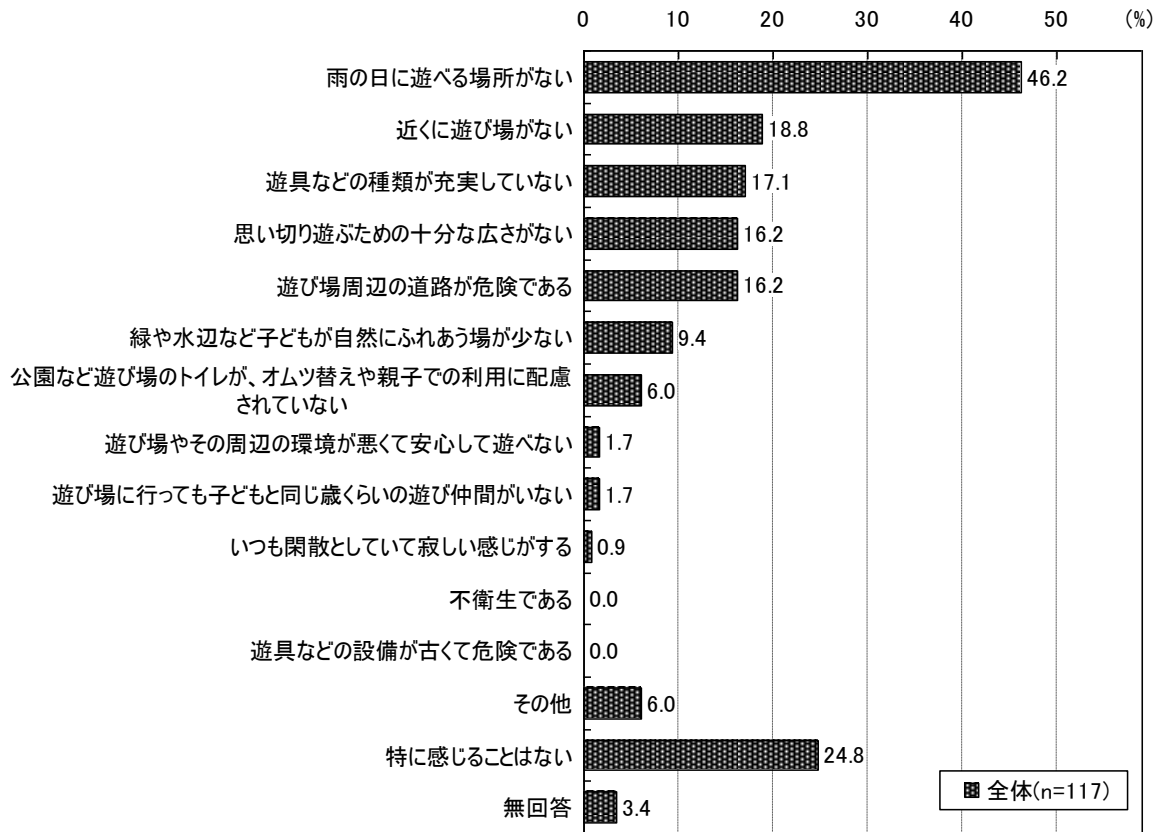


◆TDFにどのようなことを期待しますか。



◆お住まいの地域のこどもの遊び場について日頃感じることは何ですか。

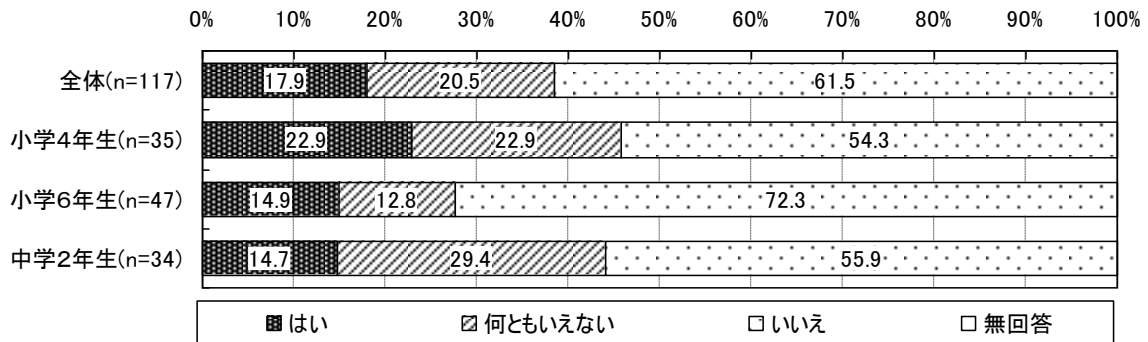
- ・地域のこどもの遊び場について、雨の日に遊べる場所がないことを46%の保護者があげています。



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

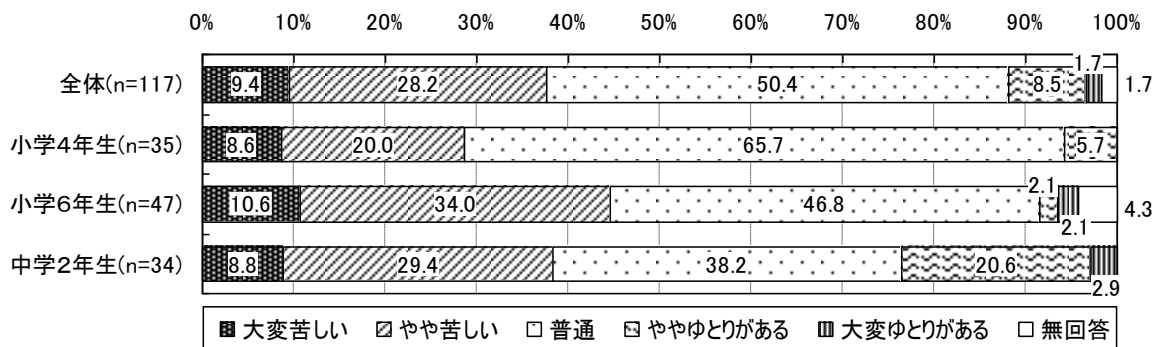
◆お子さんを虐待しているのではないかと感じたことはありますか。

- ・こどもを虐待しているのではと感じたことがある保護者は小学4年生で23%、小学6年生と中学2年生で約15%となっています。



◆現在の暮らしの状況について、どのように感じていますか。

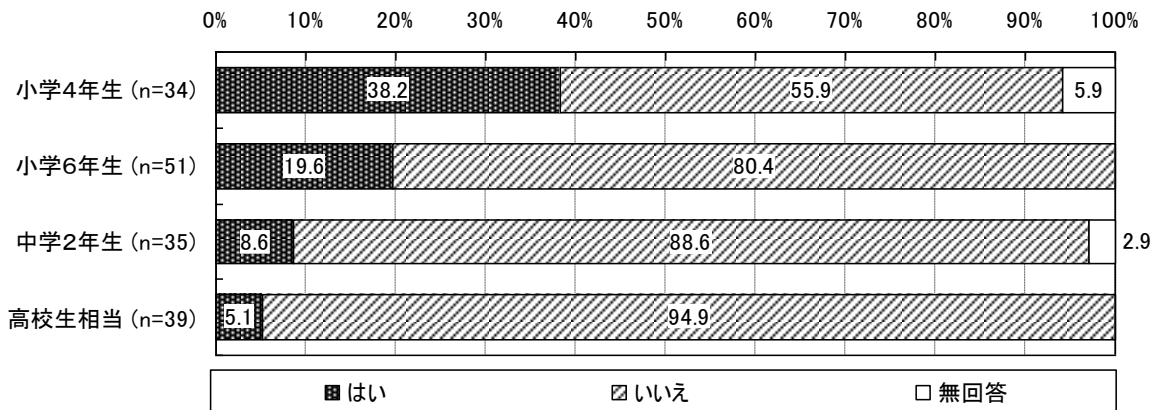
- ・現在の暮らしの状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と答える保護者が38%となっています。



(3) 小学4年生・小学6年生・中学2年生・高校生相当

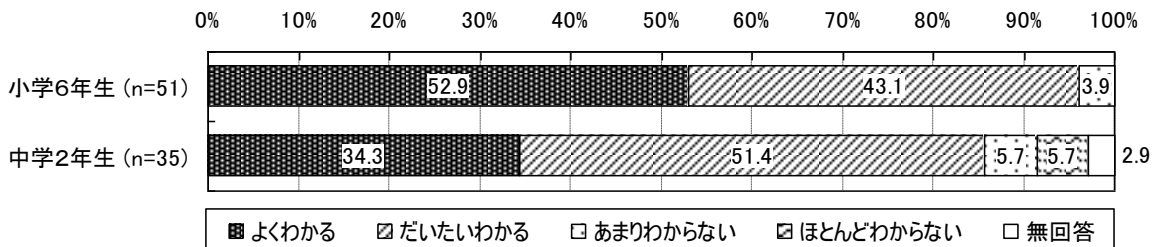
◆一緒に住んでいる家族のうち、生活をする上で何らかの手助けを必要とする人の世話をしていますか。

- ・他の家族の手助けや世話をしているこどもは学年が低いほど多く、小学4年生で38%となっています。



◆学校の勉強について、一番あなたの気持ちに近いものはどれですか。

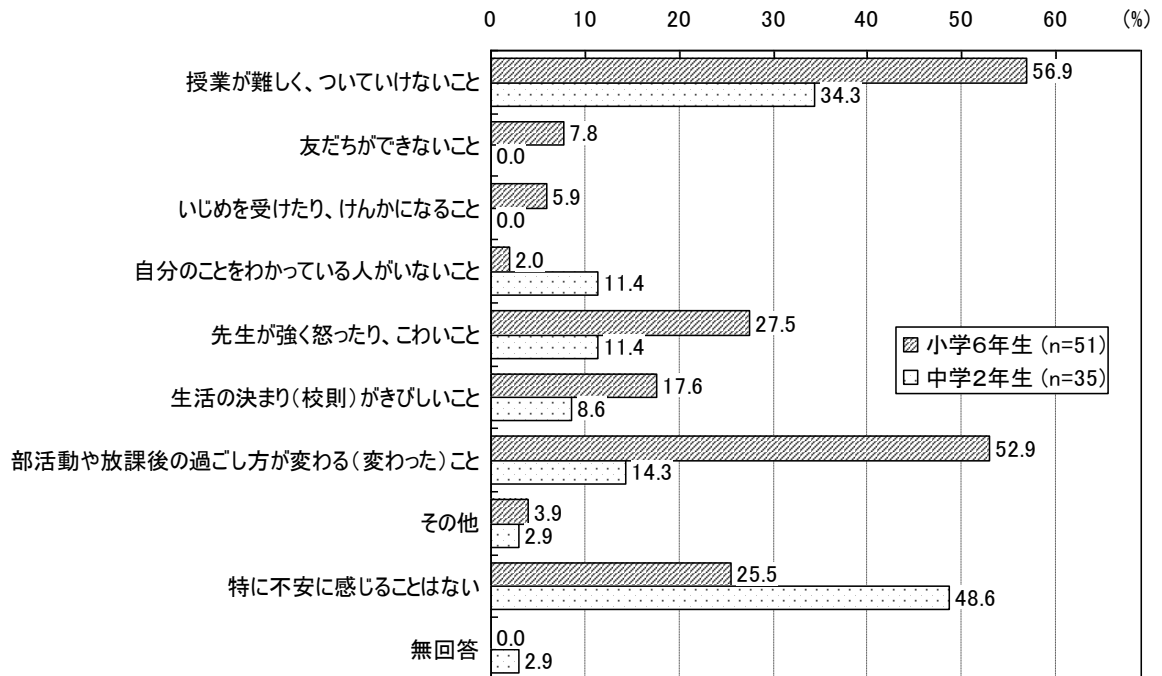
- ・学校の勉強について「よくわかる」「だいたいわかる」と答えるこどもは、小学6年生の96%、中学2年生の86%となっています。



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

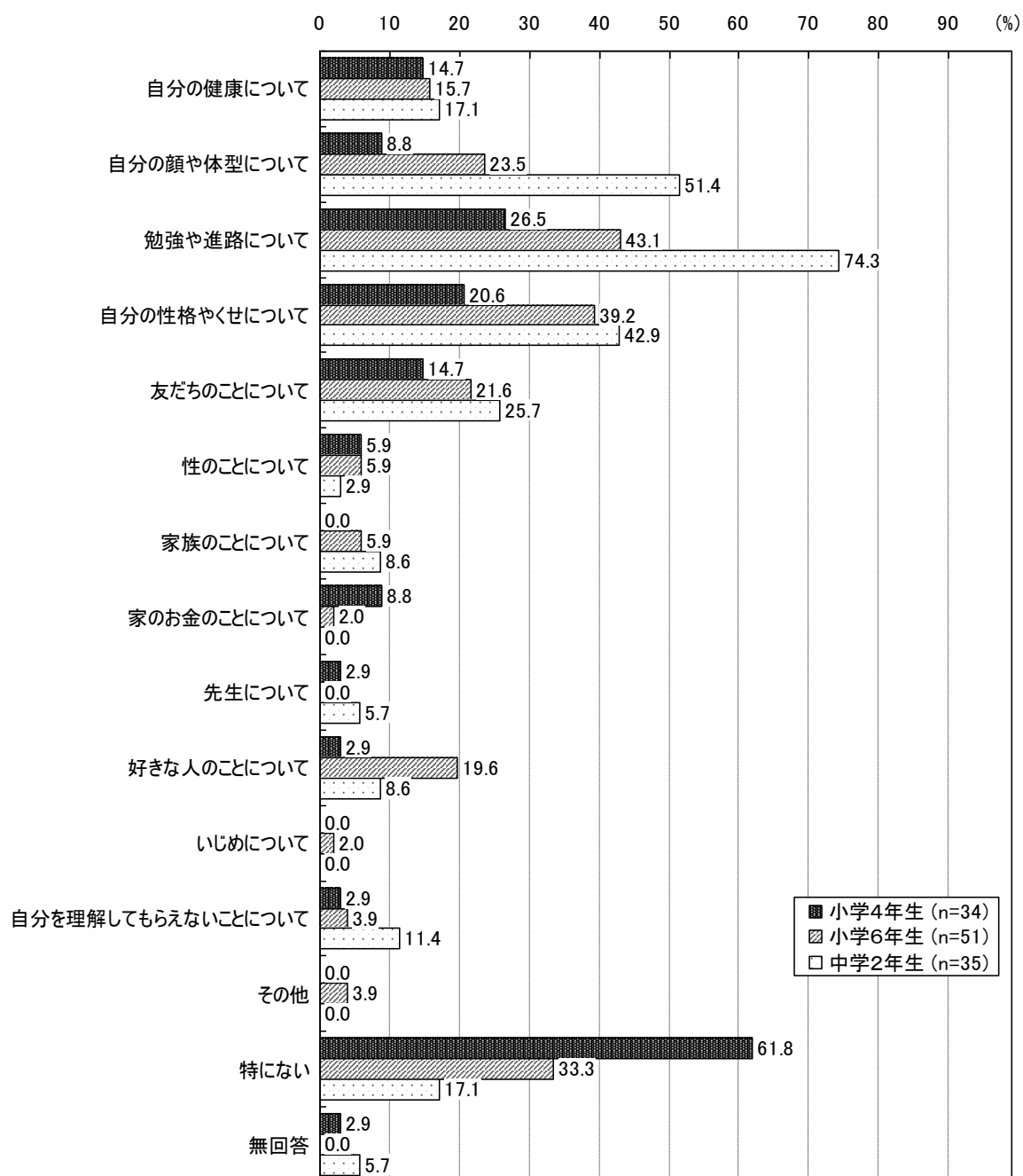
◆中学生になることに（中学生になってから）不安を感じることはありますか。

- ・小学6年生が中学生になることへの不安として、授業が難しくついていけないこと、部活動や放課後の過ごし方が変わることと、50%以上が答えています。

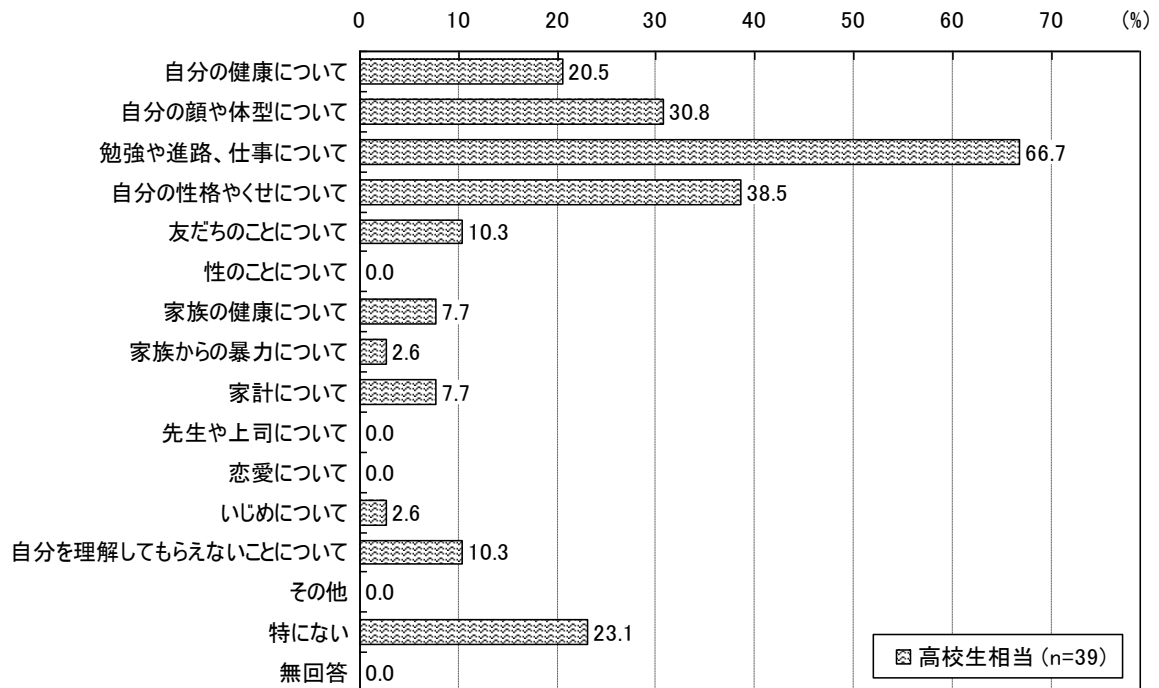


◆現在、不安に思ったり、悩んだり、困ったりしたことはありますか。それはどのようなことですか。

- ・勉強や進路（仕事）について悩んだり困ったりしているこどもは、中学2年生で74%、高校生相当で67%となっています。

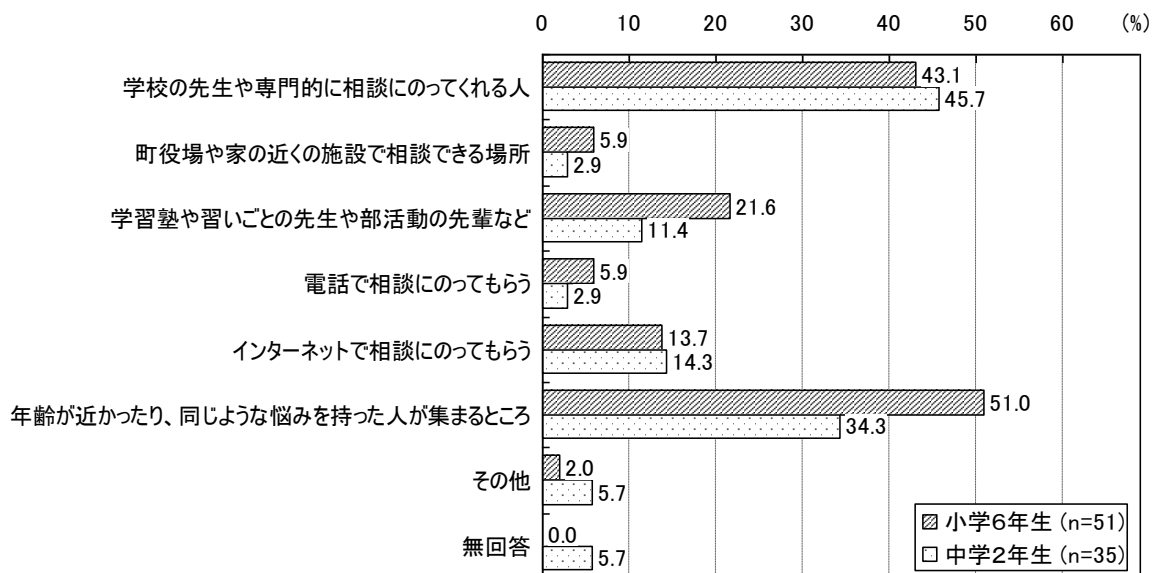


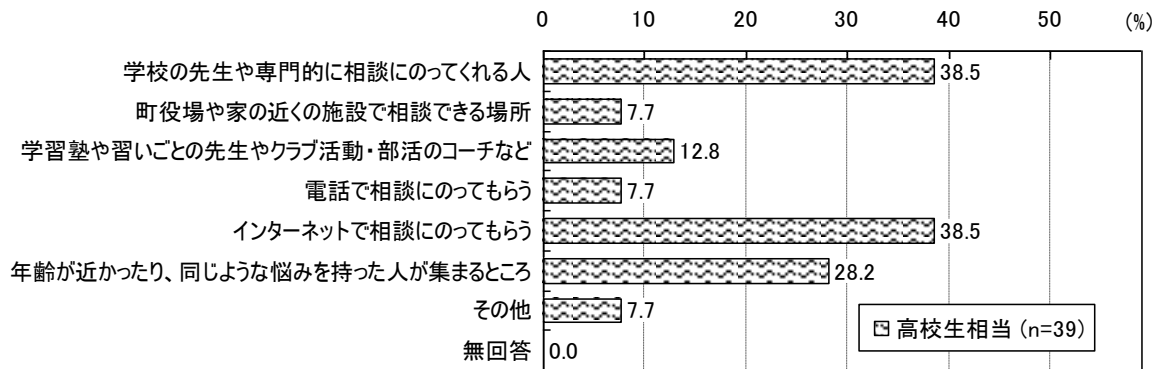
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況



◆不安に思ったり、悩んだり、困ったりしたとき、家族や友だちなどの身近な人に話ができない場合に、あったらいいなと思う相談先や相談相手などは何ですか。

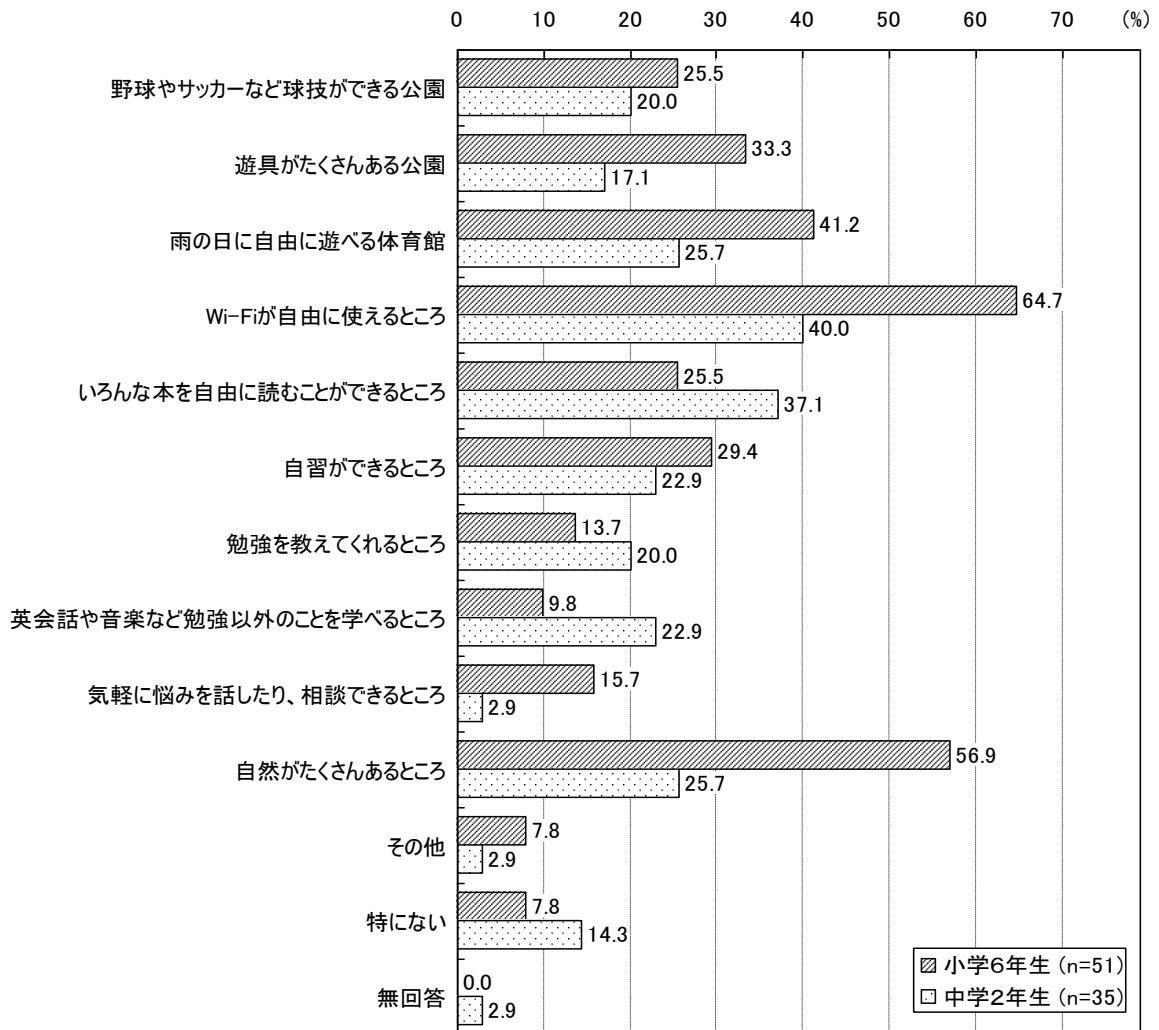
- ・ あったらいいと思う相談先として、学校の先生や専門的に相談にのってくれる人、年齢が近かったり同じような悩みを持った人が集まるところ、インターネットで相談にのってもらえると答えるこどもが多くみられます。





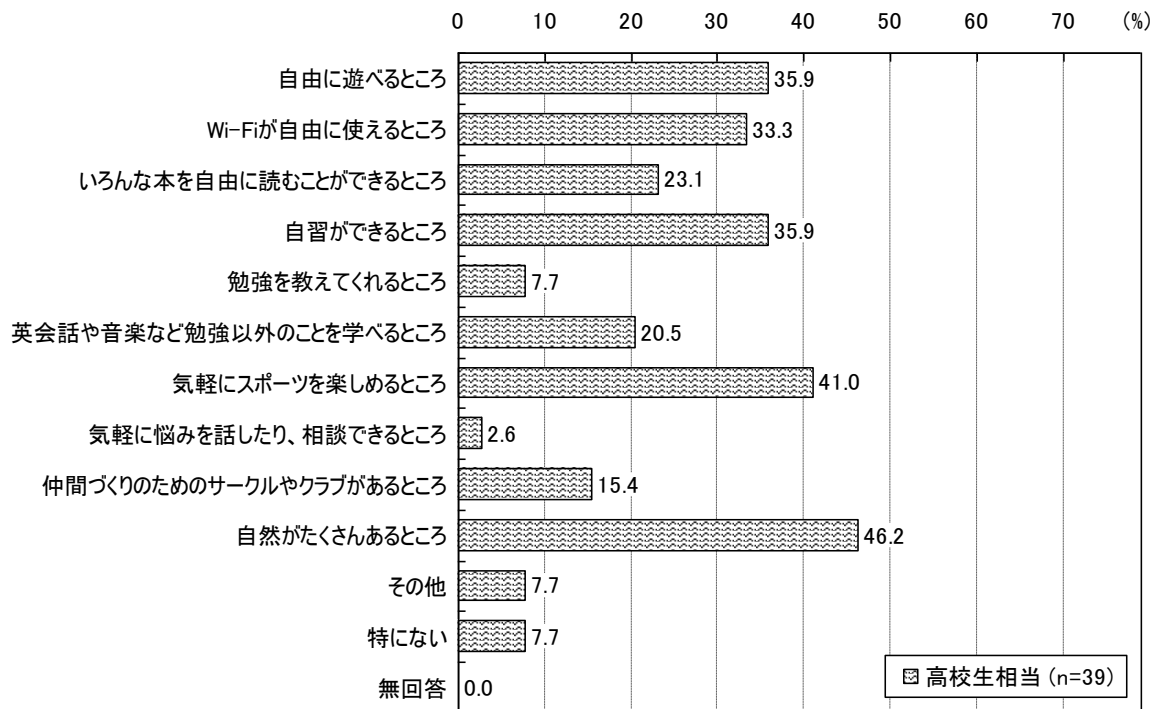
◆学校の授業が終わったあとや休みの日に、あなたが時間を過ごすのに、近くに「こんな場所があったらいいのに」「こんな場所があったらホッとできるのに」と思うのはどんな場所ですか。

- ・放課後や休日の居場所として、Wi-Fiが自由に使えるところ、自然がたくさんあるところ、雨の日に自由に遊べる体育館、遊具がたくさんある公園、気軽にスポーツが楽しめる場所、いろんな本を自由に読むことができる場所、自習ができる場所などが望まれています。



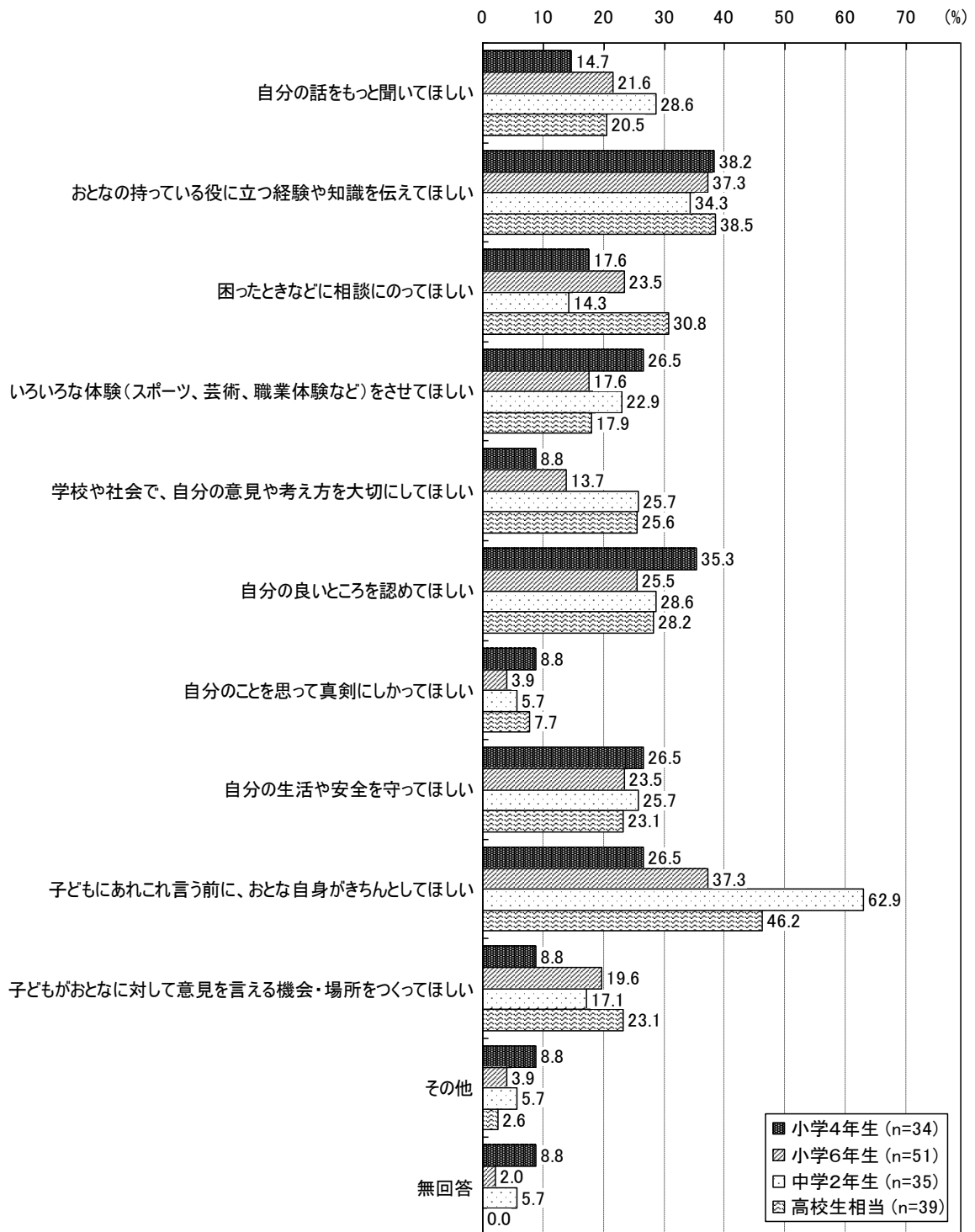
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

◆放課後・仕事の後や休日に、あなたが時間を過ごすのに、近くに「こんな場所があったらいいのに」「こんな場所があったらホッとできるのに」と思うのはどんな場所ですか。



◆おとなに対してどのような思いを持っていますか。

- ・大人に対して、「こどもにあれこれ言う前に、おとな自身がきちんとしてほしい」と答える中学2年生が63%、高校生相当が46%と多くみられます。



3 こどもに関わる施策の実施状況

(1) 前計画で掲げた施策の実施状況

前計画である「第2期田尻町子ども・子育て支援事業計画」で掲げた施策について、主な実施状況を41ページ以降の表に整理しました。

このうち、特徴的な取組状況については以下の通りとなります。

年度	子育て支援	教育
令和2 (2020) 年度	・(コロナ禍により、事業規模縮小)	
令和3 (2021) 年度	・子育て支援センターにおける一時預かり保育の人数を3人から5人へ増。 ・「たじりっ子わくわく応援ギフト」 妊娠届出時に作成した「たじりっ子わくわくセルフプラン」を妊娠8か月頃～出産までに持参し、保健師とプランの確認を行った方に、ベビーグッズセットをプレゼント。	・「カリキュラムマネジメント調査研究事業」(2年間、令和3(2021)～4(2022)年度実施) 中学生について、地域の人材と連携し、諸課題を自分事として捉え、解決していく力を身に着けることを目的とするもの。 ・大学・大学院・短期大学・高等専門学校(4年次以上)・専修学校等に在籍されている方に図書カード5,000円分を配布(コロナ支援のため令和3(2021)年度のみ実施)
令和4 (2022) 年度	・子ども食堂「みんな食堂」が町内に初開設(令和5(2023)年度より、たじりっ子ポイント事業対象) ※民間による運営。	・町外の支援学校(府立)に通う児童生徒の給食費無償化 ・町立保育所(現 認定こども園)おむつの保護者持ち帰りを廃止
令和5 (2023) 年度	・子ども・子育て支援拠点の整備に向け、民間事業者に対しサウンディング調査を実施。 ・「田尻町子育て応援アプリ たじりっ子アプリ」開始 ICTを活用した妊婦・子育て世代への継続的なサポートを実現。 ・「出産・子育て応援給付金」 妊娠期から出産・子育て期まで、一貫して身近に相談に応じる伴走型支援と経済的支援を実施。	・町立保育所、幼稚園が統合し「認定こども園」化 ・町立認定こども園において「おむつのサブスクリプション」導入 ・「社会参画力育成事業」(2年間、令和5(2023)～6(2024)年度実施) 小学生について、地域の課題の解決に向け、企画段階から参画し、連携していく力を身に着けることを目的とするもの。 ・田尻町育英奨学金支給開始 ・田尻町スーパーグローバル大学進学者奨学金支給開始

年度	子育て支援	教育
令和6 (2024) 年度	・「田尻町お米の定期便事業」開始 18歳以下のこどもがいる子育て世帯に 対して2か月に1度、妊婦に対して毎月、 金芽米1袋(4.5kg)を支給。 ・「田尻町すくすくタクシー利用料金助 成事業」 2歳到達までの児童がいる子育て世帯 及び妊婦に対し、タクシー利用料金の 内、基本料金分を助成。 ・子育て支援センターにおける一時預か り保育の人数を5人から6人へ増。 ・キッズ・ルームの開室時間を、三期休 業中のみ午前9時～午後5時に拡大。 (通常は午後1時～5時)	・町立認定こども園午睡用コット導入と 布団持参の廃止(0～1歳児) ・「小中学生向け夏季勉強会(サマスタ)」実施 ・「たじり夢サポート給付金」開始 若者が夢を叶えるための費用(例:機 材購入費、海外遠征費等)の一部を助 成

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

基本目標1 子育てと仕事の両立を図る地域における子育て支援

項 目	施策名	主な実施状況
(1)地域における子育て支援体制づくり	子育て支援に関する情報提供体制の充実	・子育て関連情報を毎月広報誌・ホームページ等に掲載。 ・「子育てガイドブック」を随時内容更新し、各種手当の届出時に配布。住民課においても転入時に手渡し。 ・子育て応援アプリを通じて、子育て関連情報を発信。 ・田尻町の子育て・子育て応援広報誌「たじりDE子育て」を発行、町内に広く配布、町ホームページに掲載。 ・鉄道会社のホームページにおいて、移住希望者に向けた町の魅力を発信する内容を掲載。
	地域における乳幼児の居場所と仲間づくりの支援	・地域での活動（田植え・稲刈り、七夕集会、カレンダー作り、あいさつ運動、福祉施設訪問） ・町立認定こども園子育て支援事業「エンゼルで遊ぼう」
	地域子育て支援センターの充実	・就学前の年代に応じた育児教室、離乳食講座、各種イベント、絵本の読み聞かせを実施。保護者に向けた相談、支援なども行っており、親子・保護者同士の交流の場の提供も推進。 ・子ども・子育て支援拠点の整備に向け、民間事業者に対しサウンディング調査を実施。
	子育てについての学習機会の提供	・主に乳幼児の保護者を対象とする学習会。 ・主にエンゼル保護者を対象とした子育て前期の親への学習会。 ・小・中学校PTA役員を対象とした学習会。 ・思春期を主テーマとして町PTA連絡協議会と連携して講演会を実施。 ・子育てに関連する関係機関「田尻町わんぱくっこ育成推進委員」が連携し、子育て講演会を年1回開催するとともに子育て支援に関する情報を提供。 ・前向き子育て講座（グループトリプルP）として児への関り方等を学ぶ連続講座。
(2)多様な子育て支援・保育サービスの充実	教育・保育事業の充実	・町立認定こども園の定員の見直しや保育士の確保等の体制整備に努める。 ・様々な教育・保育ニーズに対応するため近隣市町村と広域入所調整を行い、待機児童ゼロ（国基準）に努めた。
	保育内容の充実	・1号認定児・2・3号認定児・様々な保育時間帯や家庭環境でのこどもの育ちを理解した上で、個々に対するきめ細やかな保育・指導を実施。生活体験・実体験・集団での経験などこどもの育ちを保障できるよう機会を設けている。 ・保育士・教諭の資質向上を図るため、研修を実施。 ・保育サービスの提供施設や事業ごとに提供サービスに適した人材を募集・採用し、配置できるよう努めている。 ・町立認定こども園において、おむつの保護者持ち帰りを廃止。 ・町立認定こども園において、「おむつのサブスクリプション」を導入。 ・町立認定こども園において、午睡用コット導入と布団持参を廃止。（0～1歳児）
	保育所と幼稚園の一元化保育の推進	・町立保育所、幼稚園が統合し「認定こども園」化。 ・保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づいた保育教育計画の策定。0～5歳児の育ちを見通した保育計画及び実践。

項 目	施策名	主な実施状況
	開かれた保育所・幼稚園づくりの推進	・ 通年を通して保護者の要望に応じて保育参観（公開保育）を実施、またボランティアによる園行事開催などを実施。
	一時預かり事業の充実	・ 子育て支援センターにおいて、一時預かり保育事業を実施。 ・ 保育ニーズの増加により、預かり定員を増やす。 ・ 子育て短期支援事業について、近隣の児童養護施設等と契約し、実施体制を整備。
	放課後児童クラブ（なかよし学級）の充実	・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1～6年生の児童を対象として「なかよし学級」を実施。 ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室は、連携して事業を実施。
	ファミリー・サポート・センター事業の実施	・ 社会福祉協議会へ事業を委託して実施。 ・ 依頼会員の登録の際には、1人の依頼会員に対し2人以上の援助会員とマッチングを行い、臨時的・突発的な保育ニーズへ臨機応変に対応できるよう備えている。 ・ 年1回講習会を開催し、新規援助会員の増員や既存会員のスキルの向上を図っている。
(2)多様な子育て支援・保育サービスの充実（続き）	手当・助成の充実	・ 国の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当を支給。 ・ こども医療費助成により、18歳到達最初の3月末までの医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減。 ・ 町立小学校・中学校、町内町外の認定こども園・保育所等（3歳児から5歳児まで）、及び町外の支援学校に通う児童を対象に、給食費の無償化を実施。 ・ 妊婦または2歳到達までの児童がいる子育て世帯を対象に、すくすくタクシー利用料金助成を実施。 ・ 妊婦または18歳以下のこどもがいる子育て世帯を対象に、「お米の定期便」を実施。 ・ 出産・子育て応援給付金の支給により、経済的支援の実施。 ・ 大学・大学院・短期大学・高等専門学校（4年次以上）・専修学校等に在籍されている方に図書カード5,000円分を配布。 ・ 田尻町育英奨学金を支給。 ・ 田尻町スーパーグローバル大学進学者奨学金を支給。 ・ たじり夢サポート給付金を実施。
(3)仕事と子育ての両立の推進	仕事と家庭生活との両立支援	・ ハローワークなどの関係機関とも連携し、広報やちらしの配架などを行い、求人や面接会、相談会などの情報提供に努める。 ・ 保育認定については、保護者の就労状況等を丁寧に聴き取りを行い、可能な限り仕事と家庭の両立ができるよう柔軟に対応。 ・ 国や大阪府の制度等の情報を、町の広報誌・ホームページへの掲載や、公共施設へのチラシの配架等で、広報啓発。 ・ 就労支援講座の実施や随時、就労に関する相談を受ける体制を整備し、必要な支援や助言等を実施。
	男女共同による子育ての推進	・ 女性のための相談・人権相談などにおいて、様々な背景にある人の相談を随時受け付け。 ・ 広報やホームページに女性のための相談の紹介を記事掲載。来談しにくい方のために電話での相談やオンライン相談も実施。 ・ 男女共同参画講座として、初めてオンライン講座を開催。

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

基本目標2 親と子の健康を支える環境づくり

項 目	施策名	主な実施状況
(1)母子保健事業の推進	妊婦の健康づくりの推進	・妊婦健診、産婦健診、妊婦歯科健診の公費負担。 ・妊娠中は妊婦教室を開催。
	不妊治療、不育症治療を行う人への支援体制の充実	・不妊不育症の検査、治療に関して上限5万円で助成。
	乳幼児健康診査の充実	・新生児聴覚検査や乳児一般健康診査、5か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査を実施。未受診者に対しては、電話や面談、訪問を行い、児の発育や発達の確認 ・親の育児不安に対して、必要な情報を伝えるとともに、相談支援を実施。
	乳幼児の健康づくり、発育に関する情報提供・相談支援の充実	・新生児訪問（助産師） ・保健師による訪問は、出生に対して全家庭訪問。 ・乳幼児健診や各種母子保健事業にて、乳幼児の健康づくりや発育、母子保健に関する情報提供や相談支援を実施。
	予防接種の実施	・予防接種開始年齢児の保護者に対して、予防接種の必要性について啓発。 ・健診などを通じて、未接種者には予防接種の勧奨。
	妊娠期から乳幼児期における食育の推進	・妊婦教室で管理栄養士から食育、栄養について説明。 ・幼児期には食育として、こどもが食材に触れる機会を提供。 ・乳幼児健診で栄養相談の実施。
	事故防止対策に関する情報提供の充実	・乳幼児健診、個別相談、健康教育事業で事故予防に関する情報提供を行い、年齢に応じた事故と予防について説明。
(1)母子保健事業の推進（続き）	小児医療の充実	・家庭訪問時や乳幼児健診等でおかかりつけ医を持つことを推奨。 ・医師会等の関係機関と連携し、小児救急医療体制の充実を図る ・母子保健事業や広報等を通して、夜間や休日など緊急時に対応できる医療機関について、早期から情報を提供。
	未熟児の養育医療費の給付	・体重が2,000g以下の出生や身体機能が未熟な状態の出生で、指定医療機関で入院が必要な場合に、入院費用を公費負担。
	妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	・たじりっ子わくわく応援事業により、セルフプランの活用やたじりっ子応援ギフトの配布等を通して妊娠早期から継続した関わりを実施。 ・年に3回すくすく会議（健康課と子育て支援センターの連携会議）を開催。
(2)思春期保健対策の充実	思春期保健に関する学習の充実	・小学生に対して、養護教諭と町保健師との連携で、赤ちゃん人形での沐浴体験や児童の発達段階に応じて、年間指導計画に位置付けて「命を育む事業」を展開。沐浴体験や出産疑似体験等を通して命の大切さについて授業を実施。 ・中学生には、赤ちゃん抱っこ体験や妊婦体験、助産師の講演等を実施し、命の尊さや性についての正しい知識を普及 ・保健の授業で、薬物やタバコについての正しい知識を学び、生涯に渡って健康な生活を送ることができるよう学習の積み上げを行っている。

項 目	施策名	主な実施状況
	心の悩みに対する 相談支援体制の充 実	・大阪府からの中学校へのスクールカウンセラー配置に加え、小学校配置として町独自のスクールカウンセラーを1人配置し、町立学校の児童生徒や保護者、教職員を対象に相談事業を実施。 ・各専門家の連携を図るため、教育委員会主催での専門家会議を実施。教員も参加することで、各種スキルの向上を推し進めている。 ・相談支援先を掲載した付箋やクリアファイル等を配布し啓発を実施。

基本目標3 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

項 目	施策名	主な実施状況
(1)生きる力を育む教育環境の整備	保幼小中一貫教育の推進	・ 認定こども園、小学校、中学校の教職員と一貫教育推進課の職員による合同検討組織を設置し、一貫教育に関する取り組みについて協議。 ・ 教育委員会の附属機関として、学識経験者、保護者代表、地域代表等からなる一貫教育審議会を設置し、0歳から15歳の一貫教育に関する審議を実施。 ・ 教職員が主体となり一貫教育準備委員会を設置し、認定こども園、小学校、中学校の相互理解を図りながら交流・連携を実施。 ・ 田尻町一貫教育施設整備基本構想を策定。
	地域に開かれた信頼される学校づくり・教育コミュニティの推進	・ 学校教育自己診断の結果を学校評議会で共有し、地域からの助言をいただく。 ・ 学校運営協議会の設置、コミュニティスクールの実現に向けて、検討を重ね、「地域とともにある学校」をめざす。 ・ 地域と学校とを結びつける様々な行事を実施し教育コミュニティづくりを推進。土曜日午前中の学校開放「たじりドキドキ広場」、こども110番の旗運動に賛同している家庭をこどもたちが訪問する「こども110番ウォークラリー大会」、地域と学校園が一体となって活動する「ハートフル事業」を実施。
	楽しい授業、わかる授業の一層の推進	・ 府加配を活用して小学校中・高学年での算数科少人数指導を実施。中学校では、英語科での少人数習熟度別指導を実施。小中連携として中学校保健体育科教員が小学校高学年の授業を実施。 ・ 町単費配置講師による小学校低学年の音楽科・図画工作科の専科指導を実施。 ・ 小中学生向け夏季勉強会（サマスタ）を実施。
	英語教育の推進	・ 小・中学校での教員の指導力の向上を推進するとともに、外国人英語指導助手を2人配置し、こどもたちが学んだ英語を活用する場を提供することで、英語によるコミュニケーション能力の育成をめざす。町立中学校の生徒には年間1回の英検受験料を補助し、中学校全体での受検を実施。 ・ 小学校は府加配による専科指導を3～6年生で実施。
	人権教育の推進	・ 大阪府教育委員会から提供された「人権教育教材集」等を活用し、授業を実施。
	情報教育の推進	・ 小学校高学年に対しての非行防止教室の中で、スマートフォンのリスクや個人情報の取り扱いなど、情報モラル教育の視点を取り入れて実施。 ・ GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末の整備により、授業での利活用や個別最適な学びの実現を推進。併せて、校務支援システムによる働き方改革も推進。
	中学生を対象とした職業体験の推進	・ 職業講話と形を変えて様々な職業の方をゲストティーチャーに招聘し、生徒の職業観を育成。

項 目	施策名	主な実施状況
(1)生きる力を育む教育環境の整備 (続き)	子ども読書活動の推進	・地域の方による読み聞かせを実施。大型モニターを設置し、読み聞かせの充実を図る。 ・新刊購入の際には、司書の選書だけでなく、「はっぴいぶっく」と連携し、今こどもたちが関心があるジャンルの本を積極的に購入するように工夫。 ・映像作品特集、戦争学習特集などテーマを決めて特設展示ブースを設置。
	幼児期における教育の充実	・集団生活の中で「遊び」を中心にして、心身・意欲・態度を育て「遊びを通しての学びの基礎」を培っている。 ・幼児教育アドバイザー養成講座の積極的な受講と、既存の幼児教育アドバイザーのフォローアップ研修の受講により、幼児教育・保育の質の向上を図る。
	教育相談体制の充実	・大阪府からの中学校へのスクールカウンセラー配置に加え、小学校配置として町独自でのスクールカウンセラーを1人配置し、町立学校の児童生徒や保護者、教職員を対象に相談事業を実施。 ・ふれ愛センター内に「たじりカウンセリングルーム」として、臨床心理士を1人配置。町内在住の高校生までの児童生徒や、保護者に対し、相談事業を実施。
	食育の推進	・認定こども園では、「望ましい食生活の習慣の形成」「正しい食事のとり方、態度、習慣を養う」「豊かな心情と好ましい人間関係を育成」を目標に、年間計画を作成し実施。こどもの発育状況に応じて家庭と協働し離乳食のステップアップを進めている。 ・小中学校では、給食指導をはじめ、栄養教諭が中心となり、各教科との関連の中で食育についての学びを深めている。 ・認定こども園栄養士、小中学校栄養教諭、町栄養士が、定期的に連携会議を行い課題を共有し、各分野での食育の実践に活かす。 ・こどもの発育状況に応じて家庭と協働し離乳食のステップアップを進めている。
(2)地域における青少年の健やかな育成	子どもの居場所づくりの推進	・田尻中学校区地域教育協議会と連携して、こどもの居場所づくりを推進。また、公民館の一室を自習室として開放して誰もが自由に使えるようにしている。 ・ふれ愛センターにおいてフリースペースを開放し、こどもを含む住民の憩いの場、学習スペース等として活用。 ・子ども食堂「みんな食堂」が民間の運営により開設。(たじりっちポイント事業対象)
	身近な遊び場・交流の場の整備・充実	・キッズ・ルームに利用者のニーズに合わせた遊具や絵本を揃え、季節ごとのイベントの実施等を行うことにより、こどもの居場所づくりや子育て中の保護者の交流を促進。
	講座・公演の実施	・こども陶芸教室は、毎年夏の恒例行事の講座となっているほど定着。親子での体験講座としてフラワーアレンジメントやクリスマスリースの作成、こども手話教室の開催などを実施。 ・人形劇「ほっこりシアター」の開催。
	放課後子ども教室推進事業の充実	・田尻中学校区地域教育協議会が主体となり、地域と学校とを結びつける様々な行事を実施し教育コミュニティづくりを推進している。

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

項 目	施策名	主な実施状況
(2)地域における青少年の健やかな育成 (続き)	世代間交流の機会づくりの充実	・夏休み期間中に、地区福祉委員等の協力を得て、「たじりドキドキ広場」で縁日遊びを実施。 ・多世代交流事業を実施。体操やレクレーションを多世代で行う。ふれ愛センターまつりにて長友会が輪投げなどのニュースポーツ体験ブース開催し、多世代交流の場を提供。 ・小学生の宿題のサポートを地域の高齢者が行い、その後一緒にレクレーションで交流。
	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・小学校5年生を対象に、岸和田少年サポートセンターによる非行防止教室を実施。小学校6年生を対象に泉佐野警察署による非行防止教室を実施。
	薬物乱用防止対策の推進	・養護教諭を中心に保健の授業での取り扱いを基本としている。

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

項 目	施策名	主な実施状況
(1)子どもを取り巻く安全の確保	交通安全対策の推進	・ 小学校1年生に対する交通安全講話及び歩行訓練を実施。小学校2年生に対する交通安全講話及び自転車通行訓練を実施。 ・ 町内5か所で小学校低学年のこどもたちを対象に、登下校時の定点見まもりを実施。地域のボランティア参加者が、円滑に活動できるよう、日程調整や備品の整備を行っている。 ・ 町立認定こども園にて交通安全講話及び歩行訓練を実施。
	子どもを見守る活動の推進	・ こども110番推進事業として、田尻中学校区地域教育協議会が主体となり「こども110番ウォークラリー大会」を開催。 ・ 小学校低学年の児童を対象に、泉佐野警察署による交通安全教室を実施。
	学校等における子どもの安全確保対策の充実	・ 不審者対応マニュアルの見直し、所管警察署との連携による訓練等、こどもの安全確保のための取り組みを実施。 ・ 学校園の緊急対応マニュアルを見直し、統一できるものは合わせるように改善。不審者侵入時のフローチャートに基づく訓練を実施。
	通学路の安全対策の推進	・ 防犯灯と防犯カメラを設置。 ・ 定期的な青色防犯パトロール車による見守り活動を実施。車両の維持管理や講習会の開催を行い、活動を支援。
	公園整備の推進	・ 遊具等の定期点検等を実施し、不良箇所については、随時、修繕等を実施。公園等について、順次、防犯カメラを設置。

基本目標5 きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

項 目	施策名	主な実施状況
(1)児童虐待の防止	児童虐待防止に関する啓発と学習機会の充実	・ 年1回虐待予防講演会を実施し、虐待によるこどもへの影響について周知・啓発。 ・ 虐待予防月間に街頭啓発を実施。
	相談支援の充実	・ 乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業等を実施し、養育不安や養育負担の軽減に努めた。特に支援を要する家庭に対しては、養育支援訪問を実施し、専門職による助言・指導等の支援を実施。専門職による支援の充実を図る。 ・ 各機関の相談窓口で電話や面談等で相談支援を実施。 ・ 子育てガイドブックの作成や町広報を活用して、相談窓口の周知。子育て講演会の中で町の子育て支援機関の紹介を行い、相談支援について啓発。
	児童虐待防止など要保護児童対策の推進	・ 認定こども園、小学校、中学校と連携して学期ごとのケース会議を実施。学校園、関係課、関係機関と情報共有しながら要保護・支援児童の早期発見に努めている。
(2)障害のある子どもの支援	障害の早期発見、早期療育	・ 乳幼児健康診査を実施し、必要な児に対しては健診後のフォローを実施。また関係機関と連携し、早期療育につながるよう支援。
	相談支援の充実	・ 児童発達支援について保護者や支援者から課題やニーズを聞き取り、関係機関と連携し、適切な支援につなげている。 ・ 発達相談や療育相談を実施。 ・ 基幹相談支援センターや地域子育て支援センター、療育機関、医療機関等と連携し、相談支援体制を強化。

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

項 目	施策名	主な実施状況
(2)障害のある子どもの支援（続き）	障害福祉サービスの充実	・ 町内唯一の民間通所支援事業所を、地域障害児支援体制中核拠点として登録。当該事業所が中核機能を発揮することで、町の障害児支援の強化が図られ、児童発達支援センターに近い形の支援体制を構築。
	医療的ケアを必要とする児童への支援の充実	・ 小児在宅医療ケア連絡会を圏域設置し、事例検討や情報交換を近隣自治体間で行い、支援体制の構築に努めている。 ・ 医療的ケアコーディネーターを2人（保健師）配置。
	インクルーシブ教育の充実	・ 障害のあるこどもたちの学びの場を検討する就学支援相談の実施。就学前保護者対象の見学会・説明会の実施など、正しい理解を進めた上で、特別支援教育を行えるようにしている。 ・ 町内療育施設による保育所等訪問支援事業を生かし、保護者との情報共有や支援方針検討や相談などを実施。
	各種手当・給付金・助成の充実	・ 各種申請案内、決定通知を実施。
(3)生活困窮、ひとり親などの子どもや家庭への支援	教育に関する支援の充実	・ 幼稚園教育要領改訂・保育所保育指針改訂に伴い、改訂のポイントを理解し、各年齢の教育保育カリキュラムを策定。 ・ 小学校での昼学習ボランティアや、中学校での学び舎Youth事業など、外部人材を活用した学習支援を行うことで、基礎学力の定着を行っている。
	課題を有する子どもの早期発見・支援の仕組づくり	・ 認定こども園や小中学校、学校関係課と保健福祉部局が連携し、支援を要する家庭へ様々な視点から介入を実施。 ・ 重層的支援体制整備の視点から各課の連携を強め、情報共有することで早期発見・早期対応。多職種連携の推進のため専門家会議や教員研修も実施。 ・ 相互参観、年度末の引継ぎにより確実に情報共有を実施。困り感の大きい家庭については別で詳細の引継ぎを実施。
	生活の安定に資するための支援の充実	・ 児童扶養手当等の手続きや相談で来庁した、ひとり親家庭の親等に対し、生活状況等を聞き取り、必要に応じて関係機関と連携し適切な支援につなげている。支援制度の案内等も実施。 ・ 保育、給食の無償化により経済的負担を軽減し、就労を促した。育児休暇からの復帰に係る優先入所等により、可能な限り保育の提供に努めた。 ・ 2歳児未満の乳幼児のいる子育て世帯に対し、経済的負担の軽減を図るため、廃棄物処理の減免の処置を行い町指定の有料袋を配布。 ・ 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会などを通じて、保護者への養育支援を実施。
	各種手当・助成の充実	・ 国や大阪府の制度について、町広報誌、ホームページやSNS等に掲載、さらに公共施設においてチラシの配架等を実施。

田尻町母子保健計画（平成27(2015)年策定）で掲げた目標指標の達成状況について、評価が可能であったものを整理した結果は次の通りです。

栄養・食生活については、小学6年生の朝食欠食を除いて目標を達成しています。

妊娠中の妊婦の飲酒・喫煙率、育児期間中の父親の喫煙率については、目標達成または改善傾向にあります。母親の喫煙率については悪化しています。

歯と口腔の健康については、かかりつけ歯科医を除いて目標達成または改善傾向にあります。

A 目標達成、B 改善、C 変化なし、D 悪化

内 容				中間評価	目標値	最終評価	
				令和元 (2019)年	令和6 (2024)年	令和6 (2024)年	
栄養・ 食生活	朝食を欠食する子どもの割合	小学4年生		16.9%	減少傾向へ	5.8%	A
		小学6年生		12.1%		15.7%	D
		中学2年生		16.3%		14.3%	A
	家族と食事をする子どもの割合（共食率）	夕食	小学6年生	33.3%	増加傾向へ	98.0%	A
			中学2年生	30.4%		97.1%	A
	夕食後就寝までの間に間食している人の割合	小学4年生、6年生、中学2年生および20歳以上		26.6%	減少傾向へ	21.4%	A
アルコール	妊娠中の妊婦の飲酒率			3.1%	0%	0.0%	A
たばこ	妊娠中の妊婦の喫煙率			6.3%	0%	1.6%	B
	育児期間中の両親の喫煙率	父親の喫煙率		37.5%	減少傾向へ	31.4%	A
		母親の喫煙率		6.3%		8.8%	D
	幼児生徒における家庭での受動喫煙率	幼児保護者		7.6%	0%	8.3%	C
休養・ こころの健康	就寝時間	午後10時以降の就寝	1歳6か月児	37.0%	減少傾向へ	15.6%	A
			3歳6か月児	26.5%		21.7%	A
歯と口腔の健康	仕上げ磨きをする親の割合			74.2%	増加傾向へ	100.0%	A
	虫歯のない幼児の割合	1歳6か月児		100.0%	100%	100.0%	A
		2歳6か月児		93.7%	95%	100.0%	A
		3歳6か月児		81.0%	90%	98.5%	B
	子どものかかりつけ歯科医を持つ親の割合			28.6%	増加傾向へ	27.8%	C

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

健康診査・健康管理、事故予防、生と性、子育て支援分野の指標については、目標達成または改善傾向にあるものが多くを占めていますが、赤ちゃんや小さい子どもの世話をしたことがある児童・生徒の割合、乳幼児揺さぶられっこ症候群(SBS)を知っている親の割合、子どものかかりつけ医を持つ親の割合については中間評価時より悪化しています。

A 目標達成、B 改善、C 変化なし、D 悪化

内 容			中間評価	目標値	最終評価	
			令和元 (2019)年	令和6 (2024)年	令和6 (2024)年	
健康診査・健康管理	乳幼児健康診査未受診率	5 か月児	2.9%	0%	0.0%	A
		1 歳 6 か月児	3.0%		0.0%	A
		2 歳 6 か月児	11.1%		9.9%	B
		3 歳 6 か月児	3.4%		4.1%	C
	乳幼児健診未受診者のフォロー割合		100%	維持	100.0%	A
	妊娠 11 週以下の妊娠届出率		98.6%	増加傾向へ	100.0%	A
	全出生数中の低体重児の割合		10.5%	減少傾向へ	7.7%	A
	1 歳までに BCG 接種を終了しているものの割合		94%	100%	106.0%	A
事故予防	乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合		9.1%	減少傾向へ	8.3%	A
	事故防止対策をしている親の割合		78.0%	増加傾向へ	82.2%	A
生と性	性教育について家族と話す割合	小学 6 年生	21.2%	増加傾向へ	35.3%	A
		中学 2 年生	14.9%		28.6%	A
	赤ちゃんや小さい子どもの世話をしたことがある児童・生徒の割合		61.5%	増加傾向へ	59.2%	D
子育て支援	マタニティマークを妊娠中に使用したことの ある母親の割合		76.3%	70%	89.1%	A
	乳幼児揺さぶられっこ症候群(SBS)を知っている親の割合		100.0%	100%	91.5%	D
	出生後 1 か月児の母乳育児の割合		62.5%	増加傾向へ	31.9%	D
	産後 1 か月での EPDS9 点以上の褥婦の割合		8.0%	減少傾向へ	4.3%	A
	子どものかかりつけ医を持つ親の割合	0 歳 (5 か月児)	61.0%	維持	74.5%	A
		3 歳 (3 歳 6 か月児)	83.9%	95%	77.8%	D
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間ある母親の割合	0 歳 (5 か月児)	80.0%	維持	89.4%	A
		1 歳 (1 歳 6 か月児)	69.7%	維持	92.3%	A
		3 歳 (3 歳 6 か月児)	66.7%	64%	60.0%	D
	積極的に育児をしている父親の割合	0 歳 (5 か月児)	65.6%	増加傾向へ	80.9%	A
		1 歳 (1 歳 6 か月児)	53.2%		74.4%	A
		3 歳 (3 歳 6 か月児)	61.3%		45.0%	D

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもは次代を担うかけがえのない存在であり、その健全な育成は、こどものいる家庭のみならず、すべての町民にとっての喜びでもあります。誰もが安心してこどもを生み育てることができ、こどもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることは、本町にとって非常に大きな目標です。子育てについて第一義的な責任を有する保護者が、安心してこどもを育てられるように、地域や学校、事業者、行政などが一体となってこども施策に取り組み、こどもたちの笑顔をみんなで喜びあえるような社会にしていけることが大切です。

同時に現代社会は、急速な変化を迎え、こどもたちが生きていく未来は、私たちが経験したことのない社会である可能性があります。そのような社会において、こどもたちが自ら考え、行動し、変化に対応できる力を身につけることが求められます。地域の人々と関わり、共に学びあい、成長していくことが重要です。

本計画においては、第1期、第2期の子ども・子育て支援事業計画において取り組んできた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、その他様々なこども施策を継承、充実させながら、すべてのこどもがふれあいと心豊かなこども時代を過ごし、その先、地域とともにいきいきと健やかに育ち、学び、成長し、未来を創造できるようなまちをめざします。

共にささえ つながり 成長する

笑顔あふれ こども・若者が未来を創る力を育むまち たじり

2 基本的な視点

(1) こどもをまんやかに、こどもの最善の利益を第一に考える

こどもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障して、意見を表明し、社会に参画できるようにします。また、すべてのこどもが個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援します。

(2) 誰一人取り残さず、すべての子育て家庭を支援する

子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭でこどもを育てる保護者も含め、すべての子育て当事者が、幸せな状態で、こどもと向き合うことができるように支援します。

(3) 社会全体でこどもの育ちを支え、若者の活躍を支援する

未来を担う人材を育み、社会経済の持続可能性を高め、すべての人の社会的価値の創造や幸福に向けて、行政だけでなく、家庭、地域、教育、福祉関係機関、企業などが、協力・連携し、わがまち田尻の強みも生かして、社会全体でこども、若者、子育て当事者を支えます。

3 基本目標及び施策の体系

基本目標1 すべてのこどもが心身ともに健やかに育つまち

安心して、妊娠・出産できるよう正しい知識の普及や相談窓口の周知を図り、出産後からは母子ともに健やかに育まれるよう、各種健康診査や保健事業の充実を図ります。また、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長するための土台となる食育や体力づくりについて各関係機関で啓発や実践機会の充実を図ります。

「たじり一貫教育」の推進に取り組み、0歳から15歳までのこどもたちの成長を切れ目なくつなげ、育ち合い、学び合い、郷土への理解と愛着の醸成によるグローバルな人材育成に取り組みます。

基本目標2 安心とゆとりを持って こどもを生み育てることができるまち

働き方やライフスタイルが多様化するなかで、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の提供、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援する一方、困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援を図ります。

基本目標3 地域をあげて こども・若者と子育て家庭を支えるまち

こどもの権利について、すべての大人に対して広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。

安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者が健やかに成長できるよう支援するとともに、学校・家庭・地域の連携を推進し、教育コミュニティづくりや家庭の教育力の向上に努めます。

こどもや子育て中の家庭が安心して外出や活動ができるように、道路・公園等の生活環境の整備・改善に努めます。また、こどもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を進めます。

施策の体系

めざす姿	共にささえ つながり 成長する 笑顔あふれ こども・若者が未来を創る力を育むまち たじり
基本的な視点	(1) こどもをまんなかに、こどもの最善の利益を第一に考える (2) 誰一人取り残さず、すべての子育て家庭を支援する (3) 社会全体でこどもの育ちを支え、若者の活躍を支援する
基本目標	基本目標1 すべてのこどもが心身ともに健やかに育つまち 基本目標2 安心とゆとりを持ってこどもを生み育てることができるまち 基本目標3 地域をあげてこども・若者と子育て家庭を支えるまち

基本目標1 すべてのこどもが 心身ともに健やか に育つまち	(1) 母子保健事業の推進
	(2) 思春期保健対策の充実
	(3) 生きる力を育む教育の推進
	(4) 障害のあるこどもの支援
	(5) いじめ、不登校、自殺対策の推進
基本目標2 安心とゆとりを持 ってこどもを生み 育てることができるまち	(1) 仕事と家庭生活との両立支援、少子化対策の推進
	(2) 子育て支援体制づくり
	(3) 子育て支援・保育サービスの充実
	(4) 児童虐待の防止
	(5) 生活困窮、ひとり親などのこどもや家庭への支援
基本目標3 地域をあげてこど も・若者と子育て 家庭を支えるまち	(1) こどもの権利の擁護と尊重
	(2) 居場所づくりや体験・交流の場の充実
	(3) 若者が望む暮らしの実現に向けた支援
	(4) こども・若者を取り巻く安全の確保

第4章 施策の展開

基本目標1

すべてのこどもが心身ともに健やかに育つまち

(1) 母子保健事業の推進

施策名	施策の内容	窓口（担当）
妊婦の健康づくりの推進	○妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、事業の啓発や妊婦相談を実施します。また、妊婦健康診査の公費負担、妊婦の歯科健診の推進及び公費負担など、妊娠中の健康管理に関する事業を進めます。さらに、妊婦の就労状況の変化などを踏まえ、対象者のニーズに合った事業の実施方法の検討を行います。	健康課
乳幼児健康診査の充実	○乳幼児の健全な発育・発達を促進するため、新生児聴覚検査や乳児一般健康診査、5か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査を実施します。また、様々な事業や他機関との連携を図り、未受診者のフォロー体制の充実に努めます。 ○こどもの心身の発達・発育の状況や疾病の早期発見に取り組むとともに、親の育児不安等に対する相談支援の充実に努めます。 ○乳幼児健診において、フッ素塗布や歯科相談等を実施し、歯の健康づくりの普及啓発に努めます。	健康課
乳幼児の健康づくり、発育に関する情報提供・相談支援の充実	○乳幼児のいる家庭を保健師・助産師等が訪問し、こどもの健康管理や子育てに関する相談支援を実施します。 ○乳幼児健康診査や各種母子保健事業等において、乳幼児の健康管理や発育・発達、母子保健に関する情報提供や相談支援を実施します。 ○子育て支援アプリを活用し、母子保健や子育て支援に関わる情報を提供します。	健康課

第4章 施策の展開

施策名	施策の内容	窓口（担当）
予防接種の実施	○各種感染症の予防のため、定期予防接種を行います。接種の必要性について啓発し、未接種者には、健診時などを通じて勧奨に努め、接種率の向上をめざします。	健康課
妊娠期から乳幼児期における食育の推進	○妊婦教室や親子教室・食体験等、母子保健事業においてこどもの発達段階に応じて望ましい食習慣を身に着けるよう食育を推進します。	健康課
事故防止対策に関する情報提供の充実	○乳幼児健康診査や個別相談、健康教育事業等において、転落や骨折、やけど、誤飲など家庭内での事故の防止対策に関する情報を提供し、年齢に応じた事故とその予防について、保護者の意識の向上を図ります。	健康課
小児医療の充実	○こどもの急病や事故の時にすばやく対応できるよう、かかりつけ医を持つことを推奨するとともに、医師会などの関係機関と連携し、夜間や休日等における小児救急医療体制の充実に努めます。 ○母子保健事業や広報等を通して、夜間や休日など緊急時に対応できる医療機関について、早期から情報を提供します。	健康課
未熟児の養育医療費の給付	○体重が2,000グラム以下の出生や身体機能が未熟な状態の出生で、指定医療機関で入院が必要な場合に、入院費用を公費負担します。	子育て・地域福祉課
妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	○こども家庭センターを核として関係各課、関係機関の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実します。 ○関係機関と対象者が同じ目標に向かって、必要な支援が利用できるよう、サポートプランを作成し、妊娠後期面談及びたじりっ子わくわく応援ギフトの配布等を通してサポートプランの活用を妊娠中から促進します。 ○産後ケア事業の充実を図ります。	健康課 子育て・地域福祉課

(2) 思春期保健対策の充実

施策名	施策の内容	窓口（担当）
思春期保健に関する学習の充実	○命を育む事業・思春期ふれ愛体験学習を通して、小・中学生に自分自身や周囲の人々の命の尊さを啓発します。また、性に関する正しい知識の普及により、父性・母性の涵養を図ります。 ○保健の授業を通して、薬物やタバコについての正しい知識を学び、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう学習機会を提供します。	健康課 一貫教育推進課
心の悩みに対する相談支援体制の充実	○こどもたちの思春期特有の心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーや公認心理師等により、こども本人・教職員・保護者の様々な相談に対応します。 ○様々な支援につなげていくため、スクールカウンセラーや臨床心理士、コミュニティソーシャルワーカー等による多職種連携を進めます。	一貫教育推進課 健康課 子育て・地域福祉課

(3) 生きる力を育む教育の推進

施策名	施策の内容	窓口（担当）
たじり一貫教育の推進	○認定こども園、小・中学校において、連続性・系統性のある教育を実践します。また、0歳から15歳の一貫した教育カリキュラムの中で学び・育つ一貫校の設置について検討を進めます。	一貫教育推進課
コミュニティスクールの実現	○教育活動の状況について、学校教育自己診断を行い、その結果を学校評議会で共有するとともに、「地域とともにある学校」をめざし、学校運営協議会の設置、コミュニティスクールの実現に向けた取り組みを進めます。	一貫教育推進課
地域学校協働活動の推進	○「たじりドキドキ広場（TDF）」「こども110番ウォークラリー大会」「ハートフル事業」など田尻中学校区地域教育協議会（たじりtry・あんぐる）による地域学校協働活動を推進し、学校・家庭・地域の協働により教育コミュニティづくりの充実を図ります。	生涯学習課
学ぶ楽しさを実感できる授業の一層の推進	○少人数習熟度別指導の充実を図り、こどもたちの学習意欲の向上と、できる喜びやわかる喜びが実感できる授業の実施に向け、学習指導方法の工夫・改善に努めます。その実現に向けて、「主体的・対話的で深い学び」を意識した授業づくりを進めます。	一貫教育推進課
英語教育の推進	○認定こども園での英語体験や小学校での英語教育の充実努めるとともに、小・中学校における英語教育の指導力の向上に取り組めます。	一貫教育推進課
人権教育の推進	○特別活動や総合的な学習の時間を活用し、様々な人権課題に対する正しい理解を深め、人権感覚の豊かなこどもたちの育成に努めます。	一貫教育推進課
情報教育の推進	○インターネット利用時のリスクや個人情報の取り扱いなど、情報モラル教育の充実努めます。 ○学校における情報通信機器の導入・更新などICT環境の整備に努め、授業での利活用や個別最適な学びの実現、教職員の働き方改革を図ります。	一貫教育推進課

施策名	施策の内容	窓口（担当）
中学生を対象とした職業体験の推進	○生徒が仕事の大切さや働くことの喜び、厳しさを体験し、将来の進路を考えることができるよう、様々な職業の人をゲストティーチャーとして招聘して職業講座を行うなど、職業観の育成を図ります。	一貫教育推進課
子ども読書活動の推進	○こどもたちが自主的に読書活動ができるよう、地域の人による読み聞かせなど、読書の楽しみや大切さを身につける取り組みを進めます。 ○公民館図書室においてこどもたちが興味を持つ図書の購入を行うとともに、読書イベント等の取り組みを行います。	一貫教育推進課 生涯学習課
幼児期における教育の充実	○認定こども園においては、各年齢の発達段階に応じた教育・保育カリキュラムにより、集団生活の中で「遊び」を中心として、心身・意欲・態度を育て「遊びを通しての学びの基礎」を培うよう努めます。 ○教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの養成・フォローアップ等を通じて幼児教育・保育の質の向上を図ります。	一貫教育推進課 教育管理課
食育の推進	○町や認定こども園の栄養士、小・中学校の栄養教諭の連携を図り、地域ぐるみで食育の推進を図ります。 ○こどもたちが毎日の食事を通じて、心身ともに豊かで健康な食生活を送ることができるよう、認定こども園等において「望ましい食生活の習慣の形成」「正しい食事のとり方、態度、習慣を養う」「豊かな心情と好ましい人間関係を育成」を目標に発達段階に合わせた食育を進めます。また、小・中学校では給食指導や栄養教諭が中心となった食育を進めます。	健康課 一貫教育推進課 教育管理課 産業振興課

(4) 障害のあるこどもの支援

施策名	施策の内容	窓口（担当）
障害の早期発見、早期療育	○乳幼児健康診査や健診後のフォロー等により、発達の遅れや心身に障害を持つおそれのある乳幼児に対し、関係機関と連携しながら、早期療育につながるよう支援します。	健康課
相談支援の充実	○発達相談や療育相談、児童発達支援を通じて、保護者や支援者から課題やニーズを聞き取り、関係機関と連携し、適切な支援につなげます。 ○基幹相談支援センターやこども家庭センター、子ども・子育て支援拠点、地域障害児支援体制中核拠点（民間通所支援事業所）、療育機関、医療機関等と連携し、相談支援体制を強化します。	子育て・地域福祉課 健康課
障害福祉サービスの充実	○対象児童が必要な療育を円滑に受けることができるよう、保護者や地域の関係施設・機関との連携を強化します。	子育て・地域福祉課
医療的ケアを必要とする児童への支援の充実	○医療的ケアを必要とする児童が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう支援体制の構築に努めます。 ○小児在宅医療ケア連絡会を通じて、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による事例検討、情報交換など連携を図ります。また、関連分野を調整するコーディネーターを配置します。	子育て・地域福祉課 健康課
特別支援教育の充実	○障害のあるこどもたちの一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育を進め、学校施設など、教育環境の総合的な充実に取り組みます。 ○乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援を展開するため、地域関係施設・機関と学校等の連携を強化し、保護者の同意の上、情報共有を図り、適正かつ効果的な支援を促進します。	一貫教育推進課
各種手当・給付金・助成の充実	○対象となる児童を養育している保護者に対して、特別児童扶養手当や障害児福祉手当、障害児通所給付費等を支給します。また、精神通院医療や育成医療に関する自立支援医療費の助成を行います。	子育て・地域福祉課 高齢障害支援課

(5) いじめ、不登校、自殺対策の推進

施策名	施策の内容	窓口（担当）
いじめ対策の推進	○いじめ問題対策連絡協議会や教育現場等で、いじめ防止に資する教育、取り組みを推進するとともに、早期発見、組織的な早期対応のための体制を強化します。 ○相談先の確保、周知や関係機関間の連携を強化し、いじめ防止対策及び解消のための取り組みを推進します。	一貫教育推進課 教育管理課
不登校対策の推進	○不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、すべてのこどもが教育を受けられるよう、専門家に相談できる機会の確保に努めます。 ○教育支援センター「あんど」において、不登校児童・生徒の居場所づくりに努めます。	一貫教育推進課
各種こども相談事業の充実	○教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、こどもの虐待等の問題に対応するため、学校、教育センターやふれ愛センター等におけるこども自身も気軽に相談できる場や体制の充実に努めるとともに、各種専門職による相談事業との連携を図ります。	一貫教育推進課 子育て・地域福祉課
教育相談体制の充実	○いじめや不登校等に適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーや公認心理師等による教育相談体制の充実に努めます。	一貫教育推進課
いのち支える取り組みの推進	○こどもが命や暮らしの危機に直面したとき、身近にいる信頼できるおとなに援助を求めるための具体的かつ実践的な方法の学習、同時に教職員等の受け止め方に関する研修を行い、こどもたちの命を守ります。	一貫教育推進課 企画人権課 健康課
ヤングケアラーへの支援	○ヤングケアラーの支援にあたっては、こどもや家族に自覚がなく、顕在化しづらい場合もあることから、周知、啓発や相談窓口の設置により早期発見につなげるとともに、関係機関の連携強化を図り、こども本人の意向に寄り添いなが	子育て・地域福祉課 一貫教育推進課 高齢障害支援課

第4章 施策の展開

施策名	施策の内容	窓口（担当）
	ら、こども、家庭に必要な支援へつながります。	

基本目標2

安心とゆとりを持ってこどもを生み育てることが出来るまち

(1) 仕事と家庭生活との両立支援、少子化対策の推進

施策名	施策の内容	窓口（担当）
仕事と家庭生活との両立支援	○子育て家庭の保護者が仕事と家庭生活の両立ができるよう、就労に関する情報提供や就労支援講座の実施、相談体制の整備を行うとともに、保育認定にあたり保護者の就労状況等に応じて柔軟に対応します。 ○女性のための相談など、子育てや生活に関連する女性の様々な悩みや不安を解消するために、気軽に相談できる機会を充実します。 ○男性の積極的な子育てを促進するため、男女共同参画講座や講演会等の開催、広報誌等による啓発を進めます。	産業振興課 子育て・地域福祉課 企画人権課
結婚を望む人への支援の検討	○多様な価値観が尊重されることを大前提とし、結婚を望む人への出会いの場の提供に関する広域的な取り組みなど、希望に応じた支援の検討を進めます。	子育て・地域福祉課
こどもを持ちたいと望む人への支援	○こどもを持ちたいと望む夫婦等の支援や、産前、産後から子育て期の切れ目のない伴走型支援を行い、安心して子育てができる環境を整えます。	健康課 子育て・地域福祉課
町外の子育て世代に向けた情報発信	○町への移住を促進するため、こども施策や町の魅力に関する情報発信に努めます。	子育て・地域福祉課
不妊治療、不育症治療を行う人への支援体制の充実	○不妊（男性不妊を含む）や不育症治療に関する助成を行うとともに、不妊や不育に悩む人への相談支援の充実に努めます。	健康課

(2) 子育て支援体制づくり

施策名	施策の内容	窓口（担当）
子育て支援に関する情報提供体制の充実	○ホームページ・子育て支援アプリ・広報誌への関連情報の掲載、「子育てガイドブック」「子育て・子育て応援誌」の更新・配布、子育て講演会の開催などを通じて、地域における子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。 ○外国籍あるいは外国につながるこどもや保護者が、子育て支援の制度・サービスに関する適切な情報を入手できるよう、多言語による情報提供に努めるとともに、地域で開催されている日本語教室の情報を発信します。	子育て・地域福祉課 企画人権課 健康課
地域における乳幼児の居場所と仲間づくりの支援	○認定こども園の地域での活動や園庭開放などを通じて、乳幼児期のこどもたちの遊び場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育て中の保護者の負担や不安の解消を図ります。	教育管理課 子育て・地域福祉課
こども家庭センターの設置	○母子保健と児童福祉の両機能が一体となった相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等に対して包括的支援を図ります。	子育て・地域福祉課
地域子育て支援センターの充実	○ふれ愛センターに「子ども・子育て支援拠点」を整備し、就学前までのこどもと保護者を対象として子育てに不安や悩みを持つ保護者へ支援を行うとともに、親同士の情報交換の場や親子の交流の場等の充実に努め、遊びを通じたこどもの成長のサポートと必要な支援を行います。	子育て・地域福祉課
子育てについての学習機会の提供	○子育て中の親同士が悩みを打ち明けあいながらつながり確保する機会を提供します。また、認定こども園の保護者や小・中学校PTA役員を対象とした学習会など、様々な世代が子育てについて学び・共有できる学習機会を提供します。	子育て・地域福祉課 生涯学習課

(3) 子育て支援・保育サービスの充実

施策名	施策の内容	窓口（担当）
教育・保育事業の充実	○保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を認定こども園で適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに今後とも努めます。 ○様々な教育・保育ニーズと供給体制とのバランスを勘案しつつ、近隣市町村や関係機関と連携しながら教育・保育事業の充実に努めます。	教育管理課 子育て・地域福祉課
保育内容の充実	○様々な保育時間帯や多様な家庭環境での子どもの育ちを理解した上で、個々に対するきめ細かな保育・指導を行います。また、研修等により保育士・幼稚園教諭の資質・指導力の向上を図ります。 ○教育・保育事業における十分な人材を確保できるよう、人材の募集・採用・サービス提供方法等について、大阪府と連携しながら検討を進めていきます。	一貫教育推進課 教育管理課
幼保連携型認定こども園における一元化保育の推進	○総合施設としての認定こども園の質の向上を図るとともに、0～5歳児の育ちを見通した保育教育計画の策定、実践に努めます。	一貫教育推進課 教育管理課
開かれた認定こども園づくりの推進	○保育参観（公開保育）の実施やボランティアによる園行事の開催などを通じて地域の人々との交流を促進し、開かれた認定こども園づくりを進めます。	一貫教育推進課 教育管理課
一時預かり事業の充実	○子育て中の家庭が、それぞれの状況やニーズに合った一時預かりサービスを選択できるよう、一時預かり事業の預かり定員の拡大や子育て短期支援事業の実施に努めます。	子育て・地域福祉課
こども誰でも通園制度の実施	○子ども・子育て支援拠点において、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度を実施し、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を図ります。	子育て・地域福祉課

施策名	施策の内容	窓口（担当）
なかよし学級の充実	○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、「なかよし学級」を実施し放課後の居場所・遊び場を確保するとともに、施設・設備の充実に努めます。 ○国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後子ども教室として位置づけられる「たじろドキドキ広場」と合同事業を行ったり、ふれ愛センター内に整備する「子ども・子育て支援拠点」等と連携しながら、放課後の居場所・遊び場の確保に努め、放課後対策を総合的に推進していきます。	生涯学習課 子育て・地域福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	○乳幼児や小学生等の児童の預かりなど、特に臨時的・突発的な保育ニーズに応じられるよう、保育をする人（援助会員）と、こどもを預けたい保護者（依頼会員）とのマッチングを行うファミリー・サポート・センター事業の促進に努めます。 ○必要な保育ニーズに応えることができるよう、新規援助会員の育成や既存会員のスキル向上など運営体制及び事業内容の充実に努めます。	子育て・地域福祉課
手当・助成の充実	○子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当を支給します。また、こども医療費助成により、18歳到達最初の3月末までの医療費の自己負担分を助成します。 ○3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する園児等や町立小学校・中学校児童等の給食費の無償化を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ○満2歳に達する日までの乳幼児のいる子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、町指定有料ごみ袋を配布します。 ○妊婦及び満2歳に達する日までの乳幼児のいる子育て世帯が、安心して安全に通院や外出ができるよう、タクシー利用料金の一部を助成します。 ○妊婦のための給付金制度により、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援の提供及び経済的支援を図ります。	子育て・地域福祉課 教育管理課 生活環境課 健康課

(4) 児童虐待の防止

施策名	施策の内容	窓口（担当）
児童虐待防止に関する啓発と学習機会の充実	○虐待予防講演会の実施や街頭啓発を通じて、児童虐待防止法等の内容や、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響、体罰によらない子育て、住民の通告義務について周知・啓発します。	子育て・地域福祉課
相談支援の充実	○乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などを通して、児童虐待を未然に防ぐための相談支援を実施します。 ○地域子育て支援拠点事業や児童家庭相談、その他電話相談等により、児童虐待を未然に防ぐための相談支援を実施します。	健康課 子育て・地域福祉課
児童虐待防止など要保護児童対策の推進	○要保護児童対策地域協議会を中心に、庁内各課や児童相談所、関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見から発見後のフォローまでの要保護児童にかかる総合的な対応に努めます。 ○こども家庭センターの設置に伴い、関係機関とより連携し支援に取り組んでいけるよう調整します。 ○暴力が家庭のなかで日常的に行われ、子どもへの面前DVとなる可能性がある場合などには、DV担当部局と連携し対応を行います。	子育て・地域福祉課 企画人権課

(5) 生活困窮、ひとり親などのこどもや家庭への支援

施策名	施策の内容	窓口（担当）
教育に関する支援の充実	○小学校における昼学習ボランティア、中学校における学び舎Youth事業など、外部人材を活用した学習支援を行うことで、基礎学力の定着を図ります。 ○就学援助など家庭の教育費負担を軽減するよう努めます。	教育管理課 一貫教育推進課
課題を有するこどもの早期発見・支援の仕組みづくり	○重層的支援体制整備の視点から市内・教育委員会各課の連携を促進し、課題を有するこどもたちを早期に発見し、支援につなげる体制を強化します。 ○厳しい状況にあるこどもの情報が確実に引き継がれるように、校種間（認定こども園、小・中学校）や関係機関の連携を強化します。	一貫教育推進課 子育て・地域福祉課 健康課 高齢障害支援課
生活の安定に資するための支援の充実	○ひとり親家庭の親が安心して子育て・家事と仕事の両立ができ、こどもの健やかな成長が図れるよう、相談支援体制の充実や各種支援制度の啓発など、生活全般における支援体制の充実に努めます。 ○保育・給食の無償化により生活困窮家庭の経済的負担を軽減するとともに就労を促すため、保育の提供に努めます。 ○乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会などを通じて、保護者への養育支援を実施します。 ○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく相談支援体制との連携を図ります。	子育て・地域福祉課 健康課 企画人権課
各種手当・助成の充実	○対象となる児童を養育している保護者に対して、児童扶養手当を支給します。また、医療費の自己負担額の一部を助成するひとり親家庭医療費助成を実施します。 ○対象者に国や大阪府の制度が広く認知され、利用が促進されるよう、広報・啓発に努めます。	子育て・地域福祉課

基本目標3

地域をあげてこども・若者と子育て家庭を支えるまち

(1) こども・若者の権利擁護と尊重

施策名	施策の内容	窓口（担当）
こども・若者の権利の擁護	○こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、子どもの権利条約やこども基本法の理念等について広く住民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こども・若者の権利擁護の推進を図ります。	子育て・地域福祉課 各課
こども・若者の意見の尊重や参画の促進	○こども基本法の理念に基づき、こども・若者の意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するための仕組みづくりに努めます。	子育て・地域福祉課 各課
ライフステージに応じた切れ目ない支援	○こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えます。	各課

(2) 居場所づくりや体験・交流の場の充実

施策名	施策の内容	窓口（担当）
身近な遊び場・交流の場の整備・充実	○ふれ愛センター内に整備する「子ども・子育て支援拠点」において遊びの場や交流の場として整備するとともに、こどもや若者と地域の人々との交流を促します。	子育て・地域福祉課
こどもの居場所づくりの推進	○公民館の自習室、ふれ愛センターのフリースペースなど、こどもや若者を含む住民の憩いの場として提供します。 ○田尻中学校区地域教育協議会と連携しながら、様々な世代のこどもが活動できる居場所や遊び場、学習の場づくりを推進します。	子育て・地域福祉課 生涯学習課
講座・公演の実施	○公民館講座の一環として、親子やこどもが参加しやすい内容の講座を開催します。 ○こどもが興味を持つ子ども人形劇の公演等を開催し、こどもたちが文化に触れる機会を提供します。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業の充実	○「たじりドキドキ広場」など、土曜日等に子どもが自由に参加できる居場所を確保し、希望者へ様々な体験や学びのメニューを提供します。 ○「なかよし学級」との合同事業を行うなど、相互の連携を強化しながら、放課後対策を総合的に推進します。	生涯学習課
世代間交流の機会づくりの充実	○地区福祉委員等の協力を得て「たじりドキドキ広場」で世代間交流イベントの開催、老人福祉センターにおける多世代交流の機会づくりなど、地域社会でのつながりを強め、こどもの育成と子育て支援の充実を図ります。 ○ふれ愛センター内において世代間交流の機会づくりの充実を図ります。	子育て・地域福祉課 高齢障害支援課 生涯学習課

(3) 若者が望む暮らしの実現に向けた支援

施策名	施策の内容	窓口（担当）
心身の健康向上	○こどもや若者が成長や発達状況に応じて、運動習慣や食生活、睡眠、性や妊娠などのこころや身体の健康管理に必要な情報や正しい知識を身に付けられるよう普及啓発や情報提供、相談支援を行います。 ○若い世代が、自身の健康を管理し、必要な時に必要なサポートを受けられるよう情報提供や相談支援を行います。	健康課
若者のライフデザインに対する支援	○若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援や、こどもの頃からのライフプランニング教育を推進します。 ○二十歳のつどい等の催しで妊娠・出産に関するリーフレットを配布し、ライフデザインを考える機会を提供します。 ○スタートアップ支援や能力向上支援など、若者の新たな挑戦を応援するための支援を行います。	産業振興課 一貫教育推進課 健康課

(4) こども・若者を取り巻く安全の確保

施策名	施策の内容	窓口（担当）
こどもを取り巻く有害環境対策の推進	○小学校高学年を対象とした非行防止防止教室や生活指導の充実を通じて、児童の規範意識を醸成し、こどもの健全な育成を推進します。	一貫教育推進課
薬物乱用防止対策の推進	○薬物乱用を防止するため、関係機関・団体とともに薬物乱用防止教室を実施するなど、総合的な防止対策の推進に努めます。	一貫教育推進課 健康課
交通安全対策の推進	○認定こども園園児や小学校低学年児童を対象にした交通安全に関する講話、歩行訓練、自転車通行訓練など、効果的な交通安全教育を実施します。 ○登下校時のこどもの安全のため、通学路のうち交通量の多い交差点において、小学校低学年児童を対象とした「たじり子どもの安全見まもり隊」による見守り活動を実施します。	土木下水道課 安全安心まちづくり推進局
こどもを見守る活動の推進	○地域のこどもたちを地域で守り、こどもが安心して暮らせる環境を確保するために、こども110番推進事業やスクールガードリーダーの巡回活動等、地域住民等による見守り活動を促進し、安全・安心なまちづくりを進めます。	一貫教育推進課 生涯学習課
学校等におけるこどもの安全確保対策の充実	○不審者対応マニュアルの見直しを実施するとともに、認定こども園・学校において不審者侵入時の対応訓練等を実施するなど、こどもの安全を確保するための体制を確立します。	教育管理課 一貫教育推進課
通学路の安全対策の推進	○防犯灯や防犯カメラの新設・維持管理・更新などを通じて、地域住民の安全確保に努めます。 ○各種団体による青色防犯パトロール車の見守り活動について、車両の維持管理や講習会の開催など、活動の支援に努めます。	安全安心まちづくり推進局
公園整備の推進	○こどもや子育て家庭が安心して活動することができるよう、遊具等の定期点検、防犯カメラの設置等を計画的に実施します。	都市みどり課

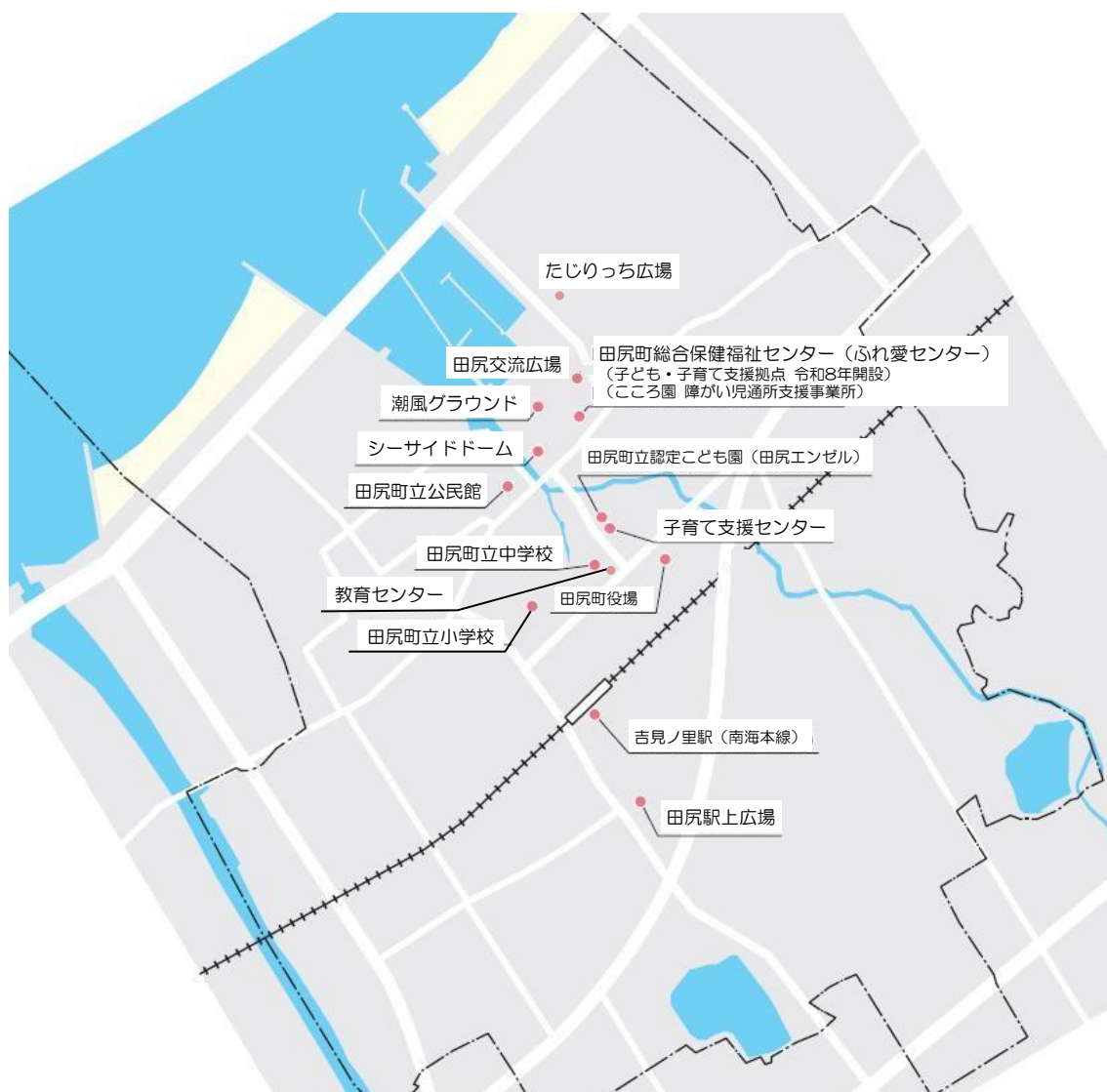
第5章 教育・保育の内容と提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があります。

本町は概ね1.5キロメートル四方を行政区域とし、人口約8,200人という小さなまちです。また、認定こども園、小学校、中学校ともそれぞれ1つしかなく、町内全域を区域としています。このため、教育・保育提供区域についても、町内全域を1つの区域として設定します。



※子育て支援センターは、子ども・子育て支援拠点として令和8（2026）年に田尻町総合保健福祉センター内へ移転します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 特定教育・保育施設（1号・2号・3号認定）

子ども・子育て支援法に基づき、市町村計画において定める教育・保育事業の内容は下表のとおりです。

対象年齢	認定区分	対象事業		事業の主な対象家庭
3～5歳児	1号認定	教育標準時間認定 幼稚園 認定こども園		専業主婦(夫)家庭 就労時間が短い家庭等
3～5歳児	2号認定	保育認定	標準時間認定 保育所 認定こども園	ひとり親家庭 共働き家庭等
			短時間認定	
0～2歳児	3号認定	保育認定	標準時間認定 保育所 認定こども園 地域型保育事業	
			短時間認定	

※教育標準時間：1日4時間の幼児教育の時間。

※保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。8～11時間開所時間に相当。

※保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。（保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定）

教育・保育事業の「量の見込み」（現在の利用状況及び利用希望）を算出するにあたって、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」では、第一期計画の策定時に示した標準的な算出方法により「量の見込み」を算出することを可能とする一方で、既存のデータの活用等により、より効果的・効率的な把握が可能である場合は、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能としています。

本町においても第2期子ども・子育て支援事業計画の策定時に標準的な算出方法により、教育・保育事業の「量の見込み」を算出しましたが、認定こども園及び幼稚園〔1号（3～5歳）+2号（3～5歳、教育）〕、認定こども園・保育所・地域型保育〔3号（0～2歳）〕で平成31(2019)年度実績を大きく下回る推計人数となったことから、平成31(2019)年度の各施設の実績利用率に令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の推計児童数を乗じる形で「量の見込み」を見込みました。

第3期子ども・子育て支援事業計画の期間にあたる令和7(2025)年度から令和11(2029)年度における「量の見込み」についても、国の標準的な算出方法では実際の利用実態と乖離することが予想されるため、近年の各施設の利用実態を踏まえて見込むこととします。

町立認定こども園、近隣市の幼稚園・保育所・認定こども園の広域利用を併用し、「量の見込み」を充足できるものと考えられますが、今後の保護者の就労意向の変化に伴い、新たな利用希望が生じることも想定されるため、これらのニーズに対応を図っていく必要があります。

単位：人

令和7(2025)年度			1号認定	2号認定	3号認定		
					0歳	1歳	2歳
量の見込み			60	144	10	23	36
確保方策	特定教育・ 保育施設	町内	60	141	10	29	40
		他市町村		5			
	確認を受けない幼稚園		10				
	上記以外						
	計		70	146	10	29	40
差			10	2	0	6	4

単位：人

令和 8 (2026)年度			1 号認定	2 号認定	3 号認定		
					0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み			60	129	8	28	33
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	町内	60	141	10	29	40
		他市町村		5			
	確認を受けない幼稚園		10				
	上記以外						
	計		70	146	10	29	40
差			10	17	2	1	7

単位：人

令和 9 (2027)年度			1 号認定	2 号認定	3 号認定		
					0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み			60	116	8	27	37
確保 方策	特定教育・ 保育施設	町内	60	141	10	29	40
		他市町村		5			
	確認を受けない幼稚園		10				
	上記以外						
	計		70	146	10	29	40
差			10	30	2	2	3

第5章 教育・保育の内容と提供体制

単位：人

令和10(2028)年度			1 号認定	2 号認定	3 号認定		
					0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み			60	116	8	27	36
確保 方策	特定教育・ 保育施設	町内	60	141	10	29	40
		他市町村		5			
	確認を受けない幼稚園		10				
	上記以外						
	計		70	146	10	29	40
差			10	30	2	2	4

単位：人

令和11(2029)年度			1号認定	2号認定	3号認定		
					0歳	1歳	2歳
量の見込み			60	116	8	27	35
確保 方策	特定教育・ 保育施設	町内	60	141	10	29	40
		他市町村		5			
	確認を受けない幼稚園		10				
	上記以外						
	計		70	146	10	29	40
差			10	30	2	2	5

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下表の通り(1)～(16)の事業があります。

なお、(14)～(16)は、令和6(2024)年4月から児童福祉法改正に伴い創設された事業です。また、(17)は、令和7(2025)年4月から子ども・子育て支援法改正に伴い創設される制度で、「地域子ども・子育て支援事業」ではなく、教育・保育施設の利用にあたっての（義務的）給付サービスですが、本計画では、「地域子ども・子育て支援事業」等として一連の流れの中で掲載します。

各事業とも、今後、制度の変更や状況の変化等により量の見込みが大きく変わる場合は、柔軟な対応を図っていく必要があります。

■地域子ども・子育て支援事業等の対象事業一覧

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業（なかよし学級）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (14) 子育て世帯訪問支援事業（新）
- (15) 児童育成支援拠点事業（新）
- (16) 親子関係形成支援事業（新）
- (17) こども誰でも通園制度（新）

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業

【現状】

地域子育て支援センターでは保育士（子育て支援コーディネーター）が、田尻町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）内の健康課では保健師（母子保健コーディネーター）や管理栄養士等が、妊娠期からの相談や子育て支援、発達等に関する相談事業を実施しています。

子育て中の親子の身近な場所において、町が主体となって実施していくことを想定し、各年度「基本型」1か所、「こども家庭センター型」（旧 母子保健型）1か所を見込みます。

田尻町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）内に整備する「子ども・子育て支援拠点」と「こども家庭センター」において、妊娠期から切れ目なく支援していきます。

【量の見込み】

子育て中の親子の身近な場所において、町が主体となって実施していくことを想定し、各年度「基本型」1か所、「こども家庭センター型」1か所を見込んでいきます。

【確保方策の内容】

地域子育て支援センターと田尻町総合保健福祉センター内のこども家庭センターにおいて、妊娠期から切れ目なく支援していきます。

単位：か所

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【現状】

令和5(2023)年度における延べ参加人数は3,030人日です。

【量の見込み】

過去実績と推計未就学児童数から数を見込みました。令和8(2026)年度以降は「子ども・子育て支援拠点」の整備のため、新規利用者数の増及び開設日数の増も含んでいます。

【確保方策の内容】

令和8(2026)年度以降は、田尻町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）内に整備する「子ども・子育て支援拠点」で実施する予定です。

		令和7 (2025) 年度 ※	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人回	2,884	3,260	3,185	3,063	3,025
確保方策	施設数	1	1	1	1	1

※令和7(2025)年度は子育て支援センターにて実施 ※人回は延べ利用回数のことです。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

【現状】

令和5(2023)年度における健診受診者数は91人です。

【量の見込み】

- 母子ともに健康で安心して出産するためにも、妊婦すべてが受診することが重要となるため、量の見込みの算定として、受診率100%をめざし、推計人口の0歳人口を量の見込みとします。当該年度の妊婦健康診査人数は、その次年度の0歳人口に、下記の係数を乗じて量を見込みました。
- 妊娠期間を2か年(年度続き)にわたり健診を受ける場合は、各年度それぞれ「1人」を計上します。そのため令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間の実績から0歳児人口に対する健診を受けた人数の比率の平均を算出し、推計0歳児人口に上記の比率を計数として乗じて量の見込みを計算しました。

【確保方策の内容】

妊婦健診の受診率100%を想定し、引き続き提供体制を確保します。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	85	82	80	79	77
	人回	714	689	672	664	647

※人回は延べ利用回数のことです。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

【現状】

令和5(2023)年度における訪問家庭数は51人です。

【量の見込み】

量の見込みについては、全戸訪問事業であり、訪問数は100%を想定していることから、推計人口の0歳人口整数一位を切り上げて、量の見込みとして設定しました。

【確保方策の内容】

全戸訪問事業であり、訪問数は100%を想定し、引き続き提供体制を確保します。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	60	60	60	60	60
確保方策	事業実施予定	1	1	1	1	1

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【現状】

令和5(2023)年度における訪問家庭数は1人です。

【量の見込み】

量に見込みについては、過去実績と推計児童数から数を見込みました。

【確保方策の内容】

養育支援の必要な家庭への全戸訪問数は100%を想定し、提供体制を確保します

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	1	1	1	1	1
確保方策	事業実施予定	1	1	1	1	1

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業

【現状】

令和5(2023)年度における利用実績は0人日です。

【量の見込み】

保護者の育児疲れや育児不安等の事由により、本事業の活用が想定される数を見込みました。

【確保方策の内容】

児童養護施設等への委託により継続実施します。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人日	12	12	12	12	12
確保方策	人日	12	12	12	12	12
	施設数	1	1	1	1	1

※人日は延べ利用日数のことです。

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【現状】

ファミリー・サポート・センター事業の利用実績は、令和5(2023)年度は22人日です。

【量の見込み】

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度実績の平均利用率を令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の小学生人数に乗じて数を見込みました。

【確保方策の内容】

田尻町社会福祉協議会に委託して実施します。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人日	53	52	52	51	49
確保方策	人日	80	80	80	80	80

※人日は延べ利用日数のことです。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業。一時預かり事業は、「幼稚園型（3～5歳）」と「幼稚園型を除く（0～5歳）」の2種類があります。

■一時預かり事業（幼稚園型）

【現状】

令和5（2023）年度における延べ利用数は95人日です。

【量の見込み】

○実績の利用日数（令和5（2023）年度は、39人の田尻町立認定こども園1号認定児に対して実績は95回、一人あたり2.44回）を令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の「1号（3～5歳）と2号（3～5歳、教育）」の人数に乗じて数を見込みました。
「1号（3～5歳）と2号（3～5歳、教育）」は、田尻町立認定こども園1号認定児の他に町外の幼稚園に通う園児も含みます。

【確保方策の内容】

田尻町立認定こども園や町外の幼稚園において実施します。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人日	84	82	72	68	66
確保方策	人日	84	82	72	68	66
	施設数	1	1	1	1	1

※人日は延べ利用日数のことです。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【現状】

令和5（2023）年度における延べ利用数は783人日です。

【量の見込み】

過去実績と推計児童数、及び保育ニーズの増加に伴う在宅保育家庭の利用増（想定）から数を見込みました。

【確保方策の内容】

令和8（2026）年度以降は、田尻町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）内に整備する「子ども・子育て支援拠点」で実施する予定です。

		令和7 (2025) 年度 ※	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人日	720	852	832	801	791
確保方策	一時預かり人日	780	1,500	1,500	1,500	1,500
	施設数	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター人日	80	80	80	80	80

※令和7（2025）年度は子育て支援センターにて実施

※人日は延べ利用日数のことです。

(9) 延長保育事業

認可保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業

【現状】

令和5(2023)年度における利用児童数は21人です。

【量の見込み】

- 時間外保育事業(延長保育事業)は、「2号(保育)と3号」の量の見込みと連動しているため、実績に基づき数を見込みました。
- 4年間の実績利用率(田尻町立認定こども園2・3号認定利用者数のうち時間外保育利用者数の割合)の最大値を令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の「2号(保育)と3号」の人数に乗じて数を見込みました。「2号(保育)と3号」は、田尻町立認定こども園2・3号認定児の他に町外の保育所や認定こども園に通う児童も含まれます。

【確保方策の内容】

田尻町立認定こども園や町外の保育所・認定こども園等において実施します。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	12	11	10	10	10
確保方策	人	12	11	10	10	10
	施設数	1	1	1	1	1

※実人数を記載しています。

(10) 病児・病後児保育事業

病気中や病気後のこどもを病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

【現状】

病児保育事業は現在未実施の状況です。

【量の見込み】

就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果と、推計児童数を踏まえ、利用日数を見込みました。

【確保方策の内容】

病児・病後児保育事業は現在未実施の状況です。ニーズ調査では、利用希望が見られますが、現在町内で利用できる施設はないため、関係機関と対応について協議することとします。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人日	138	129	122	122	121
確保方策	人日	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0

※人日は延べ利用日数のことです。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

【現状】

令和6(2024)年度(令和6年4月時点)における利用希望児童数は142人です。

【量の見込み】

- 実績に基づき数を見込み、補正を行いました。
- 1～3年生は、各学年の直近3年間の実績利用率の平均値を、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の各学年推計人数に乗じて数を見込みました。
- 4～6年生は、潜在的な保育ニーズを反映するため、各学年ごとの利用数の変化率により補正を行い算出しました。

【確保方策の内容】

本町の放課後児童クラブ(なかよし学級)を通じて、放課後の居場所・遊び場を確保します。

しかし、現状は施設の定員(120名)を超える量の見込みがあり、また、今後の保護者の就労意向の変化に伴い、新たな利用希望が生じることも想定されるため、放課後児童健全育成事業と併せて、田尻町総合保健福祉センターに「子ども・子育て支援拠点」を整備するなど、既存公共施設等を活用した放課後の居場所・遊び場の確保に努め、放課後対策を総合的に推進します。

単位：人

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	合計	145	145	145	140	135
	1～3年生	92	88	89	88	84
	4～6年生	53	57	55	52	51
確保方策	登録児童数	120	120	120	120	120
	施設数(か所)	2	2	2	2	2

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援を受けた保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成する事業

世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める基準に該当する施設等利用給付認定保護者に対し副食材料費に要する費用の補助を実施しています。また、国の制度を拡充し、町独自に、世帯の所得に関わらず、給食費（主食及び副食材料費）の助成を行っています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受入体制構築の支援を行う事業

本町では、現在のところ教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大しなければならないほど逼迫した状況にはないため、計画期間中に事業者の新規参入を促進する予定はありません。特別な支援が必要なこどもの受入体制の構築に向けた支援については他の市町村とともに対応について引き続き協議することとします。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者または妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において子育て経験者、ヘルパー等による家事・育児支援を行っています。

(15) 児童育成支援拠点事業（新）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

児童育成支援拠点事業としては、こどもの居場所づくりや学習のサポート等、一部事業は町において既に実施していますが、総合的な事業は実施できていません。現状では、町単独実施は困難と考えていますが、家庭や学校以外の児童の居場所である教育センターや公民館、ふれ愛センター等において、学習のサポートや支援の必要な児童の把握に努め、個々に応じた支援については、学校園や関係機関と連携を図りながら、包括的な視点を持って子どもの健全育成に向けて対応していきます。

(16) 親子関係形成支援事業（新）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業

虐待予防や発達支援の観点から、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ペアレントトレーニングを少人数制で行っています。それにより個々の状況や発達に応じた子どもとの関わり方について学び、より良い親子関係や子育て技術が身につく、保護者が子育てに対し前向きになり、自信を持てるようになることを目指しています。

(17) こども誰でも通園制度（新）

0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和8（2026）年度から本格実施されます。

子ども・子育て支援拠点において、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度を実施し、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を図ります。

本事業の実施に向けて、国や大阪府、近隣自治体の動向を踏まえつつ、実施内容を検討します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制

本計画は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、人権・男女共同参画、交通・環境など、様々な施策分野にわたります。このため、こども施策に関わる関係課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 住民や関係機関・団体との連携

本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、こどもの育成や子育て支援に関して主体的な取り組みを行う住民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、計画の着実な推進に向けて、これらの個人、団体などと相互に連携を図ります。

(3) 国・大阪府との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や大阪府との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きも踏まえつつ、すべてのこどもの権利が守られ、健やかに成長し自立できるよう、社会全体で総合的にこども・子育て家庭を支援する環境づくりを推進していく必要があります。住民から期待されている役割を十分に果たすため、様々な制度の改革と充実に努めるよう、国や大阪府に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画に基づく各施策の実施状況については定期的に進捗状況を把握、評価、検証し、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

本町では、学識経験者や関係機関・団体の代表などで構成する「田尻町子ども・子育て会議」を設置しており、こども施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めています。

(2) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、こどもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、本計画に掲げた施策、事業の目標等は、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

(3) 評価指標

本計画の基本理念を実現するために、次の評価指標を設定し、目標達成に向けて各施策を実施していきます。

【評価指標】(数値)

指標	現状値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)	備考
朝食を欠食する子どもの割合	11.9%	10%	小4、小6、中2、高校生
食育に関心を持っている人の割合	56%	75%	小6、中2、高校生
虫歯のない幼児の割合	89.5%	95%	3歳
産後1か月でのEPSSD 9点以上の褥婦の割合	4.7%	3.5%	
乳幼児期に体罰や暴言等による子育てをしている親の割合	16.3%	減少傾向へ	0歳、1歳、3歳
子ども・子育て支援拠点利用者数及び相談対応件数	12,163人	14,000人	
	311件	360件	
子ども、若者からの相談件数	1件	12件	
子ども、若者と地域や世代間交流の実施状況	3事業	6事業	

【評価指標】(ニーズ調査)

指標		現状値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)	備考
小学校入学前の児童、小学生、中学生の各保護者	子育て環境や支援に対する満足度	60.3%	63.0%	
	子育ては地域の人に支えられていると感じている割合	51.6%	53%	
小学4年生、小学6年生、中学2年生、高校生年代の子ども	不安や悩み、困ったときに話せる人や場所がなかった割合	2.5%	1.3%	
	地域の行事（お祭りなど）へ参加した割合	64.8%	67%	
	将来も田尻町に住み続けたいと思う割合	42.8%	55%	
	体育の授業以外で、1日30分以上の運動をする割合	13.3%	35%	
	赤ちゃんや小さいこどもの世話をしたことがある児童・生徒の割合	46.2%	60.0%	高校生

資料

1 策定体制と経過

(1) 策定体制

○田尻町子ども・子育て会議規則

平成25年9月25日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、田尻町附属機関条例（平成25年田尻町条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、田尻町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じて、条例別表に定める担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者で、当該団体が推薦するもの
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されるまでの間は、町長が会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは関係者に対し、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは資料の提供の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部子育て・地域福祉課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○田尻町子ども・子育て会議委員名簿

敬称略、順不同

区 分	氏 名	所属・役職名
学識経験者	◎原田 旬哉	園田学園女子大学 人間教育学部児童教育学科 教授
関係団体	○山本 健治	田尻町人権協会 会長
関係団体	総谷 喜代子	田尻町民生委員児童委員協議会 主任児童委員
関係団体	西田 和美	田尻町障害児者を持つ親の会 会長
関係団体	妹尾 晃典	田尻町PTA連絡協議会 会長
関係団体	矢嶋 清美	田尻中学校区地域教育協議会 地域コーディネーター
関係機関	河原 寿賀子	大阪府泉佐野保健所 地域保健課 保健師長
関係機関 (オブザーバー)	神木 亜美	大阪府貝塚子ども家庭センター 相談対応第1課長

◎会長 ○職務代理者

(2) 策定経過

時 期	会議・内容
令和6(2024)年 1月25日	第1回田尻町子ども・子育て会議 ○第3期田尻町子ども・子育て支援事業計画策定について ○子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査について ○スケジュールについて
3月	アンケート調査の実施
9月17日	第2回 田尻町子ども・子育て会議 ○子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査結果の概要について ○田尻町こども計画の骨子案について ○今後の予定について
12月24日	第3回 田尻町子ども・子育て会議 ○こども計画（素案）について ○今後の予定について
令和7(2025)年 1月30日～2月12日	「田尻町こども計画」（案）に対する住民意見等の募集
2月19日	第4回 田尻町子ども・子育て会議 ○こども計画（案）について ○パブリックコメントの結果について
3月	田尻町こども計画策定

2 用語の解説

あ行

アプリ

アプリケーションソフトウェアの略称で、特定の用途や目的のために設計・提供されるコンピューターソフトのこと。

ICT

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略語で、通信技術を使って人と人とがつながる技術のこと。

生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きるために重要な力。文部科学省が学習指導要領の中で、教育の理念として掲げている。知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）をバランスよく育てていくことが重要とされている。

居場所

福祉の分野では、人とのつながりが希薄になりがちな人が、人とふれあい、居心地がよいと思える場所のこと。日常生活の中でそうした場所を持ってない人に対し、無料や安価で居場所を提供することが、心身の健康増進や地域のつながりづくりといった公益的な役割を果たす。

か行

GIGAスクール構想

令和元(2019)年に開始された、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。

協働

立場が異なる者が、一つの目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。

合計特殊出生率

地域内の15～49歳までの全女性の年齢別出生率を合計した人口統計の指標。その地域で、一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数とみなして、少子化の傾向を把握するために用いる。

子育て支援センター

厚生労働省が実施する地域子育て支援拠点事業の中の取り組みの一つで、子育てに関する相談支援や、子育て中の親子同士の交流、子育て情報の提供・発信など、様々な育児支援を行う施設。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する。

こども家庭庁

令和5(2023)年4月1日に発足した政府の部局の1つ。従来、内閣府や厚生労働省などがそれぞれ担っていたこども事務の一元化を図る目的に設立された。学校教育は引き続き文部科学省が担う。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5(2023)年4月に施行されたもの。

子ども・子育て支援

すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体、または地域における子育ての支援を行う者が実施することも及びこどもの保護者に対する支援のこと。

こども大綱

令和5(2023)年12月22日に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するために閣議決定した、政府全体のこども施策の基本的な方針。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

こどもが持つ権利について定めた条約で、平成元年に国連総会で採択され、日本も平成6年に批准している。「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」という4つの原則が定められている。

こどもまんなか社会

こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のこと。こども家庭庁を中心に、社会運動として推進している。

コミュニティ

同じ地域に居住して、共同の活動、共通の経験を通して結びついている人々の集団や社会のこと。今日では、情報化や交通の発達により、地縁に寄らないコミュニティも発達している。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民が力を合わせ、より良い教育環境づくりを進めるため、地域住民が学校運営に参画できるようにするしくみや考え方のこと。

さ行

産後ケア

産後一定の期間、自宅や医療機関等において、お母さんと赤ちゃんに対して、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図り、安心して育児ができるように支援するもの。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成 17(2015)年に施行された 10 年間の時限立法であったが、10 年ごとに延長され、令和 6(2024)年には令和 17(2035)年 3 月 31 日までの延長と改正された。この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告が、法律で義務づけられている。

児童手当

18 歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方を対象に支給される手当。家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。令和 6(2024)年 10 月までは 15 歳到達後最初の年度末までであったが、対象が拡充され、所得制限も撤廃された。

児童発達支援

障害がある、または発達が気になる未就学児が通所し、日常生活スキルの習得や集団生活への適応などの支援が行われる福祉サービス。

児童扶養手当

離婚によるひとり親世帯など、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定及び自立の促進と、児童の福祉の増進に寄与するために支給される手当。支給対象者は、18 歳到達後最初の年度末までの児童（障害児の場合は 20 歳未満）を監護する母と、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設。

就学援助

経済的理由によって就学困難と認められる学齢期の児童生徒の保護者に対し、学校給食費・学用品費・修学旅行費など、学校で必要なお金の一部を援助する制度。

重層的支援体制整備

高齢者福祉、障害福祉など分野ごとの福祉サービスでは解決できない複合的な課題に対し、重層的な支援を行い解決を図るために、令和3(2021)年度から社会福祉法に位置づけられた取り組み。

食育

食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育のこと。食育基本法により、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられ、実際に食べることや栽培・収穫すること、調理することなど、体験教育が重視されている。

新型コロナウイルス感染症

令和元(2019)年12月に中国で確認されて以降、令和4(2022)年まで世界的流行（パンデミック）をもたらした気道感染症。世界中で3億人以上が感染し、500万人以上が死亡した。

スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の悩みを受け止め、「心の専門家」としてカウンセリングや心のケアを行う者。文部科学省が公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教員を資格要件にしており、心理臨床業務または児童・生徒を対象とした相談業務を5年以上経験した大卒・短大卒者等を「スクールカウンセラーに準ずる者」としている。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職。資格要件は、スクールカウンセラーほど厳格ではなく、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者等も含む。

成育医療

妊娠に始まり、胎児から新生児、幼児から大人になり、さらに次の世代を育む生殖や健康の過程を診る医療のこと。成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題を包括的にとらえて対応するために、産婦人科・小児科医療だけでなく、他の診療科や保健、教育、福祉等と連携して進められる。

相対的貧困

その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと。経済協力開発機構（OECD）は、世帯の所得が等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない状態のこととして、国ごとの比較を定期的に公表している。

た行

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。平成 29(2017)年に社会教育法に位置づけられた。

特別支援教育

障害のあるこどもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する児童の福祉の増進に寄与するために支給される手当。支給対象者は、20 歳未満で精神または身体に障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母等。

な行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。

は行

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続きのこと。

ハローワーク（公共職業安定所）

民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う、国（厚生労働省）の機関。地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する。

母子健康手帳

妊娠中からの健康管理と出産の記録や、こどもの健康診査結果、予防接種の記録に使用する手帳。妊娠の届出を行うことで、こども一人につき一冊交付される。

ま行

民生委員児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。児童福祉法による児童委員も兼ねており、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行う。

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

ら行

ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、人生の節目ごとに分けられた段階のこと。

療育

障害や発達上の心配のあるこどもに対し、作業療法、言語療法などの専門療法を行うなど、一人ひとりの特性にあわせて必要な支援を行うこと。



田尻町こども計画

令和7(2025)年3月

《編集・発行》	田尻町 民生部 子育て・地域福祉課 〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1 電話（０７２）４６６－５０１３ FAX（０７２）４６６－８８４１ E-mail:kofuku@town.tajiri.osaka.jp ホームページ:http://www.town.tajiri.osaka.jp/
---------	--



TAJIRI TOWN
Plan for Children, Young People
and Their Families